

豊かなみどりと清流を
ともに未来へつなぐまち
さかど



第3次坂戸市環境基本計画

「豊かなみどりと清流を ともに未来へつなぐまち さかど」 の実現をめざして



地球温暖化による気候変動は、大規模な水害の発生、少雨による河川や湖の枯渇などを世界各地にもたらし、生物の生態系にも大きな影響を与えるなど、その対策は急務であります。また、大量生産、大量消費、大量廃棄を繰り返した結果、限りある資源の減少、ごみや食品ロスの大量発生などを招き、あらゆるものを資源として

循環させ持続可能な経済社会を構築していくことも待ったなしの状況です。

このような状況の中にもありましても、本市では、清流高麗川や里山の緑など豊かな自然環境が数多く残されており、希少動植物や生物多様性の保全を進め、持続可能な経済社会を後世に残していくことは、現代に生きる私たちの責務でもあります。

このような考えのもと、令和4年9月には、脱炭素社会の実現を目指し、都市宣言として、「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」を制定するとともに、新たに、「豊かなみどりと清流を ともに未来へつなぐまち さかど」の実現を目指し、各種施策を総合的かつ計画的に実施するため、第3次坂戸市環境基本計画を策定したところであります。

これらの実現に向け施策を確実に推進してまいりますので、市民の皆様をはじめ、事業者、関係団体の皆様には、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なるご尽力をいただきました坂戸市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

坂戸市長 石川 清

目次

第1章 計画の基本的な考え方 1

- 1 計画策定の背景 2
- 2 計画の目的と位置付け 4
- 3 計画の期間 6
- 4 計画の対象範囲 6
- 5 計画の推進主体 8

第2章 坂戸市をとりまく環境 9

- 1 環境をめぐる社会の動き 10
- 2 坂戸市の概況 13
- 3 前計画の検証 16
- 4 今後に向けた視点 18

第3章 目指すべき環境像と施策 21

- 1 目指すべき環境像 22
- 2 計画の体系 24
- 3 施策の展開 30
 - 基本目標1 脱炭素型の暮らしを実現できるまち
【坂戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】 30
 - 基本目標2 地域の資源を大切に持続可能なまち 42
 - 基本目標3 自然と調和したみどりあふれる清流のまち 48
 - 基本目標4 健康で安全に安心して暮らせるまち 【坂戸市気候変動適応計画】 56
 - 基本目標5 一人一人が環境を学び行動するまち 68

第4章 重点プロジェクト 73

- 1 重点プロジェクトの考え方 74
- 2 各重点プロジェクトの概要 75

第5章 計画の推進方策 81

- 1 計画の進行管理 82
- 2 計画の推進体制 83

参考資料85

資料1 策定経過	86
資料2 環境審議会	87
資料3 市民参加	90
資料4 庁内体制	92
資料5 市民・事業者意識調査の概要	93
資料6 二酸化炭素排出量の算定方法	103
資料7 坂戸市環境基本条例	105
資料8 用語解説	110

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の推進主体

1 計画策定の背景

環境問題は、地球温暖化をはじめ、大気・水・土壌汚染や廃棄物の問題、生物多様性の保全等、身近なものから地球規模に至るものまで、様々なレベルで顕在化しています。

いずれも、私たちの暮らしに係る課題であり、一人一人が環境にやさしいライフスタイルへの転換を進め、協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

本市では、平成 14（2002）年 3 月に『豊かな自然環境と共生するまちづくり』を実現するため「坂戸市環境基本条例」を制定し、基本理念並びに市民、事業者、市の責務を明らかにしています。また、本条例に基づき、『みんなでつくる水と緑の住みよい環境のまち さかど』を目指すべき環境像とした「坂戸市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する様々な施策を推進してきました。平成 25（2013）年 3 月に策定した「第 2 次坂戸市環境基本計画」（以下「前計画」という。）から 10 年が経過した近年では、地球環境をめぐる社会情勢が大きく変化し、特に、国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。本市においても、令和 4（2022）年 9 月 22 日に 2050 年までの脱炭素社会の実現に全力で取り組み二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言 [▶コラム](#)」を都市宣言として制定しました。

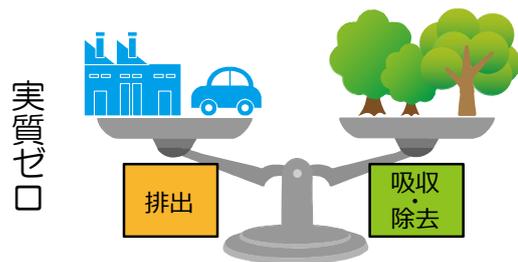
このような環境政策に関する動きや経済・社会状況の変化に対応するとともに、第 7 次坂戸市総合計画の策定に合わせ環境分野における施策を推進するため、令和 6（2024）年度を始期とする「第 3 次坂戸市環境基本計画」を策定したものです。

コラム

ゼロカーボンシティ宣言

日常生活や経済活動等からの二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量と、森林等による温室効果ガス吸収量が、プラスマイナスゼロとなる状態をカーボンニュートラルといい、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現したまちを「ゼロカーボンシティ」といいます。

昨今、こうした脱炭素社会に向けて、「2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロの実現」に取り組むことを表明する地方公共団体が増えています。本市についても、国際社会の一員として、恵み豊かな地球環境を取り戻し、持続可能な社会を実現するため、「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。



坂戸市都市宣言



坂戸市ゼロカーボンシティ宣言

清らかな水辺、緑あふれる森林、そこに生息する多くの生物等の豊かな自然は、私たちの心を潤し、安らぎに満ちた暮らしを育んでいます。そして、これらの自然を、次世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務でもあります。

しかし、近年、地球温暖化の影響により、平均気温の上昇とともに、かつてない規模の異常気象が世界各地で頻発し、人類のみならず地球上の全ての生物の基盤である地球環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、このような気候変動に対処するため、一人一人が強い危機意識を持ち、地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減を確実に進めていかなければなりません。

坂戸市は、国際社会の一員として、地球温暖化対策の推進に関する法律の基本理念に基づき、2050年までの脱炭素社会の実現に全力で取り組むことを宣言します。

恵み豊かな地球環境を取り戻し、持続可能な社会を実現するため、市民、事業者等と一体となり、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

令和4年9月22日

坂戸市

2 計画の目的と位置付け

本計画は、坂戸市環境基本条例第7条に基づき策定するもので、同条例第3条の基本理念の実現に向け、環境に関する長期目標と施策の方向性を示すとともに、市民・事業者・市が環境の保全・創造に取り組むための指針を明示するものです。

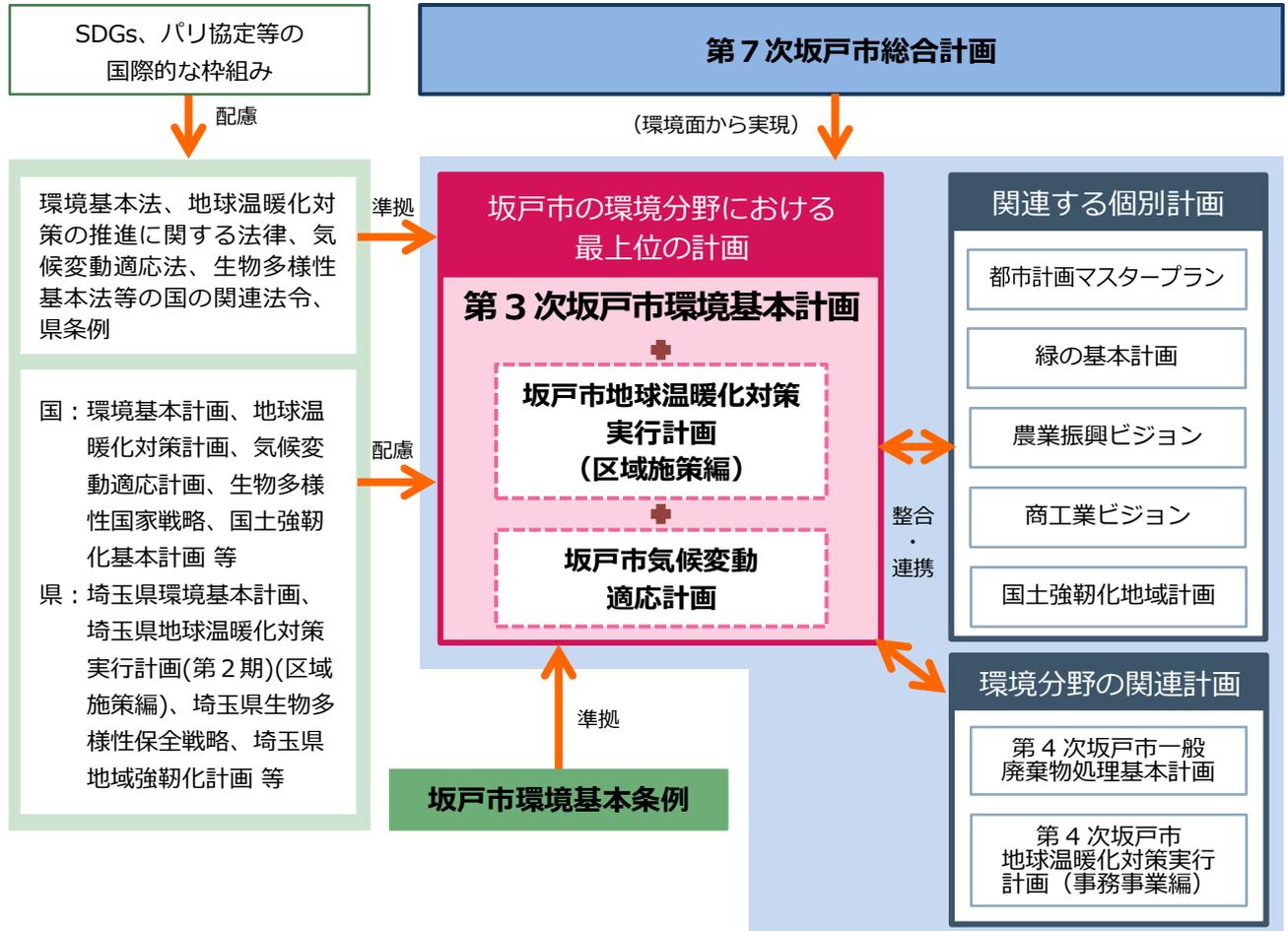
また、本計画は、市の最上位計画である「第7次坂戸市総合計画」に掲げる将来像を、環境面から実現するための環境行政の基礎となる計画であり、市の環境分野における最上位の計画として位置付けています。

さらに、本計画は、「坂戸市ゼロカーボンシティ」の実現に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動に対応するため、気候変動適応法第12条に基づく「坂戸市気候変動適応計画」を包含した計画とします。▶コラムP5

本計画の策定にあたっては、国や埼玉県的环境に関連する計画に配慮するとともに、市が策定する環境に関連する個別計画と整合・連携を図りました。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に貢献し、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するよう取り組みます。

「第3次坂戸市環境基本計画」の位置付け



コラム

「緩和策」と「適応策」

地球温暖化対策の取組には、温室効果ガス排出量の削減・吸収を促進する「緩和」と、温室効果ガス増加の影響で発生する気候変動の悪影響を軽減する「適応」の双方に取り組むことが必要とされています。

気候変動を抑えるためには、「緩和」となるゼロカーボンへの取組が重要である一方で、「緩和」の効果が現れるまでに長い時間がかかります。

最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガスの大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠であり、「緩和」と「適応」の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められています。このため、国においては、緩和策として地球温暖化対策の推進に関する法律を、また、適応策として気候変動適応法を制定しています。



資料：気候変動適応情報プラットフォーム
[\(https://adaptation-platform.nies.go.jp/\)](https://adaptation-platform.nies.go.jp/)

地球温暖化対策の推進に関する法律

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律として、平成10（1998）年に制定されました。法律では、地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献等を目的としています。

また、令和3（2021）年には、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現を明記した改正が行われています。

気候変動適応法

気候変動への適応策を法的に位置づけ、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化し、被害の回避・軽減を図るため、平成30（2018）年に制定されました。

国では、この法律に基づき気候変動適応計画を策定し、自然生態系、農林水産業、自然災害、健康等各分野における情報の提供や効果的な対応策を推進することとしています。また、地域の実情に即し、地方公共団体においても気候変動適応計画の策定を努力義務として規定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、「第7次坂戸市総合計画」の政策を反映するため、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。また、社会状況の変化等により必要が生じた場合及び中間年次となる令和10（2028）年度に見直しを行います。

また、「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、国の地球温暖化対策計画に則して、中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。



4 計画の対象範囲

本計画は、市を取り巻く社会状況の変化、国や県の環境施策等を踏まえ、次に掲げる分野を対象範囲とします。

対象とする地域は坂戸市全域とし、広域的な取組が必要な事項については、国や県、他の地方公共団体等と協力しながら取り組むものとします。

対象範囲となる5つの分野

脱炭素社会

脱炭素社会とは、二酸化炭素排出量実質ゼロが実現した社会のことで、エネルギー消費や温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策が含まれます。【省エネルギー、再生可能エネルギー、脱炭素型まちづくり…等】

循環型社会

循環型社会とは、天然資源の消費の抑制を図ったうえで、環境負荷の低減を図る社会のことで、ごみの発生回避、排出抑制、再使用、再資源化といった廃棄物対策が含まれます。【4R、食品ロス、ごみ処理…等】

自然・みどり、 生物多様性

自然・みどり、生物多様性には、農地や里山等の地域に応じて形成された自然環境、公園等のまちなかのみどり、動植物の保全が含まれます。【みどりと水辺環境、生きもの、水循環…等】

安全・安心

安全・安心には、日常生活環境に関する要素や、防災及び気候変動への適応が含まれます。【公害防止、まちの美化、身近な生活環境問題、気候変動対策…等】

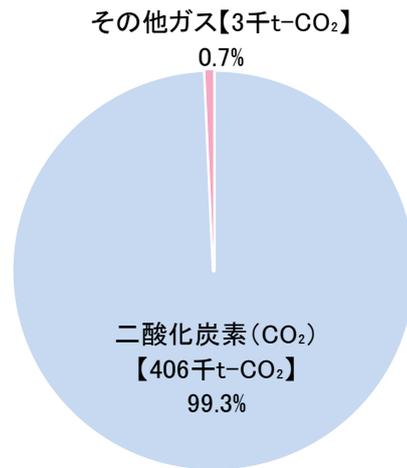
環境教育・学習、 情報発信

社会経済システムや生活様式との関わり等複雑化した環境問題を理解するための機会の創出やそのための情報発信が含まれます。【環境教育、環境活動、パートナーシップ、環境情報の発信…等】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスの対象を7種類としていますが、本市では、排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO₂）が99%以上であることを踏まえ、本計画における対象は二酸化炭素とします。

また、対象となる部門は、国・県と同様に、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物の5部門とします。

本市の温室効果ガス排出量【令和元（2019）年】



- ※ その他のガスの量については、二酸化炭素に換算した値とします。
- ※ その他のガスとは、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）をいいます。

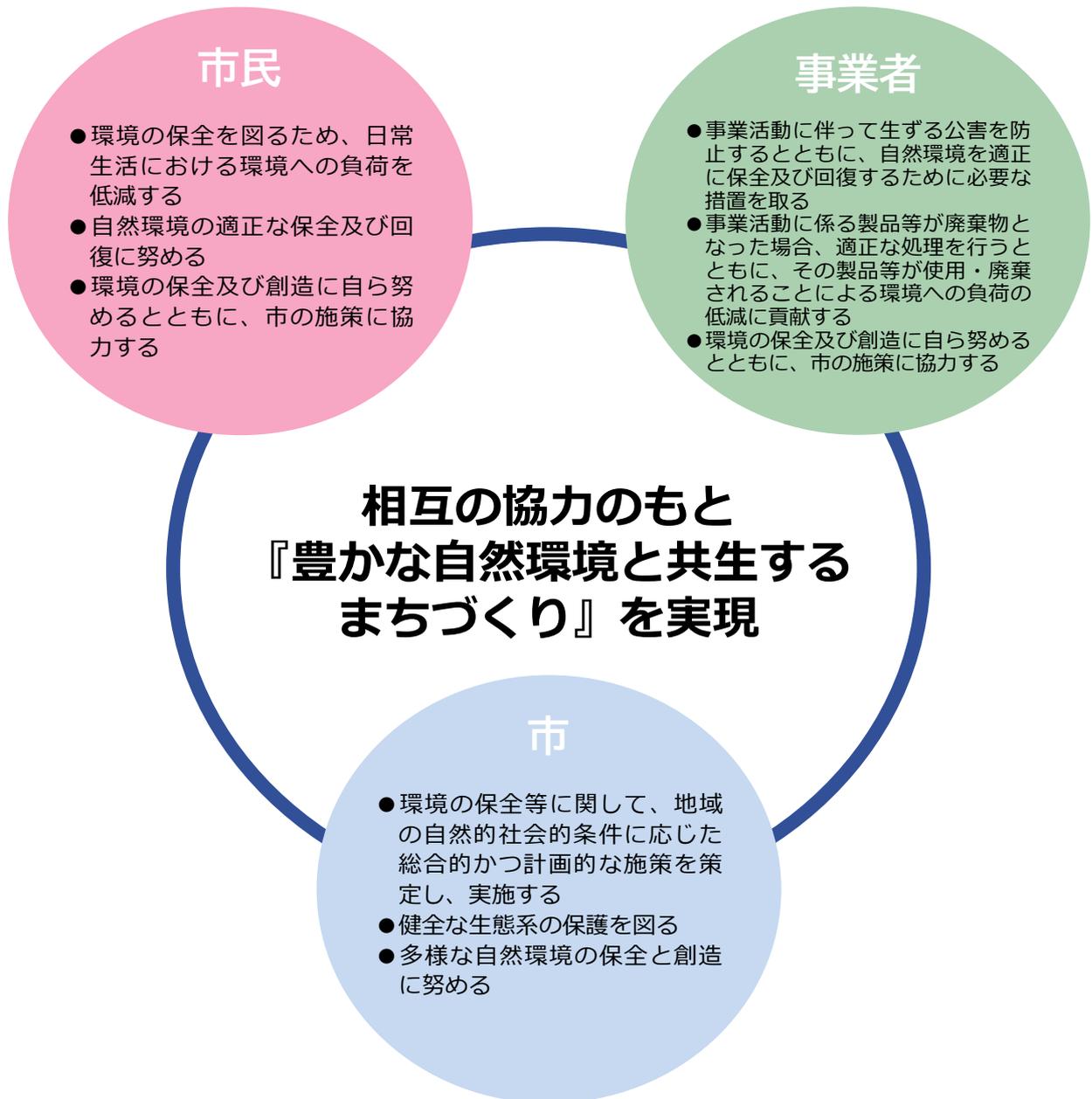
地球温暖化対策の対象部門

対象ガス	対象部門	排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門	製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出 自家用車からの排出は「運輸部門（自動車）」に計上
	運輸部門	自家用車、貨物車、二輪車等の自動車利用、鉄道運行におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物	家庭及び事業所からの可燃ごみに含まれるプラスチック類や合成繊維等の化石燃料由来のごみの焼却に伴う排出

5 計画の推進主体

坂戸市環境基本条例に基づいた市民、事業者、市におけるそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働して「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現します。

各推進主体の役割



第2章 坂戸市をとりまく環境

- 1 環境をめぐる社会の動き
- 2 坂戸市の概況
- 3 前計画の検証
- 4 今後に向けた視点

1 環境をめぐる社会の動き

近年の環境をめぐる社会の動きを、「世界」「国」「埼玉県」の視点から整理しました。

環境全般

気候変動

世界の動向

●持続可能な開発目標（SDGs）▶コラムP12

平成 27（2015）年 9 月「国連持続可能な開発サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は Sustainable Development Goals の略で、2030 年までに達成すべき具体的な目標のことです。

これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。

●パリ協定

平成 27（2015）年 12 月に発効されました。先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス削減に向けた目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施すること等が規定されました。

●グラスゴー気候合意

令和 3（2021）年 11 月「COP26」にて、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑える努力や、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。

国の動向

●第五次環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に策定され、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造や「SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことが掲げられました。環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際等に関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

●2050 年カーボンニュートラル宣言

令和 2（2020）年 10 月、「2050 年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことが宣言されました。これを受け、令和 3（2021）年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。

また、同年 11 月に、既に生じている温暖化による影響に対応するため、気候変動適応計画も改訂されました。

埼玉県の動向

●埼玉県環境基本計画

令和 4（2022）年 3 月に策定され、①温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり、②安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり、③あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくりの 3 つについて 21 世紀半ばを展望した長期的な目標として設定し、環境の保全と創造に関する 8 つの施策の方向を示しています。

●埼玉県地球温暖化対策実行計画

区域施策編では、令和 2（2020）年 3 月に令和 12（2030）年度までを計画期間とする第 2 期計画を策定していますが、令和 5（2023）年 3 月にこれを改正し、2050 年のカーボンニュートラルの実現等を掲げ、令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成 25（2013）年度比 46%削減に引き上げました。

事務事業編においても、同様に 46%以上削減するとともに、更に 50%の高みに向けて挑戦するとしています。

資源循環

●バーゼル条約

有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され環境汚染等の問題が顕在化したことから、平成元（1989）年3月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。第14回会議では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年6月「G20大阪サミット」にて海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。

●第四次循環型社会形成推進基本計画

●食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元（2019）年5月に、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として成立し、食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減する目標を掲げています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和3（2021）年6月に、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、新たな法律を施行しました。

●第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）

埼玉県は、全国第5位の人口規模から廃棄物排出量は全国的に高い水準である一方、都市化が進んだことで最終処分場の確保は困難な状況です。また、経済との両立等の様々な課題がある中で、社会的にも影響が大きく新たに生じた①食品ロスの削減、②プラスチック資源の循環的利用の推進、③廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用について、県の計画の重要課題として位置付けています。

生物多様性

●昆明・モンテリオール生物多様性枠組

「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が令和4（2022）年12月に採択されました。生物多様性の観点から2050年までに「自然と共生する世界」を達成するため、地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等が目標とされています。

●生物多様性国家戦略と30by30

令和5（2023）年3月に世界目標の達成に向けて「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。2050年ビジョンに「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標に「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げています。

また、30by30目標の国内達成に向けてロードマップを公表したほか、自然保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域を「自然共生サイト」に認定する制度が創設されています。

●埼玉県生物多様性保全戦略

県内の生物多様性の保全及び影響を回避又は最小に留めつつ、持続可能な利用の実現に向けて、3つの基本戦略が定められています。この基本戦略では、生物多様性に関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資する取組内容が示されています。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、全世界共通の国際目標として平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール (目標) と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、市民、事業者、地方公共団体等の多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益 (マルチベネフィット) を目指すことが求められています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する。</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

資料：外務省「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

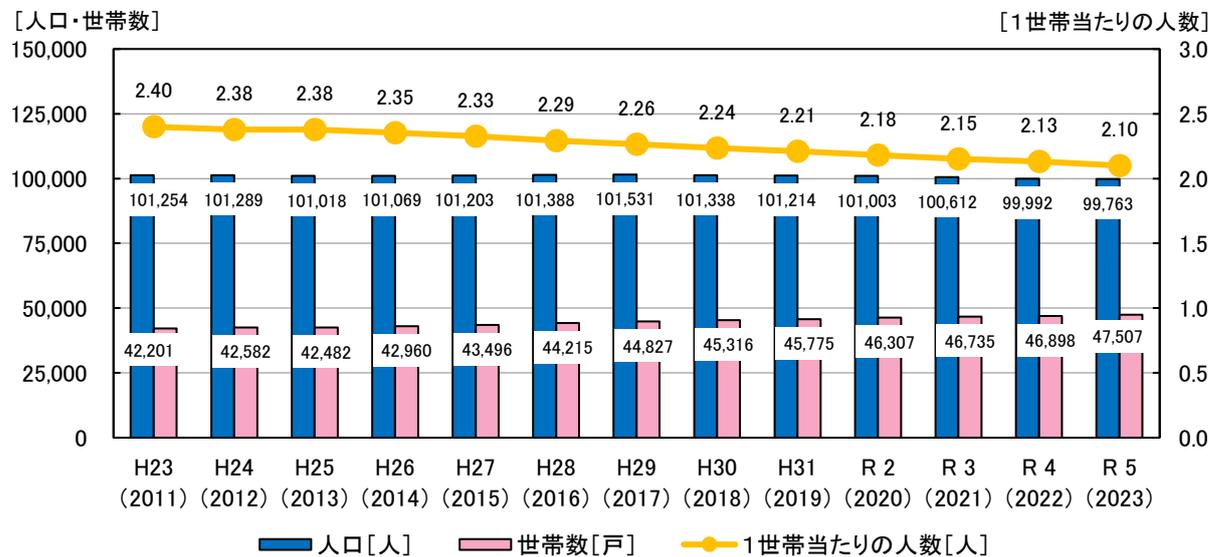
2 坂戸市の概況

2-1 人口・世帯数

令和5（2023）年1月1日現在の人口は99,763人、世帯数は47,507世帯となっています。平成23（2011）年以降、人口は微増減を繰り返しながら推移し、平成29（2017）年をピークにゆるやかな減少傾向がみられます。1世帯当たりの人数は、平成23（2011）年の2.40人から令和5（2023）年には2.10人へと減少しています。

将来の人口推計は、長期的に減少傾向が示されており、令和42（2060）年には人口が約70,560人まで減少すると推計されています。

人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移

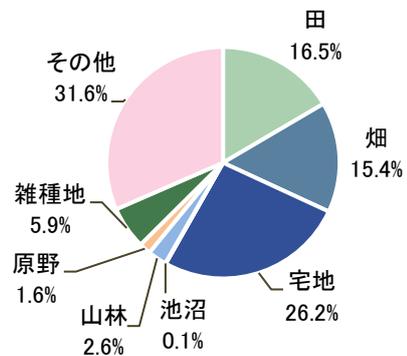


資料：統計坂戸（令和3年度版）、町・字別世帯人口表（令和4年・5年）

2-2 土地利用

地目別の構成面積は、令和3（2021）年時点で田が676.8ha（16.5%）、畑が632.9ha（15.4%）、宅地が1,076.4ha（26.2%）であり、これらが市域の約6割を占めています。

地目別構成面積（令和3年）



※ 端数を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

資料：統計坂戸（令和3年度版）

2-3 産業

● 事業所及び従業者数

令和3（2021）年時点で、第一次産業が4事業所・9人、第二次産業が495事業所・7,708人、第三次産業が2,161事業所・22,212人となっており、第三次産業の比率が高くなっています。全産業のうち、最も事業所数が多いのは「卸売業、小売業」の552事業所（20.8%）、最も従業者数が多いのは「製造業」の6,136人（20.5%）となっています。

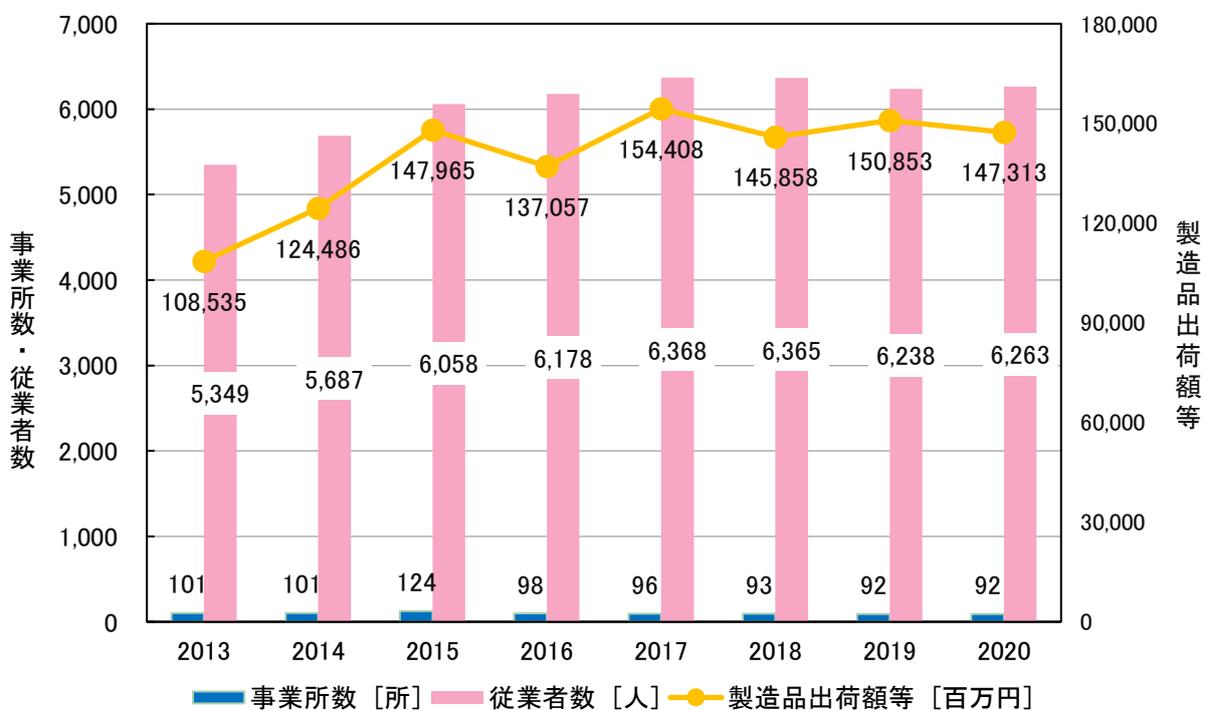
● 工業

事業所数は、平成27（2015）年の124事業所をピークに減少傾向にあり、令和2（2020）年は、92事業所となっています。

従業者数は、平成27（2015）年以降増減を繰り返していますが、概ね6,000人台の前半で推移しています。

製造品出荷額等も、平成27（2015）年以降増減を繰り返していますが、概ね1,450億円から1,550億円で推移している状況です。

工業における事業所数・従業員数と製造品出荷額等の推移

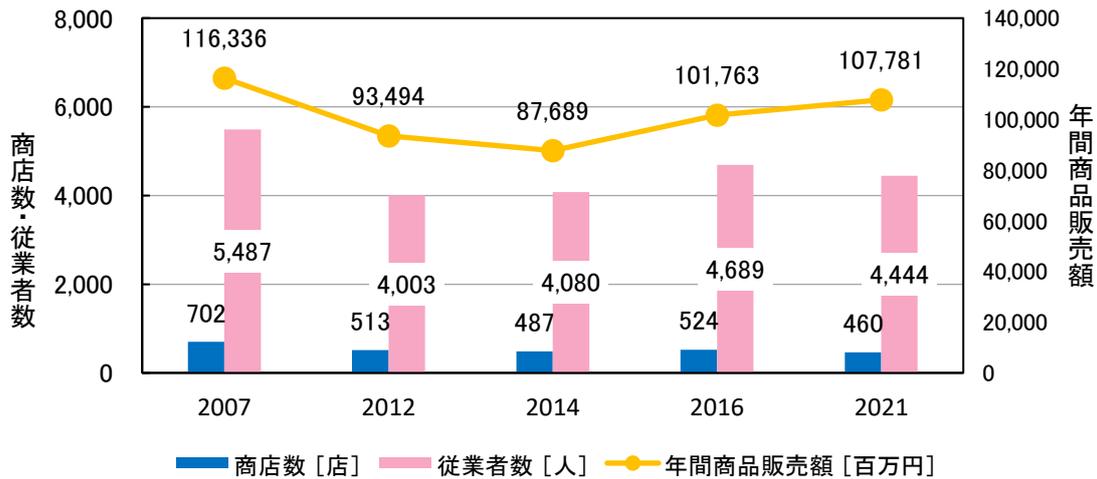


資料：2015年、2020年は経済センサス活動調査（総務省）、その他は工業統計調査（経済産業省）

● 商業

商店数、従業者数、年間商品販売額ともに、平成 19（2007）年から平成 26（2014）年にかけて減少傾向にありましたが、その後、商店数、従業者数は増減しているものの、年間商品販売額は増加傾向に転じています。令和 3（2021）年は、商店数が 460 店、従業者数は 4,444 人、年間商品販売額は約 1,078 億円となっています。

商業における事業所数・従業員数と年間商品販売額の推移



資料：2007 年～2014 年は商業統計調査（経済産業省）、2016 年・2021 年は経済センサス活動調査（総務省）

2-4 交通

鉄道は、東武東上線の若葉駅、坂戸駅、北坂戸駅、東武越生線の西大家駅があり、東京・神奈川方面へのアクセスに優れています。高速道路は、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市内を走っており、インターチェンジも整備されています。また、国道 407 号が市内のほぼ中央部を南北方向に走っており、市内の道路網の骨格となっています。

市内の自動車保有台数は、平成 28（2016）年度以後、67,000～68,000 台の間で推移しており、ほぼ横ばいとなっていますが、軽自動車の保有台数は増加傾向にあります。



3 前計画の検証

坂戸市環境報告書において公表している各指標の達成度（以下、【取組指標評価】）及び現況調査並びに市民意識調査の結果※から把握した環境指標・満足度・向上度（以下【成果指標評価】）による定量的な評価に加え、昨今の社会的な動向等の定性的な評価を踏まえて、前計画の総括評価を実施しました。結果は以下のとおりです。

※市民意識調査は、本計画策定のため令和4年度に実施したもので、参考資料のP93～P98をご覧ください。

基本方針	総評	結果
I 地球にやさしい 循環型社会のまち (地球環境)	<p>【取組指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前計画における取組が適切に実施されており、概ね目標達成に近づいています。住宅用太陽光発電システム補助等は、蓄電池との併用等二一ズの変化があることから、目標項目の見直しが必要です。 <p>【成果指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市域のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は、国の基準年度（平成25(2013)年）と比較し、順調に減少しているものの、「地球温暖化に配慮した暮らし」の満足度は高くなく、取組の強化が必要です。 ●プラスチック資源循環促進法の施行により、製品プラスチックの再資源化が努力義務となったことから、更なるごみの減量に向けて、取組の強化が必要です。 	<p>B</p> <p>前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し</p>
II 美しい緑にあふれ、 清流が流れるまち (自然環境)	<p>【取組指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑化活動や環境学館いずみによる自然調査等、前計画の取組が実施されていますが、保存樹林の指定面積等の目標は達成できていない状況です。 <p>【成果指標評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●目標は達成されていませんが、市民の自然や生きものの豊かさへの満足度は高い状況であり、また、希少な動植物も継続して確認されていることから自然や生物多様性は良好な状況が維持されているといえます。 ●水循環基本法の改正を踏まえ、滝不動の湧水等をもつ本市においても、水が本市のみならず、流域共有の財産であることを再認識し、流域の地方公共団体と連携しながら健全な水循環を維持していくことが必要です。 ●樹林地や農地等は、雨水貯留や雨水地下浸透機能により、大雨等の被害を軽減するグリーンインフラ¹としての防災・減災の視点も含めたうえで、健全な水循環の形成、樹林地や農地の保全の重要性を示していくことが必要です。 	<p>B</p> <p>前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し</p>

【総合評価基準】

「取組指標評価」及び「成果指標評価」をもとに、施策等の見直しの必要性を含めて総合的に評価したものです。

A：前計画の方針、事業を継続

B：前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し

C：前計画の方針、事業内容等を再検証

基本方針	総評	結果
Ⅲ 健康で安心して暮らせるまち (生活環境)	【取組指標評価】 <ul style="list-style-type: none"> ●前計画における取組が適切に実施されており、概ね良好な環境状態を維持しています。 ●水質は、流域の下水道整備率等が増加しているものの、河川の大腸菌群数の環境基準の達成状況に変化がないため、継続的な対策が必要です。 	A 前計画の方針・事業を継続
Ⅳ 身近に緑が感じられる潤いのある快適なまち (快適環境)	【取組指標評価】 <ul style="list-style-type: none"> ●前計画の取組が実施されており、公園整備等は順調であるものの、まちの緑化等の身近なみどりに関連する目標は達成できていません。 【成果指標評価】 <ul style="list-style-type: none"> ●まちなかのみどりの満足度は充足していますが、地域の緑化活動の参加割合は15%に満たない状況です。減少しつつある身近なみどりの確保にあたり、市民・事業者の協力による取組の改善が必要です。 ●気候変動の影響による風水害の被害のリスクが想定されますが、「災害などからの安全性」の満足度は高くなく、更なる気候変動災害に備えた安全・安心なまちづくりの取組が必要です。 	B 前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し
Ⅴ 一人一人が環境を学び、行動するまち (参加・学習)	【取組指標評価】 <ul style="list-style-type: none"> ●前計画の取組が実施されており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまでは、環境学館いずみの利用者数等は増え、目標達成に近づいていた状況です。 ●環境教育プログラム等環境学習関連事業の参加者数は減少傾向にあります。講座やイベント等の情報発信の方法の検討が必要です。 【成果指標評価】 <ul style="list-style-type: none"> ●市民の満足度が充足していないため、既存施策の改善・拡充が必要です。 	B 前計画の事業を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し

- ▶① グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・住居環境の向上や防災・減災等多様な効果を得ようとすることをいう。

4 今後に向けた視点

4-1 計画策定に向けた新たな視点

国内外の動向を踏まえ、本計画の策定にあたっては、新たに次の視点を取り入れた施策を展開していくこととします。

●環境・経済・社会の統合的な課題解決	国連持続可能な開発サミットを受け、国の第五次環境基本計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に基づき、環境・経済・社会の統合的な課題解決に取り組む考え方が盛り込まれています。環境対策においても、温室効果ガスの排出削減、緑地の保全、生活環境の良好化等直接的な効果だけでなく、地域の防災・減災、経済の活性化等地域の経済や社会等の様々な課題解決につながるものと考えます。
●2050年脱炭素社会の実現	「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、これまでの「排出抑制・低炭素」の考え方から「排出削減・脱炭素」へとシフトを図り、徹底的な省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、建築物や移動手段の脱炭素化等、地球温暖化対策の底上げと強化を図る必要があります。
●循環経済▶コラム P20 (サーキュラーエコノミー)への移行	循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R▶①の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、今後持続可能な経済成長や発展を実現するため重要とされています。環境分野においても、この考え方に基づき、商品・サービスの選択・購入、ごみにしない仕組みづくり、食品ロスの削減等様々な課題に取り組むことが必要です。
●気候変動に適応するレジリエント▶②なまちづくり	顕著化する気候変動の影響によるリスクを把握したうえで、多様なリスクに対応していくことが必要です。防災・減災につながるグリーンインフラや災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギー等災害にも有効なレジリエントなまちづくりを進めていくことが重要です。

▶① 3Rとは、リデュース（Reduce：ごみを減らす）、リユース（Reuse：再利用する）、リサイクル（Recycle：再資源化する）の3つのR（アール）の総称をいう。

▶② レジリエントとは、防災分野や環境分野においては、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

4-2 各分野における検討すべき主な課題

前計画の検証内容や計画策定に向けた新たな視点を踏まえ、各分野における検討すべき主な課題を整理しました。

脱炭素社会

これまでの取組により、省エネルギー行動が日常に定着してきていますが、脱炭素社会の実現に向け更なる取組が必要です。

- ① 再生可能エネルギーの導入の加速
 - ② エネルギー消費量削減の取組の一層の拡充
 - ③ 脱炭素型まちづくりの推進
- 等

循環型社会

市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量が減少していないため、ごみの減量化に向けた更なる啓発のほか、循環経済の考え方に基づき、身近な問題から着手していく必要があります。

- ① ごみの減量化・資源化の取組の継続的な推進
 - ② 食品ロスの削減
 - ③ プラスチックごみの削減・循環経済への移行
- 等

自然・みどり、 生物多様性

市内の多様な生きもの、豊かなみどりや水辺、湧水等は市民にとって大切な資源であることを認識し、継続的な環境保全に努めるとともに、グリーンインフラの視点から取り組む必要があります。

- ① 水辺の保全と健全な水循環の確保
 - ② まとまったみどりの保全とまちなかのみどりの創出
 - ③ 生物多様性の保全と理解の促進
- 等

安全・安心

従来の公害対策や不法投棄の解消等に加え、深刻化する自然災害等から市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図る必要があります。

- ① 公害対策の継続的な実施
 - ② 快適な生活環境の確保
 - ③ 持続可能でレジリエントなまちづくり
 - ④ 気候変動に対する適応策の推進
- 等

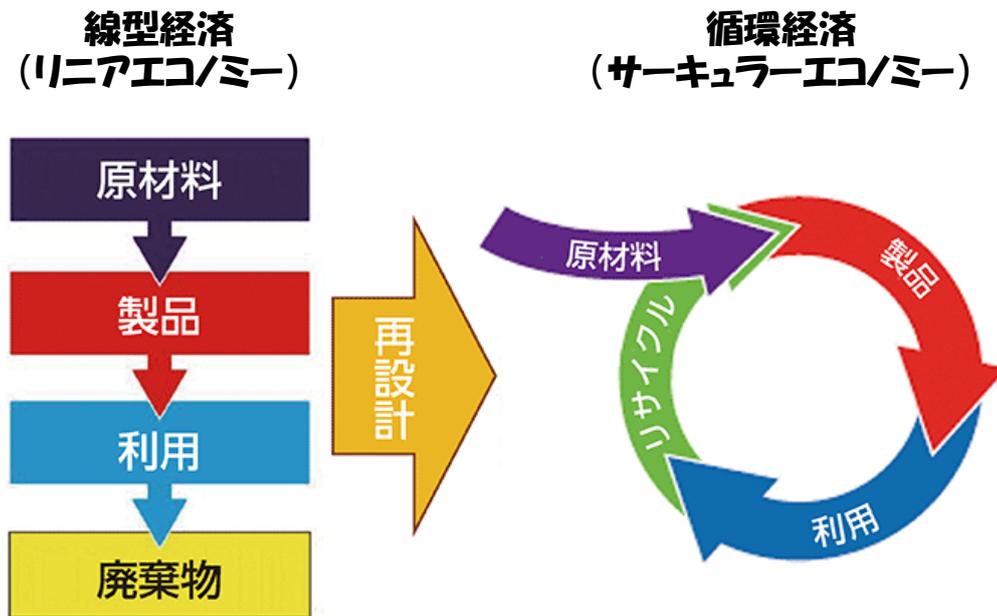
環境教育・学習、 情報発信

環境学習関連事業の参加者数は減少傾向にあるため、ICT 等の活用や情報発信のあり方等更なる取組の強化が必要です。

- ① 多様な世代に向けた環境教育・環境学習の推進
 - ② 事業者に向けた環境教育・環境学習の推進
 - ③ 環境関連情報の受発信の改善
 - ④ 環境活動の拡大
- 等

従来の 3R の取組に加え、資源の利用と消費の量を抑えつつ、今ある資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済活動のことを、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」といいます。大量生産・大量消費を前提として、資源の循環利用を想定していない「線型経済（リニアエコノミー）」の反対の概念として位置付けられます。

大量生産・大量消費型の経済活動は、気候変動問題や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、様々な環境問題にも密接に関係していることから、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の流れとなっています。



資料：環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

第3章 目指すべき環境像と施策

1 目指すべき環境像

2 計画の体系

3 施策の展開

1 目指すべき環境像

1-1 上位計画との整合性と考え方

令和5（2023）年に策定した「第7次坂戸市総合計画」では、目指すべき坂戸市の将来像を『住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど』と定めています。これは、世代を超えた多くの人が坂戸市の魅力を感じ、「坂戸にきたい、居続けたい」と思える姿を、みんなで共有していけるような合言葉としての想いが込められています。また、将来像の実現に向けて目指すべき方向性を行政分野ごとに示しており、環境分野では「4 自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまち」を掲げ、自然と暮らす居心地の良さと都市の利便性を兼ね備えた、活気に満ちあふれたまちづくりを推進することが求められています。

本計画では、「第7次坂戸市総合計画」を踏まえた長期的な視点及び脱炭素社会の実現等新たな視点に立ち、持続可能な開発目標のもと、「豊かなみどりと清流を ともに未来へつなぐまち さかど」を目指すべき環境像として定め、豊かな自然環境の保全に努め、自然と共生するまちづくりを進めます。

第7次坂戸市総合計画（抜粋）

将来像

目指すべき坂戸市の将来像を次のとおり定めます。

住みつづけたいまち
子育てしたいいまち さかど

まちづくりの基本方向

まちづくりの基本方向とは、
将来像の実現に向けて目指すべき方向性を行政分野ごとに示したものです。

4 自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまち 【都市、環境、産業】

自然と暮らす居心地の良さと都市の利便性を兼ね備えた、
活気に満ちあふれたまちづくりを推進します。

1-2 本計画の目指すべき環境像

豊かなみどりと清流を

ともに未来へつなぐまち さかど

目指すべき環境像は、豊かな自然との共生、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となり、ともに様々な施策に取り組み、本市の恵み豊かなみどりや清流高麗川などを、未来の子どもたちにつないでいく決意を込めたものです。



2 計画の体系

2-1 基本目標

本計画の目指すべき環境像を実現するため、5つの分野ごとに基本目標を定め、計画を推進します。

5つの基本目標

1 脱炭素社会 ⇒ 脱炭素型の暮らしを実現できるまち

市域におけるエネルギー消費量の削減と再生可能エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素排出量を着実に削減させ、脱炭素社会の実現を目指します。

また、本基本目標は、「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含するものとします。

2 循環型社会 ⇒ 地域の資源を大切にした持続可能なまち

循環経済の考え方にに基づき、ごみや食品ロスの削減と再資源化を進め、地域資源の有効活用を図ります。

3 自然・みどり、生物多様性 ⇒ 自然と調和したみどりあふれる清流のまち

市内の多様な生きもの、豊かな自然やみどりの保全、創造に努めるとともに、水辺の保全と健全な水循環の形成を進めます。

4 安全・安心 ⇒ 健康で安全に安心して暮らせるまち

公害対策や不法投棄の解消、景観の保全等により快適な生活環境の形成を進めるとともに、気候変動による自然災害への対応の強化と健康被害の低減を図ります。

また、本基本目標は、「坂戸市気候変動適応計画」を包含するものとします。

5 環境教育・学習、情報発信 ⇒ 一人一人が環境を学び行動するまち

環境にやさしい行動の実践を進めるため、環境教育や環境学習を積極的に推進するとともに、ICT等の活用や市民・事業者等との連携による環境保全活動の拡充を図ります。

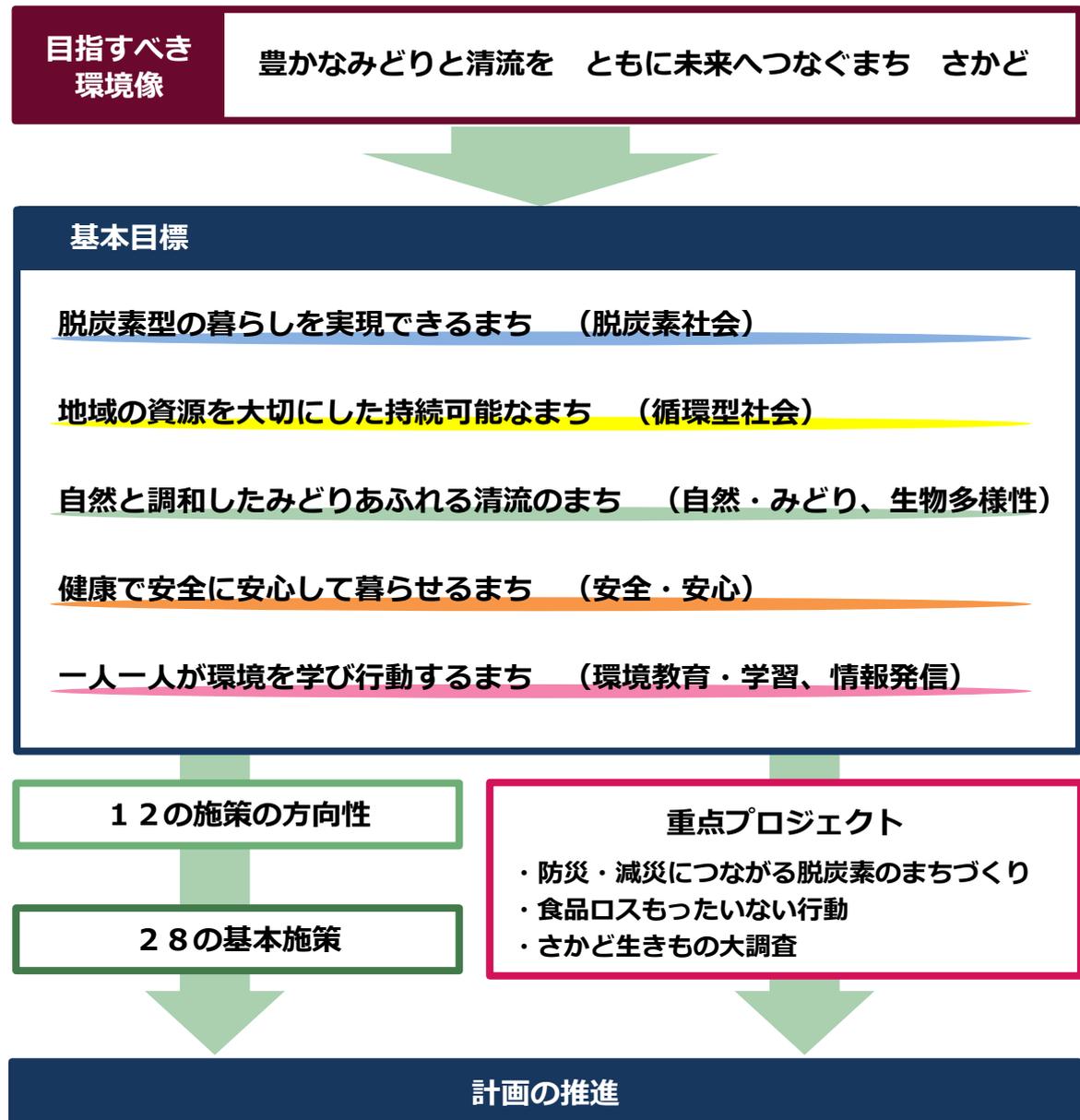
2-2 計画の構成

本計画の構成は、「目指すべき環境像」を実現するため、5つの「基本目標」ごとに、基本目標の達成に向けた方向性を「施策の方向性」として明らかにするとともに、その方向性に沿い具体的な取組を「基本施策」として定め、施策を推進します。

また、「基本施策」とは別に、複数の分野にまたがる事業等を「重点プロジェクト」として施策を展開していきます。

なお、基本目標の達成はSDGsに貢献することから、関連する主なSDGsを基本目標ごとに示します。また、「10年後の坂戸市の姿」を示し、基本目標の達成イメージをより具体化するとともに、基本目標の達成のためには、市民・事業者の協力が重要であることから、それぞれの取組事項を示します。

計画の全体構成



2-3 計画の体系図

目指すべき
環境像

豊かなみどりと清流を
ともに未来へつなぐまち
さかど

基本目標と関連する主な SDGs

脱炭素社会

【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

1 脱炭素型の暮らしを実現できるまち



循環型社会

2 地域の資源を大切にしたい持続可能なまち



自然・みどり、生物多様性

3 自然と調和したみどりあふれる清流のまち



安全・安心

【坂戸市気候変動適応計画】

4 健康で安全に安心して暮らせるまち



環境教育・学習、情報発信

5 一人一人が環境を学び行動するまち

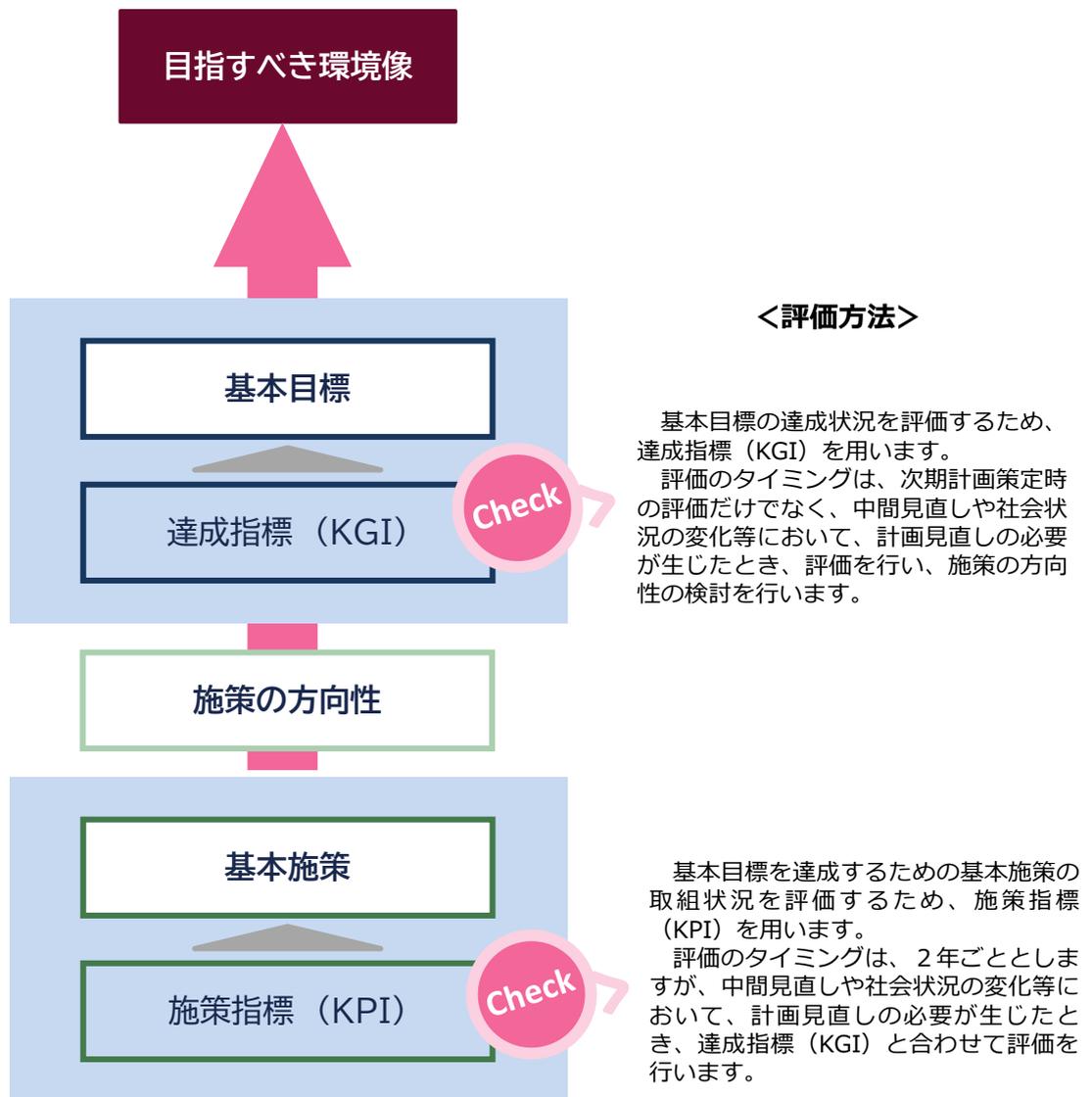


施策の方向性	基本施策
1-1 再生可能エネルギーの導入を 促進します	(1) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進 (2) 再生可能エネルギー由来の電力の推進
1-2 省エネルギー行動を促進します	(1) 家庭における省エネルギー行動の促進 (2) 事業所等における省エネルギー行動の促進
1-3 脱炭素型のまちづくりを推進します	(1) 建築物等の省エネルギー化の推進 (2) 移動手段の脱炭素化の促進 (3) スマートコミュニティの推進
2-1 4Rによる資源の有効活用を 推進します	(1) 4Rの普及、推進 (2) 食品ロス削減の推進 (3) プラスチック使用削減の推進
2-2 環境に配慮したごみ処理体制を 推進します	(1) 適正な収集・処理体制の整備、充実 (2) 廃棄物の再資源化の推進
3-1 自然環境を保全し、みどりの創出を 推進します	(1) 水辺空間の保全と水循環の再生 (2) まちなかのみどりの保全、創出 (3) 農地、里山環境の維持、保全
3-2 生物多様性の保全を推進します	(1) 生物多様性の保全と普及啓発の推進 (2) 動植物の生息・生育環境の保全
4-1 公害のないまちづくりを推進します	(1) 公害防止対策の推進 (2) 継続的な監視、測定の実施
4-2 快適な生活環境の整備を促進します	(1) まちの美化、不法投棄対策の推進 (2) まちなみ景観の維持、向上
4-3 気候変動適応策を推進します	(1) 気候変動に適応したまちづくりの推進 (2) 健康被害対策の推進
5-1 環境教育・環境学習を推進します	(1) 学校における環境教育の充実 (2) 地域における環境学習機会の拡充
5-2 環境保全活動を拡充します	(1) 環境に関する情報受発信の充実 (2) 環境保全活動、イベントの充実 (3) 環境リーダーの育成

2-4 指標の設定

本計画では、5つの基本目標ごとに「達成指標」を設定し、基本目標に対する施策の評価を行うこととし、さらに、その進捗状況进行评估するため、主な基本施策に「施策指標」を設定し、評価の明確化を図ります。

目指すべき環境像の実現に向けた構成イメージ図



● 朝の幻想的な風景



撮影場所：多和目高麗川 1 号堰

● 浅羽の夕暮れ



撮影場所：浅羽ビオトープ

資料：第8回めつたさかど！デジタルフォトコンテスト（坂戸市）

3 施策の展開

基本目標 1

脱炭素型の暮らしを実現できるまち
【 坂戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 】

■ 10年後の坂戸市の姿

市民、事業者のなかに、省エネルギー行動の実践は、当たり前のように暮らしへ溶け込んでいます。また、省エネルギー型機器や次世代自動車の導入が進んだ脱炭素型の暮らしを、市内の誰もが無理なく、普段の生活や事業活動で実践しています。

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入は、市域全体に拡大し、加えて断熱性能の高い建物が増えることでエネルギー消費量が減少し、二酸化炭素の排出量も削減されるなど、まち全体が、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、着実に進んでいます。

関連する主なSDGs



■ 達成指標 (KGI)

達成指標項目	現状 (令和2 (2020) 年度)	目標 (令和12 (2030) 年度) ※
市域における二酸化炭素排出量	398 (千 t-CO ₂)	275 (千 t-CO ₂)
再生可能エネルギーの導入容量	22,306kW	44,000kW

※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」の中長期目標は、国の地球温暖化対策計画に準じて設定することから、基本目標1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の目標年度のみ、令和12 (2030) 年度とします。

■ 坂戸市の現状 ～脱炭素社会分野～

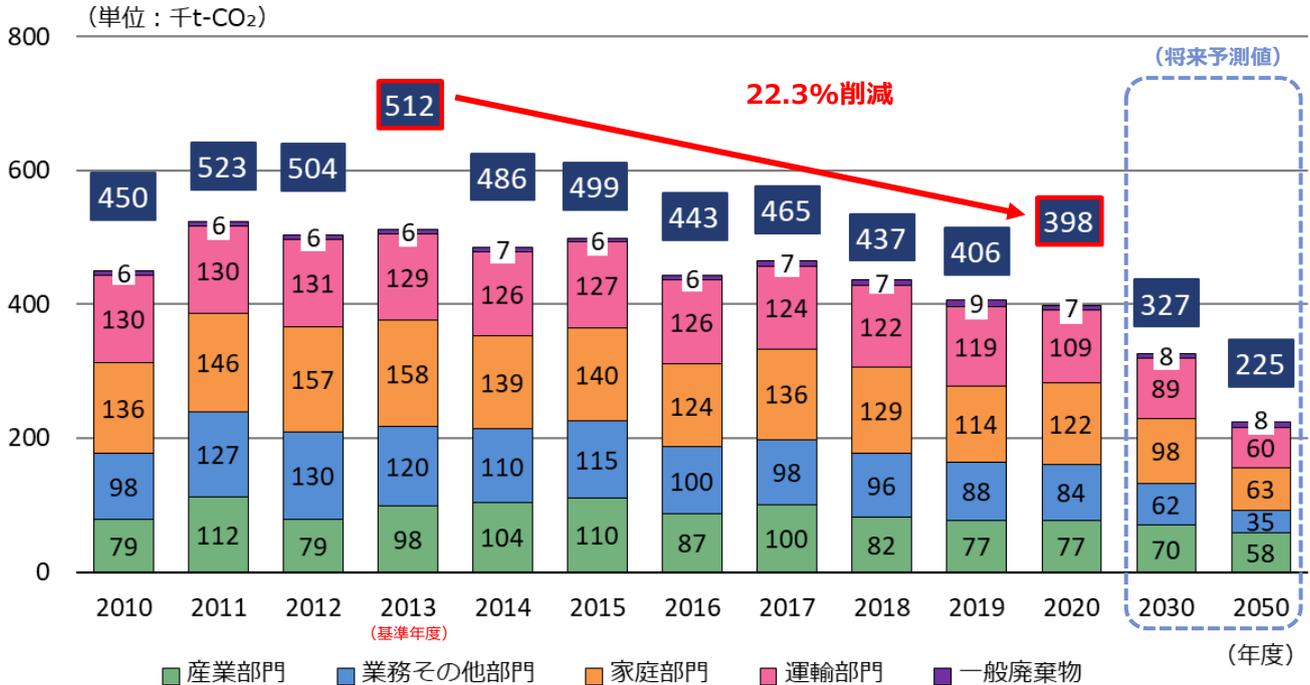
○ 市域における二酸化炭素排出量の推移と将来予測

本市の二酸化炭素の排出量は、平成23（2011）年度をピークに減少傾向で推移しています。基準年度である平成25（2013）年度の排出量512千 t-CO₂と比較し、直近の令和2（2020）年度では398千 t-CO₂と、基準年度比で22.3%減少しています。

また、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年3月）」を参考に対前年度増加率平均を用いて将来予測値^{▶①}を算出した結果、2030年度には327千 t-CO₂となり基準年度比約36%の減少、2050年度には225千 t-CO₂で基準年度比約56%の減少と確実に減少を続けますが、2050年までの脱炭素社会の実現のためには更なる対策強化が必要な状況です。

▶① 将来予測値とは、現在の人口・世帯の増減、事業活動等の社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合を想定して算出した推計値をいう。

市域における二酸化炭素排出量の推移



※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

資料：埼玉県「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果 2020 年度版」

基準年度（平成25（2013）年度）の部門別の排出量割合をみると、家庭部門が30.9%と最も多く、25.2%の運輸部門、23.5%の業務その他部門と続いています。

直近の令和2（2020）年度における基準年度に対する部門別の削減率は、業務その他部門の減少率が高く、△30.1%となっており、家庭部門△23.1%、産業部門△21.9%と続いています。一般廃棄物は13.7%の増加となっています。

部門別の排出量割合と基準年度からの削減率

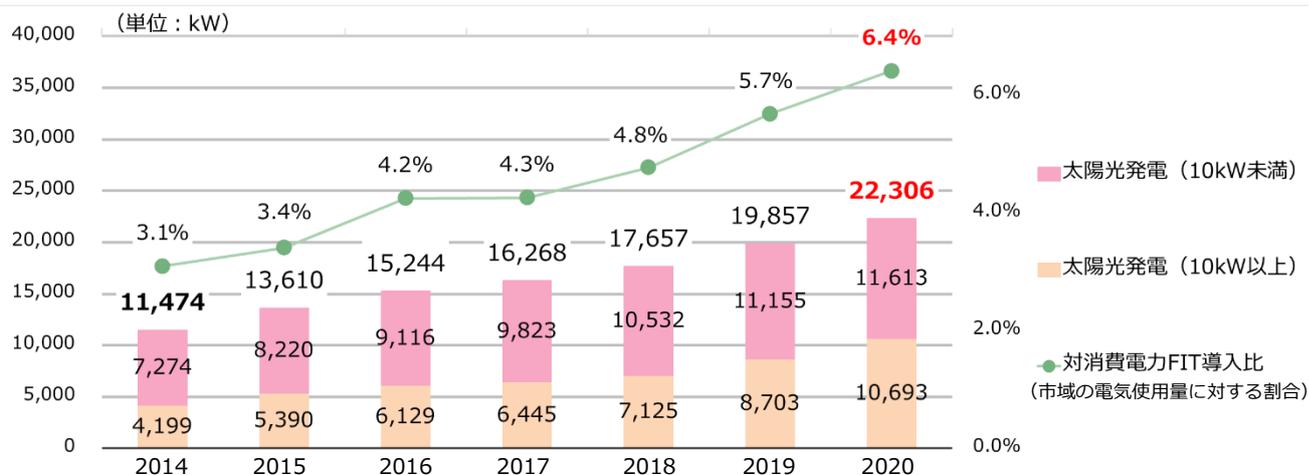
部門別排出量 【上段：千t-CO ₂ 、下段：%】	2013年度 【基準年度】	削減率 →	2020年度 【直近】
産業部門	98 (19.1%)	△ 21.9%	77 (19.2%)
業務その他部門	120 (23.5%)	△ 30.1%	84 (21.1%)
家庭部門	158 (30.9%)	△ 23.1%	122 (30.5%)
運輸部門	129 (25.2%)	△ 15.8%	109 (27.2%)
一般廃棄物	7 (1.3%)	13.7%	8 (1.9%)
合計	512	△ 22.2%	398

※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

○ 市域における再生可能エネルギーの導入状況

本市の令和2（2020）年度の再生可能エネルギーの導入容量（FIT 認定分）累積は、22,306kW で、内訳は10kW未満の太陽光発電が11,613 kW（52.1%）、10kW以上の太陽光発電が10,693 kW（47.9%）となっています。発電量に換算すると28,081MWhにあたり、市域の電気使用量に対する割合は、6.4%となっています。経年でみると着実に増加し、平成26（2014）年度と比較して、約2倍に増加しています。

再生可能エネルギーの導入容量の推移



※ 本項目の再生可能エネルギー導入容量は、経済産業省 固定価格買取制度 情報公開用 WEB サイト「B 表 市町村別認定・導入量」から集計したものです。

※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

資料：環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ」（2022年）

○ 市域における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省「REPOS^{▶①}」によると、本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが高いのは、太陽光発電となっており、最大で電気は386MW、発電量にして526,607MWh/年のポテンシャルがあるとされています。令和2（2020）年度の市域の電気使用量は438,018MWhであり、太陽光発電で市域の電力を賄えるほどのポテンシャルがあるといえます。

しかしながら、導入ポテンシャル量は、建物や土地の面積から、法令等の制約や事業採算性を考慮した係数を乗じて算出された発電量であり、導入可能量ではないものの、本市には太陽光発電導入の可能性がまだあることを示しています。

- ▶① REPOS（リーボス）とは、環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム」を指し、地域ごとの再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として開設されたポータルサイトをいう。

市域における太陽光発電の導入ポテンシャル量

中区分	小区分1	小区分2	導入ポテンシャル	単位
建物系	官公庁		3.0	MW
			4,107.2	MWh/年
	病院		1.4	MW
			1,863.8	MWh/年
	学校		9.9	MW
			13,445.4	MWh/年
	戸建住宅等		136.2	MW
			188,237.8	MWh/年
	集合住宅		8.0	MW
			10,887.3	MWh/年
工場・倉庫		16.2	MW	
		21,929.1	MWh/年	
その他建物		104.4	MW	
		141,484.4	MWh/年	
鉄道駅		0.3	MW	
		344.7	MWh/年	
		合計	279.3	MW
			382,299.8	MWh/年
土地系	最終処分場	一般廃棄物	4.0	MW
			5,452.3	MWh/年
	耕地	田	10.4	MW
			14,123.0	MWh/年
		畑	66.2	MW
			89,733.0	MWh/年
	荒廃農地 [※]	再生利用可能（営農型）	7.6	MW
			10,349.2	MWh/年
		再生利用困難	18.2	MW
			24,650.0	MWh/年
ため池		0.0	MW	
		0.0	MWh/年	
		合計	106.5	MW
			144,307.5	MWh/年

※ ここでいう荒廃農地のポテンシャル量については、荒廃農地の内、農地として再生利用可能な土地には営農型太陽光を設置し、再生利用困難な土地には地上設置型太陽光を設置した場合の推計値を示しています。

資料：環境省「REPOS 自治体再エネ情報カルテ」Ver.1（2022年4月1日）

■ 施策の方向性と基本施策

本市では、これまでも、地球温暖化問題を世界共通の問題として捉え、温室効果ガス削減に向けた取組を実施してきたことから、省エネルギー機器の普及等と相まって二酸化炭素排出量は減少を続けており、一定の効果を収めています。

今後は、本計画の目標年次である令和12（2030）年度までを、脱炭素社会の実現への加速期間としてとらえ、基準年度である平成25（2013）年度比で46%削減を計画目標とします。

また、「低炭素」から「脱炭素」へと考えを転換させ、太陽光発電の導入目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入を促進するほか、省エネルギー行動の徹底、建築物や移動手段における脱炭素化の促進等により市域全体の脱炭素化を図ります。

これらの取組を長期にわたり継続して推進することで、着実に排出量を削減し、2050年までの脱炭素社会の実現を目指します。

計画目標

令和12(2030)年度までに、平成25(2013)年度比で
二酸化炭素排出量46%削減

導入目標

令和12(2030)年度までに、太陽光発電導入容量(累計)を
44,000kW以上導入

長期目標

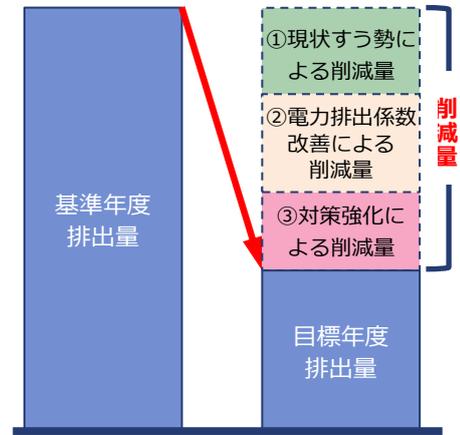
2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ

二酸化炭素削減量の考え方

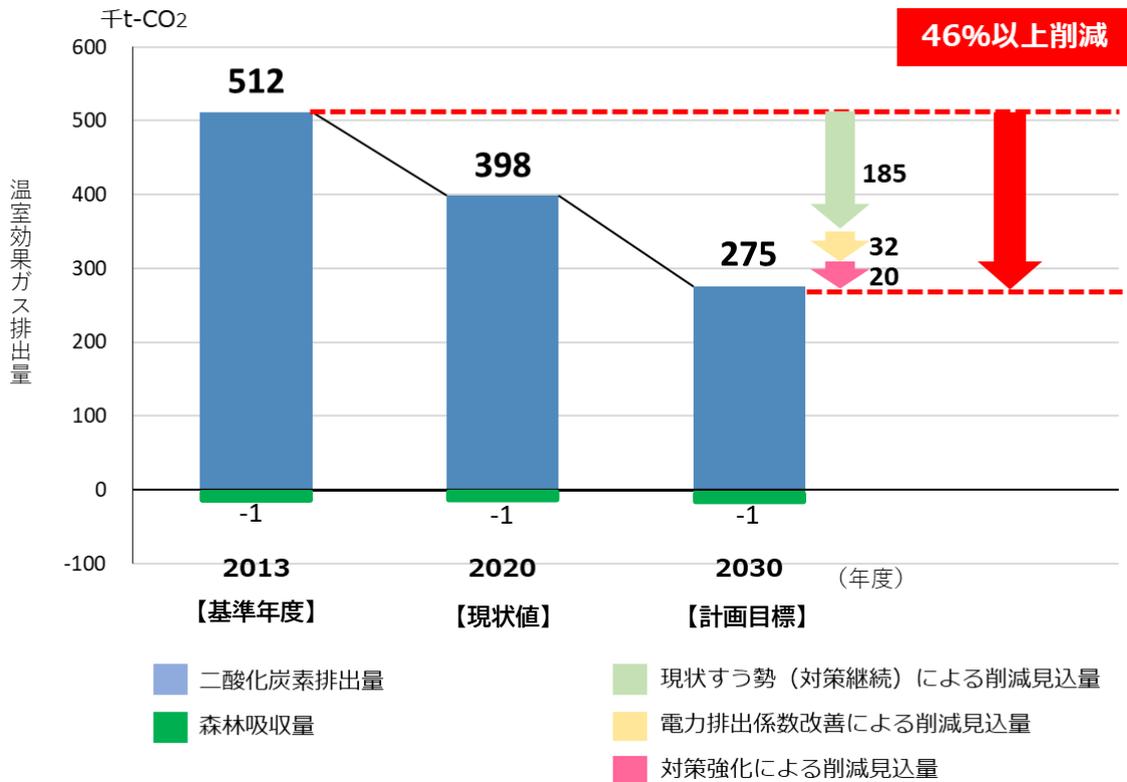
基準年度からの二酸化炭素削減量は、①現状すう勢（対策継続）による削減量、②電力排出係数^{▶①}改善による削減量、③対策強化による削減量を積み上げて算出しています。

①現状すう勢（対策継続）と②電力排出係数改善は、これまでの取組が現状のまま進んでいくことによる削減量で、国や県の制度変更、科学技術等の進展による削減量も含まれます。

③対策強化は、市民や事業者の行動変容、省エネルギー型の設備機器の導入・更新、再生可能エネルギー設備の導入、建物の省エネルギー化の促進等、市の施策によりこれまで以上の水準で取り組むことで削減される量を削減可能量として試算しています。



本市における二酸化炭素削減



▶① 電力排出係数とは、電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素(CO₂)を排出したかの目安であり、電力使用量(kWh)に電力会社の電力排出係数(kg-CO₂/kWh)を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素(CO₂)を算出する。

方向性1-1 再生可能エネルギーの導入を促進します

地域特性に合った太陽光発電の導入を更に普及させるため、適切な情報の発信に努めます。また、再生可能エネルギー由来の電力契約を促し、間接的な再生可能エネルギーの導入を促進します。

○ 基本施策 1-1 (1) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

施策	主な担当課
① 自然環境や生活環境に配慮した太陽光発電システム設置の普及啓発に努め、更なる導入促進を図ります。	環境政策課
② 住宅用太陽光発電システム設置補助制度等を通じて、家庭への再生可能エネルギー導入を促進します。	環境政策課
③ 国及び県の支援制度の情報発信を通じて、事業者への再生可能エネルギー導入を促進します。	環境政策課 商工労政課 ほか
④ 家庭や事業所における再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電や災害時等の非常用電源となる蓄電池の導入を促進します。	環境政策課 商工労政課 ほか
⑤ 太陽光発電システムの導入に対し、第三者所有型（PPA モデル）▶ ¹ や営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）▶ ² 等、様々な手法について、情報発信に努めます。	環境政策課 農業振興課

○ 基本施策 1-1 (2) 再生可能エネルギー由来の電力の推進

施策	主な担当課
① 市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しを呼びかけます。	環境政策課 商工労政課 ほか
② 公共施設において再生可能エネルギー由来の電力の導入を推進します。	施設管理課 各施設の主管課

▶¹ 第三者所有型（PPA モデル）とは、Power Purchase Agreement の略で、電力販売契約をいう。太陽光発電システム導入方法の一つであり、PPA 事業者との契約により、太陽光発電システムを初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスも PPA 事業者が行う仕組みのことをいう。契約期間が終わった後は、契約により設備を譲り受けることができるが、契約終了までの間、利用者は PPA 事業者を利用した分の電気代を支払う。

▶² 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）とは、農地法の一時的転用許可により、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電システムを設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組をいう。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できるが、農作物の安定した生産も求められている。

方向性 1-2 省エネルギー行動を促進します

市民、事業者に向けて、これまで以上の省エネルギー行動の徹底を促し、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。

○ 基本施策 1-2(1) 家庭における省エネルギー行動の促進

	施策	主な担当課
①	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活） ^{▶①} 」等の普及により、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。	環境政策課
②	家庭の脱炭素に配慮したライフスタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化や脱炭素対策に関する情報の提供、環境イベントを実施します。	環境政策課 環境学館いずみ
③	住宅用省エネルギー機器等の設置補助制度を通じて、家庭用燃料電池や蓄電池、高効率機器等の購入を促進します。	環境政策課
④	省エネルギー性能の高い家電製品の購入補助制度等を通じて、環境負荷の少ない電化製品等の買い替えを促します。	環境政策課

○ 基本施策 1-2(2) 事業所等における省エネルギー行動の促進

	施策	主な担当課
①	脱炭素に配慮したビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー化や脱炭素対策に関する情報発信を行います。	環境政策課
②	事業所等における省エネルギー行動の促進のため、エコチューニング（既存設備・機器の適正運転）の実施を呼びかけます。	環境政策課 商工労政課（ほか）
③	工場や施設等の更新時若しくは新規設備導入時において、省エネルギー性能が高い機器の選択や水道管の口径の見直し等により、エネルギー消費量の抑制を促します。	環境政策課 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 （ほか）
④	埼玉県エコアップ認証制度 ^{▶②} の周知に努めるとともに、事業所等における環境マネジメントシステム ^{▶③} （ISO14001、エコアクション21等）の導入を促進します。	環境政策課 商工労政課（ほか）

- ▶① 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すための国民運動をいい、衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像や具体的なアクションの提案等により、新たな消費・行動を喚起し、国内外での脱炭素型の製品・サービスの需要創出することを目的とする。
- ▶② 埼玉県エコアップ認証制度とは、事業者自ら環境に関する方針を定め、その達成に向けた取組を実施するとともに、CO₂削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度をいう。
- ▶③ 環境マネジメントシステムとは、企業、事業所等がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みをいう。

方向性 1-3 脱炭素型のまちづくりを推進します

温室効果ガス削減効果が高い「建築物」の省エネルギー化や、生活交通の整備及び次世代自動車の普及等による「移動手段」の脱炭素化を図ることで、まち全体の脱炭素化を推進します。また、地産地消による再生可能エネルギーの利活用をはじめ、複数の建物や街区単位で効率よくエネルギーを利活用する仕組みづくりなど、地域全体のエネルギーをマネジメントしていくスマートコミュニティ^{▶①}の構築を目指します。

○ 基本施策 1-3 (1) 建築物等の省エネルギー化の推進

施策		主な担当課
①	住宅の窓や床・壁の断熱、遮熱塗装等、エネルギー効率を向上させる省エネルギー改修の導入支援に関する国・県の動向把握に努め、情報発信を行います。	環境政策課 住宅政策課
②	ZEH ^{▶コラム P41} 化、ZEB ^{▶コラム P41} 化等の省エネルギー性能に優れた建物の情報提供を行い、建築物の省エネルギー化を促進します。	環境政策課 住宅政策課
③	公共施設、市営住宅等の新築・改築・改修等においては、ZEB化を検討するとともに、省エネルギー性能の向上、長寿命化、木材利用に努めます。	施設管理課 各施設の主管課

○ 基本施策 1-3 (2) 移動手段の脱炭素化の促進

施策		主な担当課
①	公共交通の利用を促進するとともに、駅、公共施設等の拠点と市内各地域をつなぐ、効率的で利便性の高い交通サービスに努めます。	交通対策課
②	近距離移動における自転車等の利用を促進します。	環境政策課 交通対策課
③	関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備を進めます。	道路河川課 維持管理課 (ほか)
④	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境政策課
⑤	事業所における ZEV ^{▶②} 導入の普及啓発を図るとともに、ZEVの公用車導入を進めます。	環境政策課 施設管理課
⑥	水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・県等の動向の把握に努めるとともに、商業施設への電気自動車充電設備等の設置を促進します。	環境政策課 商工労政課
⑦	公共施設への電気自動車充電設備の設置を進めます。	施設管理課 各施設の主管課 (ほか)

○ 基本施策 1-3 (3) スマートコミュニティの推進

施策		主な担当課
①	再生可能エネルギーの地産地消に向けたまちづくりを実現するため、仕組みづくりの検討を進めます。	環境政策課 都市計画課
②	民間企業や他地域とのカーボン・オフセット ^{▶③} の可能性について検討を進めます。	環境政策課
③	太陽光発電システムを設置している住宅のV2H ^{▶④} 化、ビル等のV2B ^{▶⑤} 化を促進します。	環境政策課 住宅政策課 ほか
④	避難所等として指定した公共施設において、太陽光発電システムの導入を優先的に進めるとともに、コージェネレーションシステム ^{▶⑥} 、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めます。	施設管理課 各施設の主管課

- ▶① スマートコミュニティとは、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいう。
- ▶② ZEV(ゼロエミッション・ビークル)とは、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）をいう。
- ▶③ カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方をいう。
- ▶④ V2Hとは、Vehicle to Homeの略称で、電気自動車に蓄えた電力を家庭用に有効活用することをいう。
- ▶⑤ V2Bとは、Vehicle to Buildingの略称で、電気自動車に蓄えた電力を事業所において有効活用することをいう。
- ▶⑥ コージェネレーションシステムとは、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムの総称をいう。

■ 施策指標（KPI）

施策指標項目	現状	目標 (令和12(2030)年度) [※]
市の補助金を利用した住宅用太陽光発電システムの総導入量	5,785.5 kW (令和3(2021)年)	8,600 kW
埼玉県エコアップ [®] 認証事業所	1事業所 (令和4(2022)年)	5事業所
市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量(年間)	11,808(t-CO ₂) (令和3(2021)年)	10,375(t-CO ₂)

※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標は、国の地球温暖化対策計画に準じて設定することから、基本目標1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の目標年度のみ、令和12(2030)年度とします。

■ 市民・事業者の役割 ～脱炭素社会分野～

市民

- 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」の趣旨を理解し、進んで取り組みます。
- 住宅の新築・改築時には、省エネルギー改修や ZEH の導入を検討します。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、次世代自動車の導入を検討します。
- 家電製品の買い替え時は、省エネルギーラベル[※]（エアコンはフロンラベルを含む。）を確認して、温室効果ガス排出量が少ない製品を選択します。



※ 省エネルギーラベル
(参考画像)

「省エネ型製品情報サイト」
(経済産業省資源エネルギー庁)
(<http://seihinjyoho.go.jp/>) を加工して作成。
(令和 6 年 3 月 4 日利用)

事業者

- エネルギー消費量や温室効果ガス排出量を把握し、脱炭素経営に取り組みます。
- 太陽光発電システムや蓄電池の導入を検討するとともに、電力契約の際は、再生可能エネルギーを活用したクリーンな電力を販売する電気事業者の選択を視野に検討を進めます。
- 建物の建築時・改修時には、省エネルギー改修や ZEB の導入を検討します。
- 事業活動で自動車を使用する際は、エコドライブを実践するとともに、次世代自動車の導入（購入・リース、サブスクリプション^{▶①}等）を検討します。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の導入に努めます。

▶① サブスクリプションとは「定期購読、継続購入」を意味し、商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うことをいう。

コラム

建物の省エネルギー化

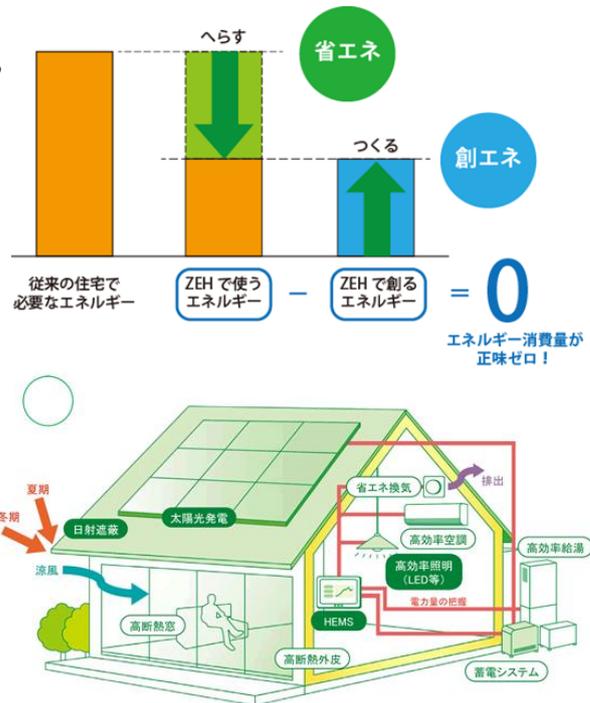
●ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは？

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことで、住宅の場合はZEH（ゼッチ）、ビルの場合はZEB（ゼブ）といいます。

●ZEH・ZEBの効果

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができる等のメリットがあります。

資料：経済産業省



コラム

まだまだできるCO₂削減行動

年間CO₂ 15 kg以上削減

- ・フィルターをこまめに掃除（月2回程度）する。
- ・風向・風量は自動設定にする。
- ・30分程度の外出なら、オフにしない。

年間CO₂ 237 kg以上削減

- ・こまめにシャワーを止める。
- ・洗濯物はまとめて洗う。
- ・乾燥機は、自然乾燥と併用して使う。

年間CO₂ 45 kg以上削減

- ・白熱電球をLED電球にする。
- ・蛍光灯をLED照明にする。

年間CO₂ 92 kg以上削減

- ・電気ポットは長時間保温しない。
- ・食器を洗う時のお湯の温度を低温にする。
- ・食器洗いのお湯の量を減らす。

年間CO₂ 110 kg以上削減

- ・暖房器具の使用時間を1日1時間減らす。
- ・電気カーペットの下に断熱マットを敷き、温度は、「強」から「中」にする。
- ・窓には厚くて長いカーテンをかける。

年間CO₂ 73 kg以上削減

- ・冷蔵庫は壁から少し離して設置する。
- ・季節にあわせて温度調節をする。
- ・冷蔵庫にはものを詰め込みすぎない。

資料：家庭の省エネハンドブック（東京都掲載のCO₂削減量より算出）

10年後の坂戸市の姿

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲る等 4R^{▶①}の消費行動が定着しています。

家庭や事業所では食品ロスを減らす取組が広がり、燃やせるごみの量が減っています。

資源やエネルギーが再生利用、循環利用される仕組みが整っており、循環経済への移行が進んでいます。

自然景観や特産物等地域資源を活用した観光業や産業が、地域の経済活動の一翼を担っています。

- ▶① 4R とは、リデュース（Reduce：ごみを減らす）、リユース（Reuse：再利用する）、リサイクル（Recycle：再資源化する）の3つのR（アール）である3Rに加え、リフューズ（Refuse：不必要なものは買わない、断る）を加えた4つのR（アール）をいう。

関連する主な SDGs



達成指標（KGI）

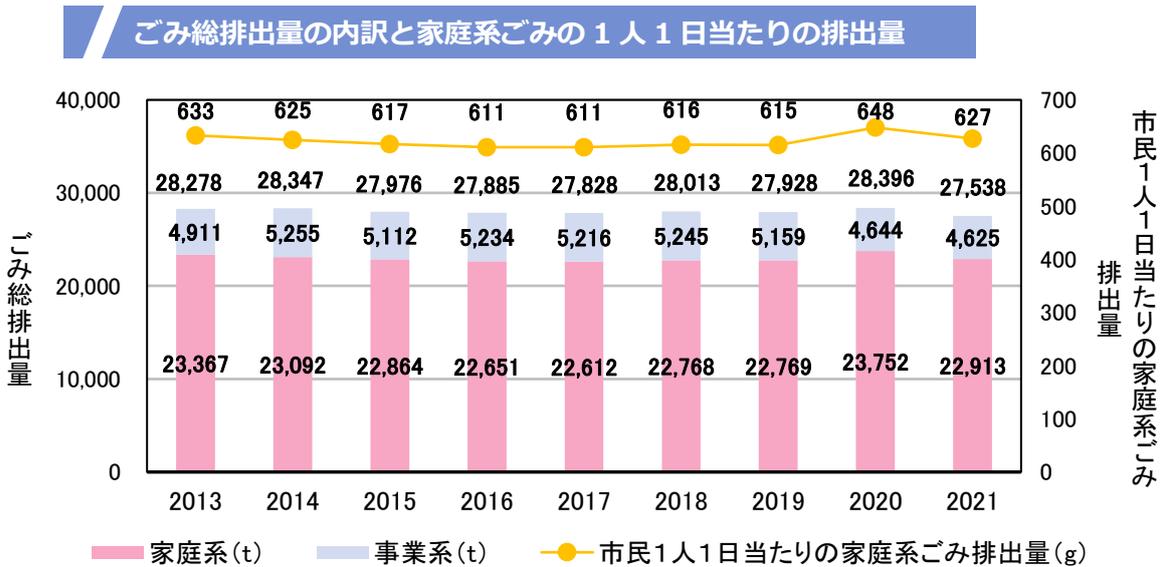
達成指標項目	現状	目標 (令和15(2033)年度)
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [※]	627g (令和3(2021)年度)	589g
事業系ごみ排出量 [※]	4,625t (令和3(2021)年度)	4,500t
リサイクル率 [※]	28.9% (令和3(2021)年度)	29%
生ごみを減らすために食材を使いきると答える市民の割合	66.2% (令和4(2022)年度)	83%

※ 「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」及び「リサイクル率」については、「第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕(令和3年3月策定)」の目標項目及び目標値をもとに算定しています。当該計画の目標値を変更した場合には、連動して目標値を変更します。

■ 坂戸市の現状 ～循環型社会分野～

○ 市内のごみ排出量の推移

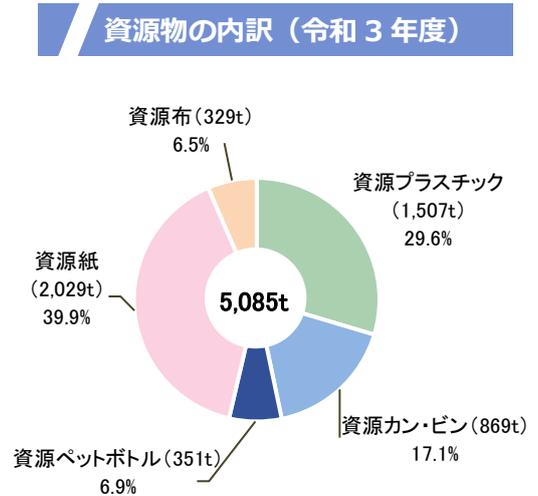
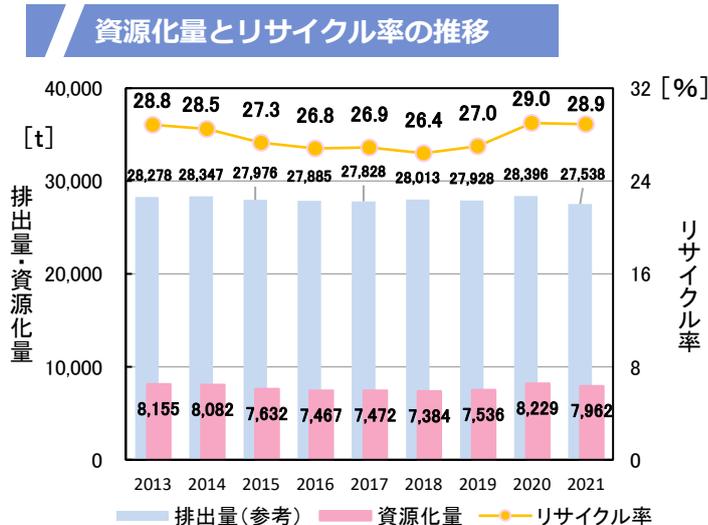
令和3（2021）年度のごみ総排出量は27,538t、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は627g となっています。平成25（2013）年度以降、家庭系ごみ排出量に大きな変化はなく、わずかながら増減を繰り返しています。



資料：坂戸市環境報告書（平成30年度版、令和4年度版）

○ リサイクル率

リサイクル率は、平成30（2018）年度まで緩やかな減少傾向を示していましたが、令和元（2019）年度以降は増加傾向を示しています。資源物の内訳は、割合の高い順に、資源紙（39.9%）、資源プラスチック（29.6%）、資源カン・ビン（17.1%）となっています。



※ 資源化量には、セメント原料となる焼却灰や粗大ごみ等から選別した鉄、アルミの再生利用分が含まれるため、資源物の総量と一致しません。

資料：坂戸市環境報告書（平成30年度版、令和4年度版）

■ 「施策の方向性」と「基本施策」

限りある資源を長く、大切に使い続けるため、大量生産、大量消費、大量廃棄という私たちの社会経済活動を根本から見直し、あらゆるものを資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。そのため、生産・流通・消費の各段階において、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素排出量の削減に資する社会経済システムの実現が重要です。

今後は、4Rの普及や食品ロス削減、プラスチック使用の削減等により、既存資源の有効活用を推進し、循環経済への移行に取り組むことで、ほぼ横ばい傾向にある市域からのごみの総排出量及び市民1人当たりのごみ排出量の削減を図ります。また、地球温暖化対策の側面からも、ごみの減量に取り組めます。

方向性2-1 4Rによる資源の有効活用を推進します

4Rについて情報を積極的に発信することにより、資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動を促します。また、食品ロス問題やプラスチック使用削減について周知に努め、資源の有効活用へつなげるとともに、循環経済への転換に向けた取組を進めます。

○ 基本施策2-1 (1) 4Rの普及、推進

	施策	主な担当課
①	広報紙やホームページ、パンフレット等を活用するとともに、環境教育プログラムや環境学習・講座等を通じて、4Rの普及啓発を推進します。	廃棄物対策課
②	家庭用生ごみ処理器等購入費補助を通じて、生ごみの減量化を促進します。	廃棄物対策課
③	坂戸市エコショップ認定制度▶ ⁰ を通じて、事業者にはリサイクル等への積極的な取組を推進し、消費者へは認定ショップの利用による環境に配慮した消費行動の普及を図ります。	廃棄物対策課
④	資源物等の適切な分別の普及に努めるとともに、資源化及び再生利用を更に推進し、リサイクル率の向上を図ります。	廃棄物対策課 西清掃センター
⑤	資源とごみの分別マニュアルをはじめ、外国語版家庭ごみ・資源物簡易マニュアル、坂戸ごみ分別アプリ等の活用により、適正な分別の徹底を図ります。	廃棄物対策課
⑥	循環経済の意義について周知するとともに、環境に配慮した消費行動を呼びかけます。	廃棄物対策課 環境政策課
⑦	子育て世帯向けリユース品の無料受入・無償譲渡を実施するとともに、戸別収集や処理施設に直接搬入された家具等を選別し、販売を行います。	西清掃センター

○ 基本施策2-1 (2) 食品ロス削減の推進

施策		主な担当課
①	食べきり運動やてまえどり ^{▶②} 等の行動の啓発に努めるとともに、習慣化を促進します。	廃棄物対策課
②	事業所や農家等と連携した食品ロス削減に向けた仕組みづくりについて、研究を進めます。	廃棄物対策課 商工労政課（ほか）
③	フードドライブ ^{▶③} やフードバンク ^{▶④} への寄付を呼び掛ける等食品廃棄物の発生抑制の啓発に努めます。	廃棄物対策課 福祉総務課（ほか）
④	食品ロス削減につながる環境教育・食育を進めます。	廃棄物対策課 学校教育課
⑤	彩の国エコぐるめ事業 ^{▶⑤} への参加促進、事業所と連携したキャンペーン等を通じて、食品ロス削減への意識の醸成、普及・啓発を図ります。	廃棄物対策課 商工労政課

○ 基本施策2-1 (3) プラスチック使用削減の推進

施策		主な担当課
①	製品プラスチック ^{▶⑥} 等の有効活用について、国・県の動向の把握に努めるとともに、製品プラスチックの回収を進めます。	廃棄物対策課
②	事業者に対し、使い捨てプラスチックの使用等削減に向けた情報発信を行い、排出抑制を促します。	廃棄物対策課 商工労政課

- ▶① 坂戸市エコショップ認定制度とは、消費者、事業者や行政が一体となり環境保全、ごみ減量及びリサイクルの一層の推進を図るため、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む市内の主として物品、食料品の小売店を認定し、広く市民に周知する制度をいう。
- ▶② てまえどりとは、商品棚の手前の方にある、賞味期限・消費期限の近いものから商品を選ぶことをいう。
- ▶③ フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動をいう。
- ▶④ フードバンクとは、包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動をいう。
- ▶⑤ 彩の国エコぐるめ事業とは、客の要望に沿った量での提供、食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与、食べきりの呼び掛け、食料品の量り売り・ばら売り等食品ロスや食品廃棄物を減らす取組を実施する事業者を埼玉県が登録する制度をいう。
- ▶⑥ 製品プラスチックとは、容器包装プラスチックやペットボトル等と異なり、プラスチック製のハンガー、定規、バケツ等製品そのものがプラスチック製のものをいう。従来、プラスチック製容器包装は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により、分別収集、リサイクルが進められていたが、プラスチック製廃棄物の更なるリサイクル等を進めるため、令和3(2021)年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、プラスチック製の製品についてもリサイクルを可能とした仕組みが設けられている。

方向性2-2 環境に配慮したごみ処理体制を推進します

環境に与える影響を低減するため、収集時間や収集ルート等の収集運搬方法の合理化とともに、ごみの処理施設の適切な運営に努めます。

また、廃棄物を有効活用するため、再資源化に努めます。

○ 基本施策2-2（1）適正な収集・処理体制の整備、充実

施策		主な担当課
①	ごみの収集運搬作業の効率を高めるため、収集時間や収集ルート等の収集運搬方法の合理化を進めます。	廃棄物対策課 西清掃センター
②	ごみ処理施設の適切な維持管理を行い、良好な環境の維持に努めるとともに、広域化も視野に入れて検討を進めます。	西清掃センター 廃棄物対策課
③	ごみを焼却する際に発生する熱を有効利用する等、省資源・省エネルギー型の施設運営を推進します。	西清掃センター

○ 基本施策2-2（2）廃棄物の再資源化の推進

施策		主な担当課
①	ごみの焼却に伴い発生した焼却灰等のリサイクルを継続します。	西清掃センター
②	粗大ごみ等に含まれる有価物を回収し、再資源化に努めます。	西清掃センター
③	し尿処理等を含む下水処理の過程で発生する汚泥のリサイクルを継続します。	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 坂戸地区衛生組合
④	事業所から発生する食品廃棄物等のリサイクルの啓発に努めます。	廃棄物対策課

■ 施策指標（KPI）

施策指標項目	現状 (令和3(2021)年度)	目標 (令和15(2033)年度)
生ごみ処理器の補助件数(総数)	5,860基	6,660基
廃棄物における厨芥類 ^{▶①} の割合 (湿物基準)	34.49%	30%
年間排出量に対する資源物の割合	18.5%	20%
事業所と連携したキャンペーン等の実施回数	年1回	年2回以上

▶① 厨芥類とは、家庭や飲食店、青果市場等の事業所から出る野菜くず、食べ残し等の生ごみをいう。

■ 市民・事業者の役割 ～循環型社会分野～

市民

- すぐにごみになるもの、資源化しにくいものの購入を控えるとともに、使い捨て商品ではなく、繰り返し使える商品を選びます。
- ごみ分別アプリ等を積極的に活用し、資源物をごみにしないようごみ出しルールを守ります。
- マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋や使い捨てプラスチックは受け取りません。
- 食べ残し等が発生しないよう、食材の使いきり、食べきりを心がけるとともに、食品の適切な量の購入に努めます。
- 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみの減量を進めます。

事業者

- 埼玉県彩の国エコぐるめ協力店への登録をはじめ、坂戸市エコショップ認定制度、食品ロス削減キャンペーン等へ積極的に参加します。
- 製品設計の際は、製品に使用する材料をできるだけ減らす、再生利用が容易な材料を使用する等、ごみの減量化や再資源化を進めます。
- 簡易包装、レジ袋の削減、量り売り等により事業活動におけるごみの発生抑制や使い捨てプラスチックの使用削減に取り組みます。
- 資源化できるごみの分別を徹底するなど、ごみ排出量を減らします。

■ 10年後の坂戸市の姿

清流として知られる高麗川や入間川の支流である越辺川と、これらに流入する4つの河川からもたらされた水辺空間や優良な水田・畑は、現状と変わらず豊かな景観を織りなしています。また、滝不動等からは豊富に水が湧き、健全な水循環が保たれています。

城山等のまとまった樹林地、浅羽ビオトープ等の水辺は、生物多様性の保全の基盤として維持され、多くの在来種が観察できます。また、人々が自然と触れ合える場として、暮らしに潤いを与えています。

まちなかの緑地や公園は、適切に整備され、まちと調和した景観を織りなしています。

関連する主なSDGs



■ 達成指標 (KGI)

達成指標項目	現状	目標 (令和15 (2033) 年度)
公共用水域 (河川) の環境基準の達成 ^{※1}	一部未測定 ^{※2} (令和3 (2021) 年度)	達成
まちなかのみどりの豊かさに満足 と答えた市民の割合	42.3% (令和4 (2022) 年度)	43%
自然や生きものの豊かさに満足と 答えた市民の割合	48.5% (令和4 (2022) 年度)	50%

※1 「公共用水域 (河川) の環境基準の達成」については、環境基準が定められた河川 (越辺川、高麗川) の水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数をいいます。

※2 令和3 (2021) 年度までは、大腸菌群数を環境基準としていたため、大腸菌数は測定していません。

■ 坂戸市の現状 ～自然・みどり、生物多様性分野～

○ 市内の公園・緑地

千代田公園、芦山公園をはじめとした都市公園等の総数は 126 箇所、総面積は 456,138 m²となっています。また、本市では、民有地を借り上げたレクリエーション施設等を開設しており、これらを含めた公園総面積は、人口 1 人当たり 6.32 m²/人となり、県が公表した市町村別公園整備状況（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）による埼玉県全域の人口 1 人当たり 6.96 m²/人を若干下回る状況です。

しかし、市民意識調査において、約半数の市民がまちなかのみどりの豊かさを感じており、その要因として、高麗川等堤防上の遊歩道沿いの緑地や北坂戸地区等の団地周辺の樹木、社寺林や屋敷林が多いこと等が考えられます。

○ 河川における水質の状況

市内を流れる 6 河川においては、高麗川 3 地点、越辺川 3 地点、葛川 3 地点、飯盛川 3 地点、谷治川 1 地点、大谷川 2 地点の計 15 地点で、毎年水質調査を実施し、水質汚濁の状況把握に努めています。令和 3（2021）年度調査では、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）のいずれの項目も、環境基準を達成していますが、環境基準が定められている高麗川、越辺川における大腸菌群数は、令和 3（2021）年度、全地点で環境基準を達成していません。なお、大腸菌群数は、自然由来の細菌も検出されたこと等から、環境基準が令和 4（2022）年度から大腸菌数に変更されており、今後の調査結果を注視する必要があります。

また、市内を流れる河川でも、降雨時に流量がすぐに増える等の都市型河川の特徴を有しており、広域的な水循環を確保することも必要となっています。

○ 市内の希少な生きものと外来種 ▶コラム P54

本市では、環境学館いずみで多くの観察会や講座が開かれ、市内各所で希少な生物種が多数確認されています。また、「埼玉県レッドデータブック 2005」では県の希少な群落の一つとされた「滝不動湧水斜面の山地性植物群落」や、「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」では希少な植物群落として、ミクリ群落、ミズオトギリ群落、ステゴビル群落等が記載されています。加えて、環境団体による自然観察が実施されており、城山については、埼玉県のレッドリストに指定されている危惧種及び準危惧種が 100 種程度確認されたという報告もあります。こういった希少種の豊富さは、城山をはじめとした里山の自然や河川由来の湧水の豊かさからもたらされたと考えられます。

一方におきましては、アライグマやオオキンケイギクをはじめとした外来種の定着も確認されており、新たな外来種の定着も懸念される状況にありますことから、希少な生きものや生物多様性の保全を図る観点から、これらの発生の把握に努めるとともに駆除活動等も進める必要があります。

■ 「施策の方向性」と「基本施策」

樹林地、水辺、農地等は、空気の浄化や水源かん養の機能を有し、動植物の生息・生育空間としての役割を担うほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象▶❶の対策にもつながることから、私たちの暮らしには欠かせません。

本市では、これまでも高麗川や城山といった貴重な地域資源の保全やまちなかの緑化について積極的に推進してきました。市民意識調査では、自然に対する満足度は高いものの、10年前と比べて減ったという声も多いことから、継続的な自然環境の保全に加えて、更なるみどりの創出に取り組んでいきます。

また、動植物の生息・生育環境を保全することにより、希少な生きものの保護に取り組むほか、外来種の生態系等への被害防止に努めます。

- ▶❶ ヒートアイランド現象とは、郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象をいい、緑地の減少に加えて舗装、建物等による地表面被覆の人工化、密集した建築物による風通しの阻害等都市形態の高密度化、建物、工場、自動車等の人工排熱の増加が主な要因といわれている。

方向性3-1 自然環境を保全し、みどりの創出を推進します

河川への生活排水の流入による汚染の防止を図るほか、水害リスクの軽減にもつながる雨水の地下浸透を促進する等良好な水環境と健全な水循環の保全に努めます。

また、多様な生きものの生息・生育空間ともなっている平地林・社寺林等まとまった緑地、農地、水辺の保全を図るとともに、公園をはじめとするまちなかのみどりの保全、創出を進めます。

○ 基本施策3-1 (1) 水辺空間の保全と水循環の再生

	施策	主な担当課
①	公共下水道の処理区域内においては、接続率の向上に努めるとともに、その他の区域については、合併処理浄化槽への転換や適切な維持管理を促し、排水処理の適正化と水質の向上を進めます。	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 環境政策課
②	公共事業や市内民間工事において、雨水の地中浸透施設の整備を促進します。	工事実施担当課 都市計画課
③	市民、ボランティア団体等の協力を得て、市内の湧水調査を実施するとともに、その保全策の検討を進めます。	環境政策課
④	雨水の地下浸透等水循環の重要性について普及啓発を進めます。	環境政策課
⑤	国、県と連携し、ボランティア団体等とともに、高麗川の水辺空間の保全に努めます。	道路河川課 環境政策課
⑥	荒川流域市町との連携により、高麗川を含む水資源の保全と健全な水循環の確保に努めます。	道路河川課 環境政策課

○ 基本施策3-1 (2) まちなかのみどりの保全、創出

施策		主な担当課
①	市民緑地制度▶ ^① 、生産緑地制度▶ ^② 等の活用により、まちなかのみどりの保全、創出を促します。	環境政策課 都市計画課 (ほか)
②	市民花壇▶ ^③ 、オープンガーデン▶ ^④ 等の市民参加による緑化活動の推進に努めます。	環境政策課
③	大規模な工場・事業所等における屋上緑化や壁面緑化を含めた敷地内緑化を促進します。	環境政策課
④	安全・安心に配慮した公園づくりを進めるとともに、みどりの保全に努めます。	維持管理課

○ 基本施策3-1 (3) 農地、里山環境の維持、保全

施策		主な担当課
①	優良農地の保全に努めるとともに、集団農地のほ場整備▶ ^⑤ を進めます。	農業振興課 農業委員会
②	化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減と生態系に配慮した環境保全型農業を推進します。	農業振興課
③	保存樹木の指定継続による社寺林、平地林の維持・保全に努めます。	環境政策課
④	城山周辺の樹林地の保全を図るため、公有地化に努め、「城山の森」の維持管理を進めます。	環境政策課

- ▶^① 市民緑地制度とは、都市緑地法第 60 条の規定に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度をいう。
- ▶^② 生産緑地制度とは、生産緑地法第 3 条の規定に基づき、都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として、農地等の所有者の申し出に基づき、都市計画に生産緑地地区を定める制度をいう。
- ▶^③ 市民花壇とは、花いっぱい運動の一環として、公有地を活用し、市民ボランティアが管理する花壇をいう。
- ▶^④ オープンガーデンとは、イギリスが発祥といわれており、個人の庭や花壇を一般に公開することをいう。
- ▶^⑤ ほ場整備とは、不整形な農地の区画を整形することにより、生産性の高い農地に作り変える事業をいう。

方向性3-2 生物多様性の保全を推進します

自然観察講座等を通じて生物多様性▶コラム P53の重要性について啓発するとともに、動植物の生息・生育環境を保全することにより、現存する希少な生きものの保護に取り組みます。また、外来種の生息・生育状況の把握に努め、情報提供を行うとともに、特定外来生物▶コラム P54の駆除活動に取り組みます。

○ 基本施策3-2（1）生物多様性の保全と普及啓発の推進

施策	主な担当課
① 市民参加による「生きもの環境調査」により、市内の動植物の生息・生育の実態把握を進めます。	環境学館いずみ 環境政策課
② 生物多様性に影響を与える開発行為等に対し、適切な環境保全対策を促します。	環境政策課
③ 生物多様性の重要性及び「自然共生サイト▶①」について、普及啓発に努めます。	環境学館いずみ 環境政策課
④ 特定外来生物の市内での発生の把握に努め、情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、駆除活動に取り組みます。	環境政策課
⑤ 特定外来生物であるアライグマの駆除活動を継続実施します。	環境政策課
⑥ 生態系へ影響のないよう外来種等の終生飼養や駆除の啓発活動に努めます。	環境政策課

○ 基本施策3-2（2）動植物の生息・生育環境の保全

施策	主な担当課
① 樹林地、農地、水辺空間等を生態系保全のための重要拠点として位置づけ、保全のための適切な維持管理を促進します。	環境政策課 農業振興課（ほか）
② 河川・水路等の改修に当たっては、水害対策を優先しつつ、動植物の生息・生育環境や景観に配慮した整備に努めます。	道路河川課 維持管理課（ほか）
③ エコロジカル・ネットワーク▶②の形成に向け、国、県及び関係団体等との連携による環境保全対策を検討します。	環境政策課

▶① 自然共生サイトとは、令和5年4月から開始された制度で、ナショナルトラスト▶③、屋敷林、社寺林、緑道、河川敷等「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域をいう。

▶② エコロジカル・ネットワークとは、複数ある生きものの生息空間がそれぞれ孤立せず、生きものが自由に生息空間を行き来できるような状態をいう。

▶③ ナショナルトラストとは、市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどにより次の世代に残す運動をいう。

コラム

生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるといわれています。

人間の生活は、生物から得られる恵みによって支えられています。食料・木材・燃料・薬品などの物質的な恩恵や、植物の光合成に伴う二酸化炭素の吸収・酸素の放出など環境の調整機能、生物との触れ合いによる癒しの効果といった精神的な恩恵等、多くの恵みを生物から得ています。また、これら生物の生息・生育環境を提供し、生物の進化を支える遺伝的な多様性等の基盤も重要です。そして、これらの恵みを、生態系が行っている人間へのサービスとして捉えた概念が「生態系サービス」です。



生物多様性を保全することは、生物の生息できる場所や存在を守ることを通して、生態系サービスの維持につながります。生物が生きられる環境を守ることが人間の暮らしやその基盤を守り、安全で豊かな生活を持続的に維持していく上で非常に大切です。

「地元で採れたものを食べ、旬なものを味わいます」、「自然の中に出かけ、動物園、水族館、植物園等を訪ね、自然や生きものに触れます」、「自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真、絵、文章等で伝えます」、「生きものや自然、人や文化との『つながり』を守るため、地域や全国の活動に参加します」、「エコラベル等の付いた環境に優しい商品を選んで買います」といった身近なところから行動することが、生物多様性を守り、私たちの暮らしを守ることにつながります。

「外来種」とは、カミツキガメのようにもともとその地域にいなかった生物が、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことを指し、海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）だけでなく、国内のもともといなかった地域に持ち込まれた生物（国内由来の外来種）も外来種になります。

「特定外来生物」とは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」）に基づき、国外由来の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたもので、令和5年6月現在、アライグマ、カミツキガメ、ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、セアカゴケグモ、オオキンケイギク等157種が指定されています。

特定外来生物は、原則として輸入、放出、飼養、譲渡が禁止されています。



アライグマ



オオキンケイギク



セアカゴケグモ



カミツキガメ

環境省提供 (<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>)

■ 施策指標 (KPI)

施策指標項目	現状	目標 (令和15 (2033) 年度)
合併処理浄化槽への転換件数	31件/年 (令和3 (2021) 年度)	50件/年
オープンガーデン参加者数	19人 (令和3 (2021) 年度)	30人
アライグマ捕獲従事者証取得者数	107人 (令和4 (2022) 年度)	180人

■ 市民・事業者の役割 ～自然・みどり、生物多様性分野～

市民

- 適正な排水処理について理解し、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換及び適切な維持管理に努めます。
- 節水や雨水の再利用等水資源の有効利用について理解し、実践します。
- 市民花壇等、市民参加型の緑化活動に進んで参加します。
- 特定外来生物の駆除活動や地域の環境保全活動に進んで参加します。
- アメリカザリガニ等の条件付特定外来生物^{▶①}は終生飼育を行います。
- 「生きもの環境調査」に進んで参加します。

事業者

- 植栽、グリーンカーテンの設置や壁面緑化、屋上緑化等、敷地内の緑化を推進します。
- 雨水貯留施設の設置を検討し、導入に努めます。
- 農業従事者においては、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減及び生態系に配慮した持続的な農業への理解・実践に努めます。
- 地域の緑化活動へ積極的に参加します。
- 地域の水辺・緑地空間の大切さを理解し、従業員等の環境への意識を高めます。

▶① 条件付特定外来生物とは、外来生物法に基づき、特定外来生物に指定された生物のうち、規制の一部（飼育等の規制）を当分の間適用除外とする生きものをいい、現行、アメリカザリガニ、アカミミガメが対象とされている。

■ 10年後の坂戸市の姿

空気や水がきれいと感じられ、不快なまちなかの騒音が少なく、暮らしに安心を与え、有害化学物質等を心配することなく、健康に暮らせています。また、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しいまちが維持されています。

大雨による都市型水害等の災害に備えて、適切な情報が速やかに行きわたり、すべての人々がどのように行動すべきか理解しています。

気温が高くなる日は、熱中症に備えた行動がとれるようになっています。

関連する主な SDGs



■ 達成指標 (KGI)

達成指標項目	現状	目標 (令和15 (2033) 年度)
大気、騒音、振動の環境基準の達成 [※]	一部未達成 (令和3 (2021) 年度)	達成
10年前に比べまちがきれいになったと答える市民の割合	12% (令和4 (2022) 年度)	20%
熱中症救急搬送件数	102件/年 (令和4 (2022) 年度)	80件/年

※ 「大気環境基準項目」については、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) を対象とします。

■ 坂戸市の現状 ～安全・安心分野～

○ 環境基準の達成状況

大気については、埼玉県の測定局が1か所（坂戸局：一般環境測定局、坂戸市芦山公園）設置され、大気汚染状況について常時監視測定が行われています。令和3（2021）年度の調査では、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、短期的評価、長期的評価、ともに環境基準を達成しており、二酸化窒素（NO₂）については、長期的評価による環境基準を達成しています。なお、光化学スモッグの原因物質である大気中の炭化水素と窒素酸化物の光化学反応から二次的に生成され、刺激性をもつ光化学オキシダント（O_x）については、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数は472時間あり、短期的評価による環境基準を達成していない結果となっています。

騒音については、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音常時監視調査を、平成25（2013）年度に県から引き継いで実施しており、評価対象路線の環境基準達成状況の把握に努めています。令和3（2021）年度の自動車騒音常時監視調査結果は、川越越生線の昼間において環境基準を達成できませんでしたが、坂戸停車場線、上伊草坂戸線の測定地点及び時間帯において、環境基準を達成しています。

なお、河川における水質の状況は、P.49のとおりです。

○ 生活環境の状況

地域の協力を得て、春・秋に地域美化活動を継続的に実施し、また、散歩時に清掃活動を行っている市民を見受けられる状況にありますが、市民意識調査では、10年前に比べ「ごみが落ちていない生活環境」は、「悪化している」と答えた市民が「良くなった」と答えた市民を上回る結果となっています。

公害・苦情受付件数は、全体として年々減少傾向を示していますが、日常生活の中での苦情が多い現状にあります。

また、不法投棄については、監視カメラの設置や定期的な巡回パトロールを実施するとともに、希望者への看板の配布を行うなど不法投棄の抑制に努めていますが、不法投棄の処分量は大きな減少につながっていません。

これら生活環境をより一層向上するためには、市民一人一人のマナーやモラルの向上を図るため、啓発活動を一層強化していく必要があります。

○ 気温の推移と熱中症搬送者数

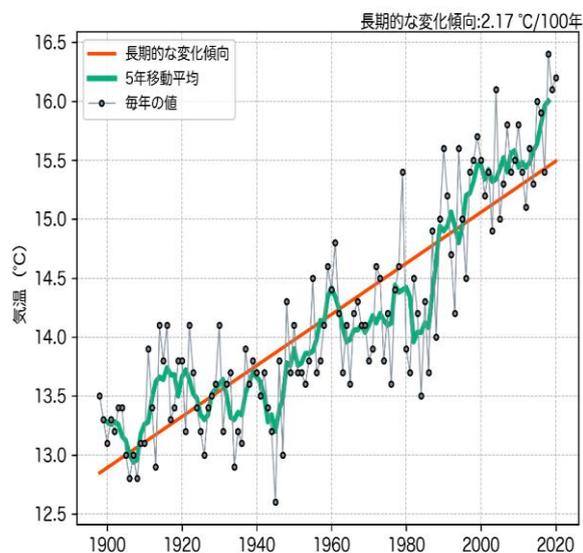
熊谷地方気象台の年平均気温は、100年当たりで約2.2℃上昇しており、日本の年平均気温の上昇（約1.2℃/100年）より高い状況となっています。年間の最高気温及び最低気温は、年間の最低気温の方が上昇量が大きく、1980年代後半から1990年代に急激に上昇した後、最近ではほぼ横ばいで推移しています。

真夏日、猛暑日、熱帯夜の日数は増加傾向に、冬日日数は減少傾向にあり、100年当たりで真夏日は21日増加、猛暑日は16.89日増加、熱帯夜は12.09日増加、冬日は39.14日減少となっています。猛暑日については、1970年ごろを境に傾向が変化しており、1970年ごろより前では5日前後であった日数が、現在は20日前後観測され、増加傾向が継続しています。

気温の上昇による暑熱環境の悪化に伴い、健康への影響も顕在化しています。埼玉県における熱中症による搬送者数は、平成22（2010）年以降特に増加しています。平成22（2010）年から平成29（2017）年まで3,000名前後で推移していましたが、平成30（2018）年には、6,000名を超えています。

- ※ **猛暑日**：日最高気温が35℃以上の日
- ※ **真夏日**：日最高気温が30℃以上の日
- ※ **熱帯夜**：夜間の最低気温が25℃以上の日
- ※ **冬日**：日最低気温が0℃未満の日

熊谷地方気象台の年平均気温推移

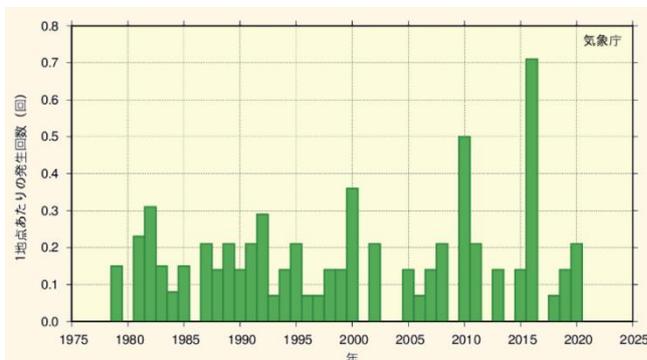


資料：埼玉県気候変動適応センター
出典：気象庁データ

○ 降水量の推移

埼玉県における年間降水量は、年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できません。滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）についても、年による変動が大きくなっており、有意な変化はみられませんが、最近10年間（平成23（2011）～令和2（2020）年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（昭和54（1979）～昭和63（1988））年と比べて約1.1倍に増えています。一方、無降水日（日降水量1mm未満）が増加傾向にあり、熊谷市では100年当たりで約9日増加しています。

1時間降水量50mm以上の発生回数変化



資料：埼玉県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット
（熊谷地方気象台・東京管区気象台：令和4年3月）

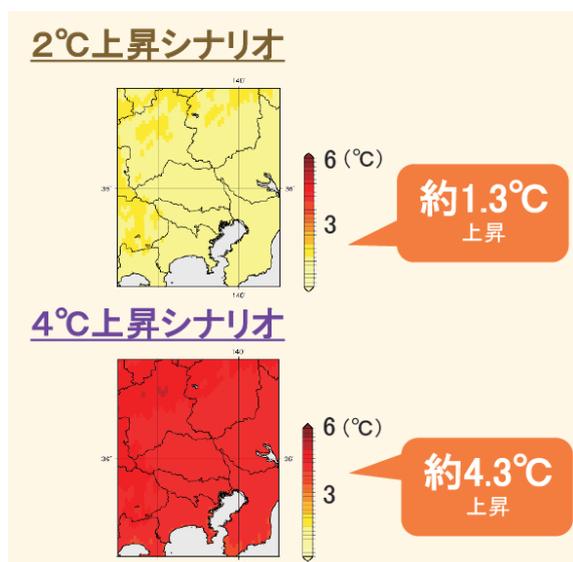
○ 気温・降水量等の将来予測

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書で用いられたシナリオを踏まえ、20世紀末（昭和55（1980）～平成11（1999）年の平均）と比較した21世紀末（2076～2095年の平均）の埼玉県と熊谷地方気象台の気候の予測結果が、パリ協定の2℃目標が達成された「2℃上昇シナリオ」と追加的な緩和策を取らなかった世界「4℃上昇シナリオ」として公表されています。

これによると、熊谷気象台では、年平均気温について、「2℃上昇シナリオ」では約1.3℃の上昇に留まりますが、「4℃上昇シナリオ」では約4.3℃の上昇が予測されています。また、猛暑日や熱帯夜について、「2℃上昇シナリオ」では猛暑日が9日程度、熱帯夜が13日程度増加すると予測され、「4℃上昇シナリオ」では猛暑日が36日程度、熱帯夜が61日程度と、大幅な増加が予測されています。

1時間降水量50mm以上（滝のように降る雨）の将来予測について「2℃上昇シナリオ」においては、予測の信頼性が低いため評価できないものの、「4℃上昇シナリオ」では約2.4倍に増加すると予測されています。

熊谷気象台の年平均気温の将来予測



熊谷気象台の猛暑日や熱帯夜等の将来予測

2℃上昇シナリオ		
猛暑日	9日程度増加	↑
真夏日	18日程度増加	↑
熱帯夜	13日程度増加	↑
冬日	17日程度減少	↓

4℃上昇シナリオ		
猛暑日	36日程度増加	↑
真夏日	60日程度増加	↑
熱帯夜	61日程度増加	↑
冬日	45日程度減少	↓

資料：埼玉県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（熊谷地方気象台・東京管区気象台；令和4年3月）

○ 気候変動の影響

市内で既に顕在化している又は将来生じることが予測されている気候変動の影響を「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」等を参考に、以下のように整理しました。

● 農業分野

本市は、主に水稻が盛んに行われ、野菜は少量多品目生産が特徴です。水稻は、近年、高温に強い品種の「彩のきずな」の生産量が増えています。また、令和元年東日本台風では、本市においても堰等の水利施設をはじめ農業用機械等に被害を受けました。

今後、気候変動の影響は増すものと予想され、それに対応した生産物の品種改良や変更、害虫の駆除等の対策が重要になるとともに、災害に強い施設改良及び発生した場合の迅速な対応を図れるように取り組む必要があります。

● 水環境・水資源分野

平成25(2013)年に発生した利根川水系での渇水により県営水道の受水に制限が行われました。県営水道の水源である利根川・荒川水系では渇水が頻発しており、これまで取水制限が数年に1度の頻度で発生しています。

今後、水需要の増加と渇水が重なった場合は、給水の不足が懸念されます。また、河川の水質変化は、現状確認されていませんが、温暖化に伴う水温上昇により、溶存酸素量(DO)等水質の悪化が予測されます。

● 自然生態系分野

近年市内においても温暖化の影響で生息域が広がっているとも指摘されているヌマカエルや南方系の昆虫、マルバツユクサ等の植物が見られるようになりました。また、県内では令和元年東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁等ができなくなっています。

今後、気温や水温上昇に伴い、南方系動植物の生息域の拡大、イワナ等の冷水性魚類の生息域の移動等生息魚類相にも変化が生じることが予測されます。

● 自然災害分野

令和元年東日本台風では、越辺川(川越市平塚新田地先)の堤防が約70mにわたり決壊し、市内東部で大規模な浸水被害が発生したほか、飯盛川の越辺川との合流地点及び葛川の高麗川との合流地点においても内水氾濫による浸水被害が発生し、350戸以上の家屋に被害がありました。

今世紀後半に向けて線状降水帯等の強雨は増加していくと予測されており、雨水幹線からの溢水等により、住宅等への浸水の多発が懸念されます。

● 健康分野

平成 29（2017）年から 5 年間の鳩山観測所における嚴重警戒日（暑さ指数（WBGT）▶❶ 28 以上）及び危険日（暑さ指数（WBGT）31 以上）の日数は、年により変動はあるものの、7 月が 11～28 日、8 月が 20～31 日と、非常に暑い日が続いている状況です。また、熱中症等の緊急搬送件数は 60 件を超える年も多く、今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症等のリスクが高まり、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。

● 国民生活・都市生活分野

都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、暑さへの不快感、睡眠障害、屋外活動への影響等都市生活における快適さに影響を及ぼしています。また、教育現場では、熱中症の危険性が高いため、校庭での授業や水泳等の体育の授業が中止になる等影響が出ています。今後、熱中症等のリスクが更に高まることが予想されます。

- ▶❶ 暑さ指数（WBGT）とは、熱中症を予防することを目的とし、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射等周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標をいう。暑さ指数が28を超えると熱中症患者が著しく増加するとされる。

○ 市域における気候変動影響評価

埼玉県では、分野ごとに温暖化の影響を評価しています。埼玉県の影響評価結果から、本市において該当するものを抽出し、市域における気候変動の影響評価を整理しました。

影響評価結果の凡例

【重大性 (A-1)】 ●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる -：現状では評価できない
 【緊急性 (A-2)】 ●：高い ▲：中程度 □：低い -：現状では評価できない
 【総合評価 (B)】 ●：大きい ▲：中程度 □：低い -：現状では評価できない

分野	大項目	小項目	影響評価結果		
			現在および短期的な影響		長期的な影響
			重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
農業 林業 水産業	農業	水稻	●	●	●
		野菜等	◆	●	□
		果樹	◆	●	▲
		麦、大豆、飼料作物等	◆	▲	▲
		畜産	◆	□	—
		病害虫、雑草等	◆	—	—
		農業生産基盤	●	●	●
		食料需給	—	—	▲
水環境 水資源	水環境	河川	◆	□	□
	水資源	水供給 (地表水)	◆	▲	□
		水供給 (地下水)	—	—	▲
		水需要	◆	□	□
自然 生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◆	●	—
		里地・里山生態系	—	—	—
		野生鳥獣の影響	◆	●	—
	淡水生態系	河川	◆	▲	▲
	その他	生物季節	◆	●	□
		分布・個体群の変動 (在来)	—	—	□
		分布・個体群の変動 (外来)	—	—	—
生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	—	—	—	
自然災害	河川	洪水	●	●	●
		内水	●	●	●
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●
	その他	強風等	●	▲	▲
健康	暑熱	死亡リスク等	●	●	●
		熱中症等	●	●	●
	感染症	節足動物媒介感染症	◆	▲	●
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響 (光化学オキシダント濃度の上昇)	—	—	—
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	●
国民生活 都市生活	製造業	—	◆	—	
	インフラ・ライフライン	水道・交通等	●	▲	●
	文化・歴史等を 感じる暮らし	生物季節	◆	●	□
		伝統行事・地場産業等	◆	—	—
	その他	暑熱による生活への影響	●	●	●

■ 「施策の方向性」と「基本施策」

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施します。

また、近年の気候変動がもたらす風水害をはじめとした自然災害は、市民の安全で安心な暮らしを脅かすことが懸念されることから、従来の緩和策に加えて適応策の強化を図り、環境面からも強靱なまちづくりを進めます。

方向性4-1 公害のないまちづくりを推進します

法令に基づく事業所・工場等への監視及び指導を継続していくとともに、都市・生活型公害の防止についても取り組みます。

○ 基本施策4-1（1）公害防止対策の推進

	施策	主な担当課
①	事業所・工場等に対し、自主的な環境負荷の低減に向けた情報の提供を図り、公害対策を推進します。	環境政策課
②	違法な野外焼却（野焼き）の防止の徹底を図ります。	環境政策課
③	騒音・振動・悪臭等の生活型公害の低減に向け、情報発信を進めます。	環境政策課
④	県や周辺の地方公共団体等と連携して水質保全対策に取り組みます。	環境政策課
⑤	関係機関と連携しながら計画的な道路の補修や整備を実施し、騒音・振動の発生抑制を図ります。	維持管理課 道路河川課（ほか）

○ 基本施策4-1（2）継続的な監視、測定の実施

	施策	主な担当課
①	事業所・工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、継続的な監視や適切な助言を行います。	環境政策課
②	大気、水質、道路交通の騒音、有害化学物質等の継続的な監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境政策課

方向性4-2 快適な生活環境の整備を促進します

より魅力的で快適な生活環境を目指し、まちの美化に対する市民・事業者のモラルの向上に努めるとともに、地域の特色を活かした景観づくりを推進します。

○ 基本施策4-2 (1) まちの美化、不法投棄対策の推進

施策		主な担当課
①	タバコやごみのポイ捨て防止及び持ち帰りの啓発活動を推進するとともに、海洋プラスチックごみ問題の周知に努め、マナーやモラルの向上を図ります。	環境政策課
②	市民参加による地域美化清掃活動や自主的な環境美化活動を促進します。	環境政策課
③	犬のフンの持ち帰りや猫の室内飼養等ペットの飼育マナーを啓発するとともに、ボランティア団体や県等との協力・連携により、犬の適正使用や飼い主のいない猫対策に努めます。	環境政策課
④	空き家・空き地の所有者に対し、雑草、枯れ草の除去等の適正な管理を指導します。	環境政策課 住宅政策課
⑤	不法投棄等の違法行為の防止に向け、監視・指導体制の強化を図るとともに、啓発活動を継続して実施します。	環境政策課

○ 基本施策4-2 (2) まちなみ景観の維持、向上

施策		主な担当課
①	まちなみ景観に配慮した公共施設の整備を推進します。	各施設の主管課
②	県条例や各種制度を活用して、都市景観の形成誘導に努めます。	都市計画課 環境政策課
③	街路樹の植栽等景観に配慮した道路整備に努めるとともに、街路樹等の適切な管理を行います。	道路河川課 維持管理課

方向性4-3 気候変動適応策を推進します

気候変動に伴う影響への備えとして、大雨、台風による河川や内水氾濫等の都市型水害対策、ヒートアイランド現象を抑制するための遮熱対策及び緑化、熱中症・感染症予防対策等について、国・県及び周辺の地方公共団体と連携し推進します。

また、適応策と緩和策の両側面を持つ再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステム等を活用して、災害時でも使用できるエネルギーシステムを確保するとともに、市民や事業者の気候変動適応策に対する防災意識の醸成や連携に努めます。

○ 基本施策4-3 (1) 気候変動に適応したまちづくりの推進

	施策	主な担当課
①	避難所等として指定した公共施設において、太陽光発電システムの導入を優先的に進めるとともに、コージェネレーションシステム、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めます。(再掲)	施設管理課 各施設の主管課
②	災害発生時における各種ライフラインや交通網を確保するため、関係機関等と連携を図ります。	防災安全課 道路河川課 ほか
③	坂戸市防災アプリ等の活用により、災害情報や避難情報を発信します。	防災安全課
④	関係機関と連携し、高温化にも強い栽培品種、栽培方法等について情報発信を行います。	農業振興課
⑤	排水施設や公共下水道の適切な管理を行うなどにより、雨水対策に努めます。	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 道路河川課 ほか
⑥	関係機関の協力を得て、越辺川、高麗川等の総合的な治水対策を推進します。	道路河川課 防災安全課

○ 基本施策4-3（2）健康被害対策の推進

	施策	主な担当課
①	屋上・壁面の緑化、グリーンカーテン ^{▶①} の普及、打ち水等、ヒートアイランド現象の緩和策の普及、啓発に努めます。	環境政策課
②	熱中症の発生を抑制するため、救命講習、ホームページ等を通じて注意喚起を進めます。	市民健康センター 坂戸・鶴ヶ島消防組合
③	デング熱等の動物由来感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。	市民健康センター
④	埼玉県気候変動適応センター ^{▶②} 等と連携し、気候変動に関する情報を発信します。	環境政策課
⑤	埼玉県が進める熱中症予防のための「まちのクールオアシス ^{▶③} 」の協力施設の拡大に向け、啓発を図ります。	市民健康センター

- ▶① グリーンカーテンとは、夏の強い日差しを和らげ、室内の温度上昇を抑えるため、アサガオやヘチマ等のつる性の植物により建物の窓や壁を覆うことをいう。
- ▶② 埼玉県気候変動適応センターとは、埼玉県における気候変動の適応策の推進と気候変動の研究を行う機関で、県内の気象データや影響情報等気候変動適応策の情報の収集や情報提供を行っている。
- ▶③ まちのクールオアシスとは、埼玉県が熱中症予防対策の一環として実施する事業に賛同する公共施設や事業所等で、外出時の一時休息所の設置や熱中症情報発信拠点となる施設のことをいう。

■ 施策指標（KPI）

施策指標項目	現状	目標 (令和15(2033)年度)
公害等苦情件数	44件/年 (令和3(2021)年度)	20件/年
不法投棄処分量	3,360kg/年 (令和3(2021)年度)	1,700kg/年
まちのクールオアシス協力施設数	118施設 (令和4(2022)年度)	150施設
坂戸市防災アプリの登録者数	5,579人 (令和5(2023)年度)	10,000人

■ 市民・事業者の役割 ～安全・安心分野～

市民

- 暮らしの中から生じる騒音の防止等近隣に配慮した生活を心がけます。
- 地域の清掃活動に進んで参加します。
- 本市が実施する「ごみのポイ捨て、不法投棄」防止対策に協力します。
- 日差しを遮るすだれやグリーンカーテンの設置、打ち水等を実践し、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。
- 熱中症警戒アラート^{▶①}の確認等熱中症予防に努めます。
- 防災マップ等により、想定被害や居住地の危険度を把握するとともに、食料や水等の備蓄、適切な避難行動が取れるように備えます。

事業者

- 環境法令を遵守するとともに、事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭等の環境負荷低減について自主的な対策に努めます。
- 周辺住民等から苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に努めます。
- 地域の清掃活動に積極的に参加します。
- 職場における熱中症予防に努めるとともに、県が実施するまちのクールオアシス事業に協力します。
- 防災マップ等により、想定被害や事業場の危険度を把握するとともに、食料や水等の備蓄、適切な避難行動が取れるように備えます。
- 災害時において、帰宅困難者の受け入れを協力して行います。

▶① 熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行為を促すための情報をいう。暑さ指数（WBGT）の値が33以上と予想された場合、気象庁の予報区単位（一部を除き都道府県単位）で発表される。

10年後の坂戸市の姿

家庭や学校、職場を始め、様々な場面で、子どもと大人が一緒になって環境を学び、環境にやさしい暮らしや事業活動を実践しています。

環境に関する情報の受発信は活性化しており、環境に興味を持ったどの世代の誰もが気軽に参加できる環境保全活動がたくさんあります。

市民・事業者・行政のそれぞれが、自分の役割を率先して担い、協働による環境保全活動が継続していく仕組みが構築されています。

関連する主なSDGs



達成指標 (KGI)

達成指標項目	現状 (令和4 (2022) 年度)	目標 (令和15 (2033) 年度)
環境に関する学習講座等の参加割合	2.2%	20%
埼玉県環境アドバイザー等*の人数	2人	10人

※ ここでいう「埼玉県環境アドバイザー等」とは、埼玉県環境アドバイザー^{▶①}及び埼玉県地球温暖化防止活動推進員^{▶②}のことを指します。

- ▶① 埼玉県環境アドバイザーとは、豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う方として埼玉県が登録した人をいう。
- ▶② 埼玉県地球温暖化防止活動推進員とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項の規定に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として知事が委嘱した人をいう。

■ 坂戸市の現状 ～環境教育・学習、情報発信分野～

○ 環境学習講座等の実施状況

本市では、小・中学校、教育委員会と連携して「坂戸市環境教育プログラム」を実践しています。環境学館いずみでは小・中学校の総合的な学習の時間等を活用した環境教育を、令和3（2021）年度は17回実施し、延べ893人が受講しています。また、幼児から大人まで幅広い世代を対象とし、自然環境、ごみ減量、リサイクル、地球環境等に関する各種イベントや事業を展開し、体験や学習を通して環境保全意識の普及・啓発を図っており、令和3（2021）年度は環境学習講座を45回開催し、延べ587人が受講しています。なお、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度とも新型コロナウイルス感染症の影響により、環境学習講座、環境教育プログラムとも、開催件数は少ない状況でした。

環境学館いずみが開催する環境学習講座の実施状況

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
回数	101	103	121	112	114	111	106	47	45
参加者数	1,138	1,305	1,381	1,324	1,372	1,414	1,512	614	587

環境教育プログラムの実施状況

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
回数	60	45	48	43	44	38	36	10	17
参加者数	3,563	2,819	2,834	3,100	2,721	2,242	1,940	686	893

■ 「施策の方向性」と「基本施策」

地球温暖化を始めとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し変えていくことで、その解決につながることも数多くあります。また、私たちには、次の世代も快適な生活を送ることができるよう「環境にやさしいまちづくり」が求められており、市民や事業者が環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

小・中学校、教育委員会と連携した「坂戸市環境教育プログラム」の展開や幅広い世代を対象とした環境講座について、今後も継続的に実施することで、環境教育・環境学習の推進に取り組んでいくとともに、ICT等の活用や市民・事業所等との連携により、環境保全活動の拡充を図ります。

方向性5-1 環境教育・環境学習を推進します

学校や地域における環境教育・環境学習により、家庭や地域に環境保全活動への知識と興味波及していく仕組みの構築や、ICTの導入によるオンライン講座の検討等により、より幅広い世代が学べる機会を創出します。

○ 基本施策 5-1 (1) 学校における環境教育の充実

	施策	主な担当課
①	生物多様性をはじめとした「坂戸市環境教育プログラム」の充実に努めます。	環境学館いずみ 学校教育課 ほか
②	学校から家庭へと環境保全活動の輪が広がる環境教育を推進します。	環境学館いずみ 学校教育課 ほか
③	学校における花壇や周辺の田畑等を活用し、児童生徒が自然とふれあう機会の創出に努めます。	環境政策課 学校教育課 ほか

○ 基本施策5-1 (2) 地域における環境学習機会の拡充

	施策	主な担当課
①	環境学習講座、環境関連イベント等の開催の充実に図り、環境を考える機会の拡充に努めます。	環境学館いずみ 社会教育課 ほか
②	市民主催の4Rの取組等市民、事業者の自主的な環境学習活動を支援します。	環境学館いずみ 廃棄物対策課
③	「城山の森」、「浅羽ビオトープ」等の自然とふれあえる場を活用した環境学習を推進します。	環境学館いずみ
④	オンラインによる学習講座等市民が参加しやすい環境学習講座の開催方法を検討します。	環境学館いずみ 社会教育課 ほか

方向性5-2 環境保全活動を拡充します

市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力に努めるとともに、将来を担う環境保全活動のリーダー育成に取り組み、環境保全活動の拡充を図ります。

○ 基本施策5-2 (1) 環境に関する情報受発信の充実

施策		主な担当課
①	県、市民団体等との連携を図り、環境情報の収集や情報発信に努めます。	環境政策課 環境学館いずみ ほか
②	環境保全活動の拡大と定着に向け、広報紙やホームページに加え、大学の学園祭等のイベント、SNS の活用等により、積極的なPR活動を推進します。	環境政策課 環境学館いずみ ほか
③	環境報告書をはじめとして、環境に関する定期的な情報提供に努めます。	環境政策課
④	市民、事業者等の各主体が持つ情報、知識、経験等が共有できる双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを検討します。	環境政策課 環境学館いずみ ほか

○ 基本施策5-2 (2) 環境保全活動、イベントの充実

施策		主な担当課
①	ボランティア団体、NPO 等による活動を支援するとともに、行政との協働による環境保全活動を推進します。	環境政策課 市民生活課 ほか
②	ボランティア、事業所等との連携によるイベントの開催や環境学習講座の企画・運営を推進します。	環境政策課 環境学館いずみ
③	環境に配慮したイベントの拡充・支援に努めます。	環境政策課 廃棄物対策課 ほか

○ 基本施策5-2 (3) 環境リーダーの育成

施策		主な担当課
①	小・中・高・大学連携による環境学習の機会を創出し、環境リーダーの発掘を図ります。	環境学館いずみ 政策企画課 ほか
②	環境学習や環境保全活動の推進役となる環境リーダーを育成するため、県等が実施するリーダー養成講座への参加を促します。	環境学館いずみ

■ 施策指標（KPI）

施策指標項目	現状 (令和3(2021)年度)	目標 (令和15(2033)年度)
環境学習講座の参加者数	1,745人/年	5,000人/年
環境関連イベントの参加者数	— (未実施)	2,000人/年

■ 市民・事業者の役割 ～環境教育・学習、情報発信分野～

市民

- 環境保全活動に関する情報を意識して取り入れる等環境に関心を持ちます。
- 環境保全活動の参加、学校での環境教育についての親子の会話等交流を通じた意識の向上に努めます。
- 日頃から行っている環境に配慮した取組の効果や体験を身近な人と共有します。
- 環境イベント、環境学習講座等に進んで参加します。

事業者

- 従業員等を対象とした環境研修を継続して実施します。
- 専門性を活かした学習プログラムの提供、施設見学の受け入れ等環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 専門性を活かした情報、知識、経験等が共有できる仕組みへ参画し、市と協働して取り組みます。

第4章 重点プロジェクト

- 1 重点プロジェクトの考え方
- 2 各重点プロジェクトの概要

1 重点プロジェクトの考え方

第3章に掲げた本計画の目指すべき環境像の実現には、5つの基本目標ごとに整理した施策の展開による直接的な効果だけでなく、本市の課題、社会動向等を踏まえて、早期に着手することが求められる事業や分野横断的な事業展開により、本市の複数課題を同時解決に導くことができる事業が求められています。

ここでは、そういった視点から3つのプロジェクトについて、目的や事業展開の可能性を整理し、多様な主体の協働によるまちづくりにつなげるため、重点プロジェクトとして計画的に実施していきます。

3つの重点プロジェクト

- 防災・減災につながる脱炭素のまちづくり
- 食品ロスもったいない行動
- さかど生きもの大調査



2 各重点プロジェクトの概要

2-1 防災・減災につながる脱炭素のまちづくり

○ プロジェクトの目的

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて設定された削減目標の達成には、従来の省エネルギー行動、再生可能エネルギーの普及等による地球温暖化対策の更なる推進が欠かせません。

また一方では、気候変動に伴う自然災害や健康被害の発生リスクも増大しており、適応策の推進も急務となっています。

このプロジェクトでは、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進がまちの防災・減災にも寄与することを踏まえ、これらに関連づけて啓発することで、市民、事業者の意識の向上を図り、脱炭素のまちづくりを着実に進めていくことを目指します。

○ プロジェクト内容

事業所・住宅における既存設備について、省エネルギー機器等への転換や省エネルギー住宅・ビル等の改修について、啓発に努めるとともに、支援を行います。また、太陽光発電システムを中心に導入支援を継続するとともに、防災・減災に寄与する自立・分散型エネルギーの啓発に努めます。

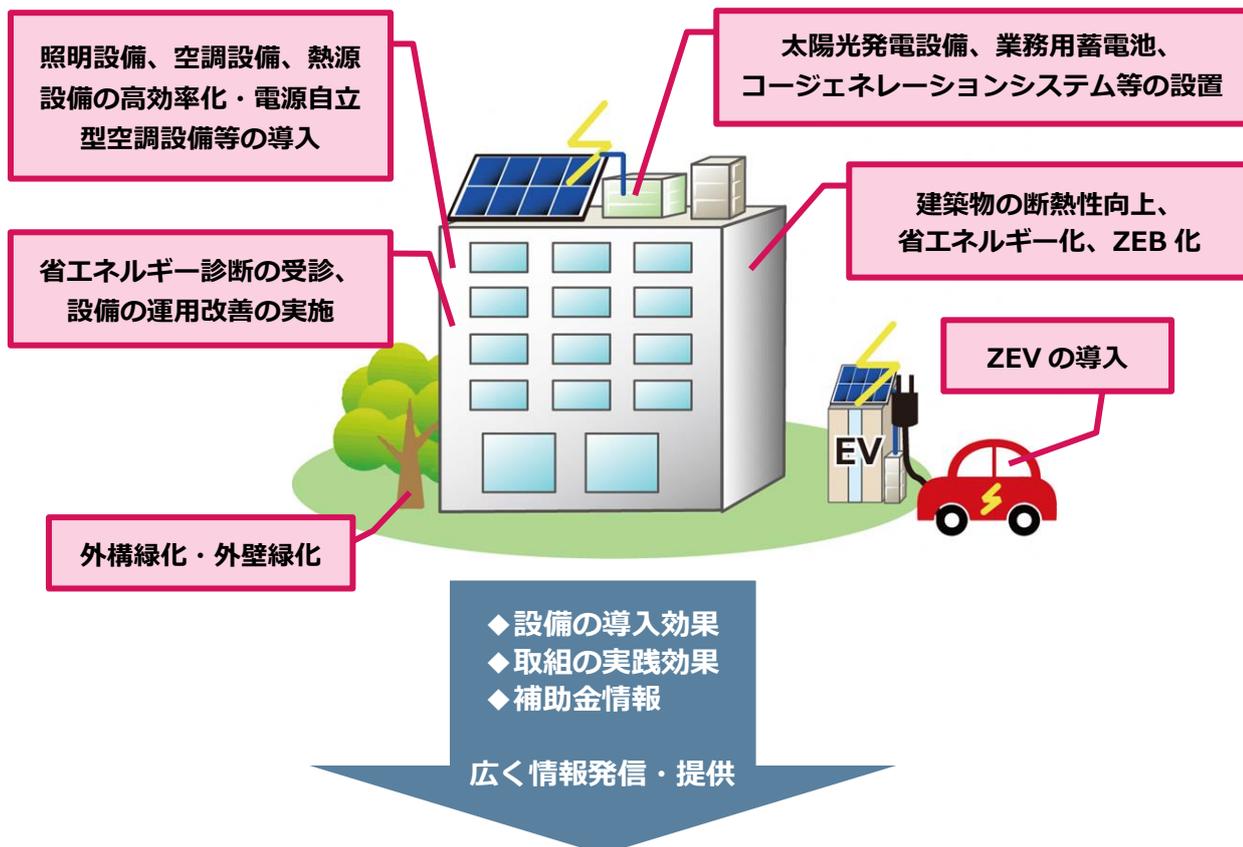
なお、公共施設においては、避難所等防災拠点として指定した施設への太陽光発電システム等の導入について優先的かつ積極的に取り組むとともに、コージェネレーションシステム、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めるなど、市民、事業者の規範となるよう率先して実行します。

○ 関連する基本施策

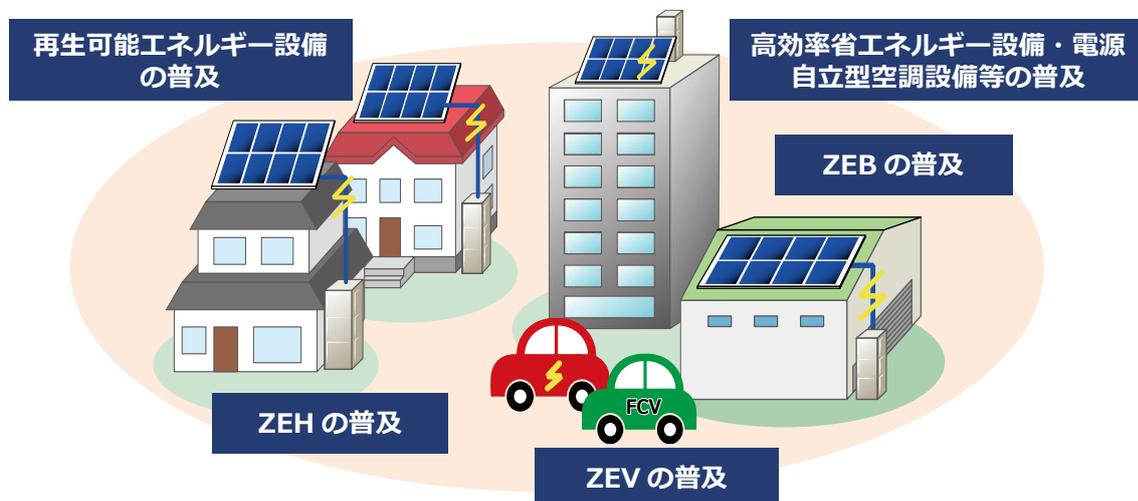
- 再生可能エネルギーの適切な導入の促進 【P.36 基本施策 1-1 (1)】
- スマートコミュニティの推進 【P.39 基本施策 1-3 (3)】
- 気候変動に適應したまちづくりの推進 【P.65 基本施策 4-3 (1)】

事業展開のイメージ図

取組モデルとして、
避難所等防災拠点となる公共施設の省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入



防災・減災につながる脱炭素のまちづくりを拡大



2-2 食品ロスもったいない行動

○ プロジェクトの目的

本来食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」問題は、毎日の生活に密接した問題であるとともに、日本においては、SDGs の目標も踏まえ、食品関連事業者や家庭から排出される食品ロスについて、平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに半減させることを目標にする等の対策が求められています。

このプロジェクトでは、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、行動変容を起こすための啓発や仕組みづくりを検討することで、食品ロスの削減と市のごみ排出量の削減を目指します。

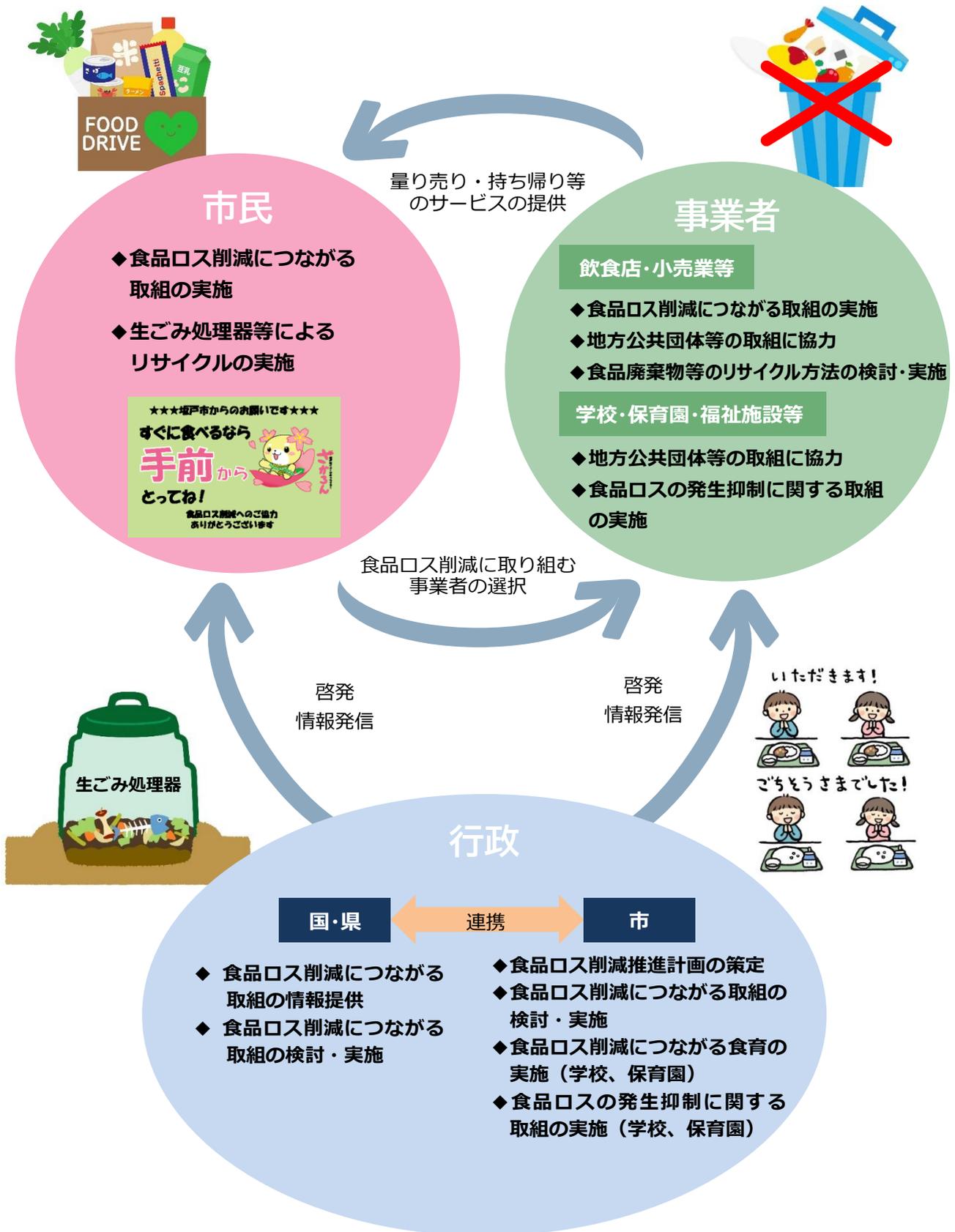
○ プロジェクト内容

家庭や事業者（飲食店・小売業等）から発生する食品ロスの実態把握に努めるとともに、食品ロス削減推進計画を策定し、フードドライブやフードバンク等の推進を含め、具体的な削減方策を検討します。また、食品ロスの発生抑制につながる取組の情報発信を行うとともに、発生した食品ロスについては、家庭に対しては生ごみ処理器等によるリサイクルを更に推進し、事業者に対してはリサイクル方法の啓発を実施します。

○ 関連する基本施策

- 食品ロス削減の推進 【P.45 基本施策 2-1（2）】
- 学校における環境教育の充実 【P.70 基本施策 5-1（1）】

事業展開のイメージ図



2-3 さかど生きもの大調査

○ プロジェクトの目的

市内の豊かな自然や生物多様性の保全には、生きものの生息・生育状況や分布状況の現状把握が欠かせません。

このプロジェクトでは、児童・生徒を含む市民や各種団体の協力を得ながら、市内に生息・生育する動植物の情報を継続的に募り、指標動植物をはじめとする生きものの市内の生育・生息状況、分布状況の把握を目指します。

また、希少動植物の生息・生育を支える湧水の調査を合わせて行います。

○ プロジェクト内容

調査対象となる動植物を写真入りで紹介した「生きもの調査ガイドブック」を作成し、広く公表・配布することで市内の生物多様性について周知します。

また、そのガイドブックをもとに、日常生活の中で発見した動植物の日時・場所、写真等の情報を報告いただきます。

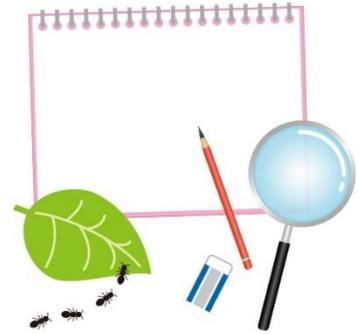
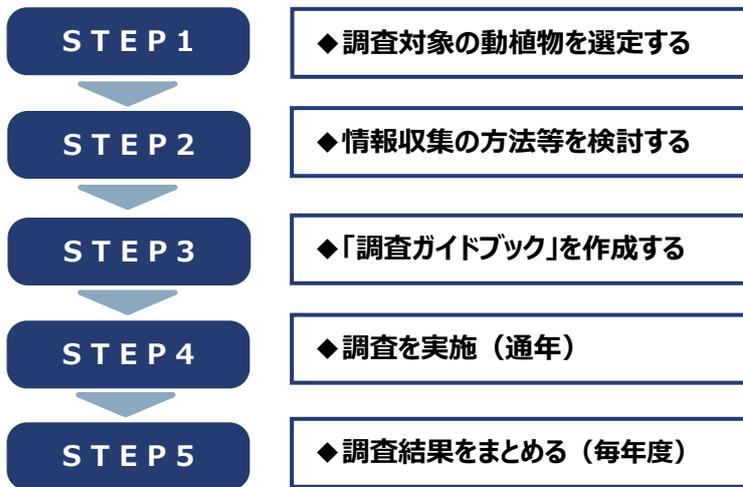
報告された情報を取りまとめ、学校教材、自然観察講座等の資料として活用するほか、希少動植物の保全対策、外来種対策等にも活用します。

合わせて、市内の湧水の調査を行い、湧水の水量等の継続的な調査により水循環の状況把握に努め、その保全策の検討を進めます。

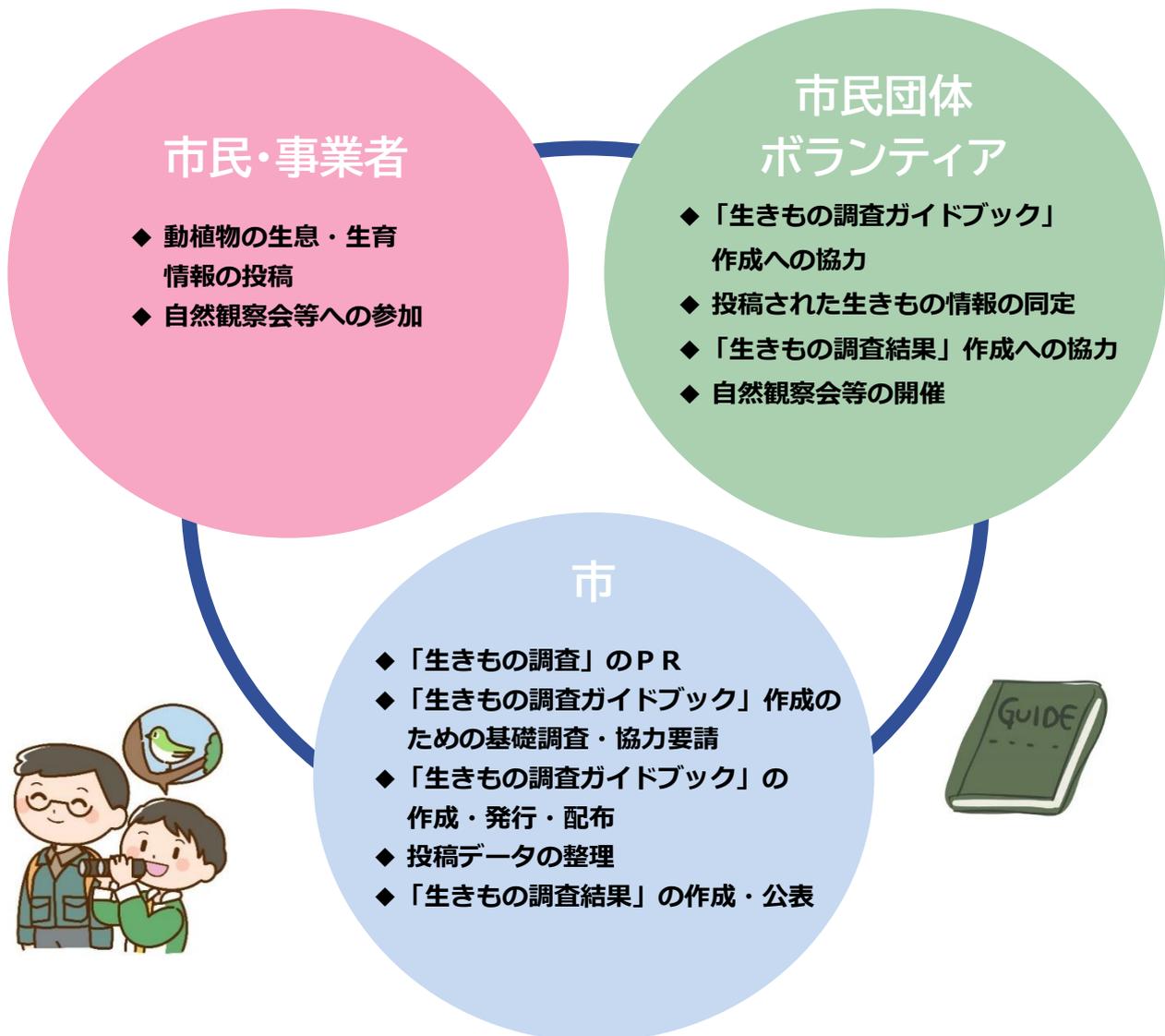
○ 関連する基本施策

- 水辺空間の保全と水循環の再生 【P.50 基本施策 3-1 (1)】
- 生物多様性の保全と普及啓発の推進 【P.52 基本施策 3-2 (1)】
- 動植物の生息・生育環境の保全 【P.52 基本施策 3-2 (2)】

事業展開のイメージ図



事業展開の役割分担



第5章 計画の推進方策

1 計画の進行管理

2 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、運用、継続的な見直し、改善までの一連の流れを、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検）→Action（見直し行動）のサイクルとして確立させ、計画を推進していきます。また、毎年度環境審議会等による推進状況に関する点検、評価を実施し、これに基づき事業の見直しを行い、次年度へ向けた更なる取組を実施していくものとします。

なお、本計画の進捗状況や目標達成状況を明らかにするため、「環境報告書」としてとりまとめ、冊子の作成やホームページでの掲示により毎年公表します。

坂戸市環境基本計画の進行管理システム



2 計画の推進体制

本計画の推進には、市民・事業者・市がそれぞれの分野での役割を認識し、連携・協力して計画を推進することが必要です。

そのため、連携システムの構築や協働の会議の場を設け、計画の推進と進行管理を行います。

○ 市の推進体制

本計画に掲げた施策を推進するため、環境報告書を活用し、環境施策を総合的・計画的に実践します。

○ 市民・事業者との推進体制

本計画に掲げる目指すべき環境像を実現するためには、市民、事業者、市の協働による取組が重要です。このため、各主体が情報交換を行い、共通の認識のもと、それぞれの役割と責務を自覚し、協働して取組を進めます。

○ 環境審議会

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただくため、環境施策に関する取組の実施状況及び数値目標の達成状況について「環境審議会」に報告し、意見・提言を求めます。

○ 広域的な連携

大気汚染、水質汚濁等の広域的な取組が求められる課題、地球温暖化による気候変動対策、海洋プラスチック汚染等の地球環境問題への対応等について、国、県、周辺の地方公共団体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点に立ち取組を進めます。

参考資料

資料 1

策定経過

資料 2

環境審議会

資料 3

市民参加

資料 4

庁内体制

資料 5

市民・事業者意識調査の概要

資料 6

二酸化炭素排出量の算定方法

資料 7

坂戸市環境基本条例

資料 8

用語解説

資料 1 策定経過

月 日		会 議 等	市 民 事 業 者	審 議 会	市
令和 4 年度	5/16～ 6/3	市民・事業者意識調査	○		○
	8/10	坂戸市環境審議会		○	
	10/13	事業者ヒヤリング（3事業所）	○		○
	10/18	事業者ヒヤリング（2事業所）	○		○
	10/20	庁内検討委員会			○
	11/2	坂戸市環境審議会		○	
	11/20	学生ワークショップ	○		○
	11/27	学生ワークショップ	○		○
	1/27	庁内検討委員会			○
	2/3	坂戸市環境審議会		○	
令和 5 年度	4/17	プロジェクトチーム会議 （脱炭素(事務事業)部会、脱炭素(区域施策) 部会、循環型社会部会）			○
	4/19	プロジェクトチーム会議 （自然・みどり・生物多様性部会、安全・安心 部会、環境教育・学習、情報発信部会）			○
	5/18	庁内検討委員会			○
	5/23	坂戸市環境審議会		○	
	6/6	プロジェクトチーム会議 （脱炭素(事務事業)部会、脱炭素(区域施策) 部会、循環型社会部会）			○
	6/7	プロジェクトチーム会議 （自然・みどり・生物多様性部会、安全・安心 部会、環境教育・学習、情報発信部会）			○
	6/30	庁内検討委員会			○
	7/6	坂戸市環境審議会（諮問）		○	○
	8/3	坂戸市環境審議会		○	
	10/2～ 10/31	市民コメント	○		○
	11/17	坂戸市環境審議会		○	
	1/24	坂戸市環境審議会		○	
	1/30	坂戸市環境審議会（答申）		○	○

資料 2 環境審議会

資料 2-1 坂戸市環境審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	選出区分等	氏 名	備 考
1号	公 募	板井 孝子	
	公 募	太田 諄	
2号	坂戸市農業委員会の代表者	中里 和子	
	坂戸市商工会長	房野 洋	
	坂戸市区長会の代表者	小室 行夫	令和4年度
		町田 和男	令和5年度
	坂戸市PTA連合会の代表者	古園 瑞輝	令和4年度
		上岡 憂子	令和5年度
3号	坂戸市サワギキョウの会会長	萩原 章	
	城西大学 薬学部教授	真野 博	会長職務代理
	女子栄養大学 栄養学部教授	井元 りえ	会長
	東京ガス株式会社 埼玉支社長	細田 千恵	
4号	西入間警察署 生活安全課課長代理	宍戸 智行	
	東松山環境管理事務所長	堀口 郁子	令和4年度
		小ノ澤 忠義	令和5年度

選出区分 1号：市民の代表者 2号：関係団体の代表者 3号：学識経験者
4号：関係行政機関職員

資料 2-2 諮問

坂環発第1661号
令和5年7月6日

坂戸市環境審議会会長 様

坂戸市長 石川 清

第3次坂戸市環境基本計画の策定について（諮問）

坂戸市環境基本条例第7条第3項の規定に基づき、第3次坂戸市環境基本計画の策定をしたので、貴審議会の意見を求めます。

資料 2-3 答申

坂環審発第1号
令和6年1月30日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市環境審議会
会長 井元 りえ

第3次坂戸市環境基本計画の策定について（答申）

令和5年7月6日付け坂環発第1661号で諮問のありました第3次坂戸市環境基本計画の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本審議会は、第3次坂戸市環境基本計画（素案）を適切なものと認めます。
- 2 本計画で掲げる本市の目指すべき環境像「豊かなみどりと清流を ともに未来へつなぐまち さかど」の実現のため、別紙のとおり本審議会意見に御留意し施策を推進されることを願います。

【別 紙】

審議会意見

第3次坂戸市環境基本計画は、坂戸市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要な指針であり、市民、事業者、市が共通の認識のもと協働して施策を推進することで、自然との共生、脱炭素社会の実現を期待します。

なお、各分野等の施策推進にあたり、以下に御留意いただきたい。

1 脱炭素社会分野

地球温暖化対策は、喫緊の課題であり、公共施設への再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化を率先して取り組まれない。

また、ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者への啓発活動や情報提供を積極的に行うとともに、継続的な支援体制を構築されたい。

2 循環型社会分野

市民・事業者への啓発活動を積極的に進め、更なるごみの減量化・資源化に努めるとともに、食品ロス削減に向けた施策を計画的に推進されたい。

3 自然・みどり、生物多様性分野

城山をはじめとした希少動植物の生息・生育域の保全及び生きものが自由に行き来できるエコロジカル・ネットワークの構築に努めるとともに、みどりの保全や生物多様性の保全に向け積極的に取り組まれない。

4 安全・安心分野

地球規模での気候変動に対し、適切な対応策と緩和策を推進するとともに、市民・事業者の協力のもと、ヒートアイランド現象の抑制に努められたい。

また、快適な生活環境を目指し、不法投棄やポイ捨て等のないまちづくりに向け、更なる啓発活動の強化を図られたい。

5 環境教育・学習、情報発信分野

子どもの頃からの環境教育・環境学習は、環境意識を高めるために重要なことから、学校などの教育機関等と連携し、計画的かつ積極的に取り組むとともに、ICT等の活用により幅広い世代がいつでも学べる機会の構築を図られたい。

6 重点プロジェクト

重点プロジェクトの推進にあたっては、市民・事業者の協力が極めて重要であることから、市民・事業者との共通した認識の構築に努め、協働して事業の推進が図られるよう、積極的かつ定期的な情報交換に努められたい。

資料3 市民参加

資料3-1 市民・事業者意識調査

	市民	事業者
目的	市民・事業者の環境活動への取組状況、地球温暖化対策関連設備の導入状況、今後の取組の可能性等を把握し、計画に反映させるため、意識調査を実施しました。	
調査対象	市内に居住する満18歳以上の市民	市内の事業所
抽出法	住民基本台帳から、年代、地区、性別に基づく層化抽出法による無作為抽出	市内の事業の業種別の層化抽出法による無作為抽出
調査方法	配布方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送又はWEB回答	
調査期間	令和4（2022）年5月16日～6月3日	
調査数	2,000人	100事業所
回収数 (うちWEB回答)	814 (122)	51 (10)
回収率	40.7%	51.0%

資料3-2 事業者ヒヤリング

目的	先進的な環境の取組を実践している市内事業者に対し、具体的な取組及び実践にあたっての課題を把握し、他の市内事業者に向けた水平展開の方策の検討とともに、市と協働・連携の意向がある市内事業者に対し、その可能性のある具体的な事業内容の把握及び協働・連携にあたっての課題を把握し、連携の可能性を検討するため実施しました。
実施日	令和4（2022）年10月13日及び10月18日
実施方法	訪問による対面方式
対象団体	5事業所

資料 3-3 学生ワークショップ

目的	カーボンニュートラル実現の目標年度である2050年に40代となる若い世代の意見やアイデアを募ることを目的にワークショップを開催しました。
実施日	令和4（2022）年11月20日及び11月27日
開催方法	ZOOM（WEB ミーティングシステム）を活用したグループワーク
対象者	市内の大学及び高等学校の在学生
参加者	城西大学（6人）、女子栄養大学（2人）、坂戸高等学校（3人）、坂戸西高等学校（3人）、山村国際高等学校（3人）、筑波大学附属坂戸高等学校（3人） 【合計 大学生8人、高校生12人】

資料 3-4 市民コメント

目的	第3次坂戸市環境基本計画（素案）を公表し、広く市民からの意見を求めるため実施しました。
実施期間	令和5（2023）年10月2日～10月31日
実施結果	意見提出者 2人

資料 4 庁内体制

資料 4-1 庁内検討委員会

趣 旨	庁内の関係部署間の施策の連携・調整を図り、第3次坂戸市環境基本計画の素案を作成及び全庁的な取組の共有化を図るための組織として編成しました。
構 成 員	環境産業部長、関係課長、一部事務組合関係課長等

資料 4-2 プロジェクトチーム

趣 旨	庁内検討委員会の下部組織として、分野ごとの課題の整理及び成果指標等の検討を行い、庁内検討委員会との連携により素案の検討を行う組織として編成しました。
構 成	脱炭素（事務事業）部会、脱炭素（区域施策）部会、循環型社会部会、自然・みどり・生物多様性部会、安全・安心部会、環境教育・学習、情報発信部会
構 成 員	環境政策課長、関係課の課長補佐・係長等、一部事務組合関係課の係長等

資料5 市民・事業者意識調査の概要

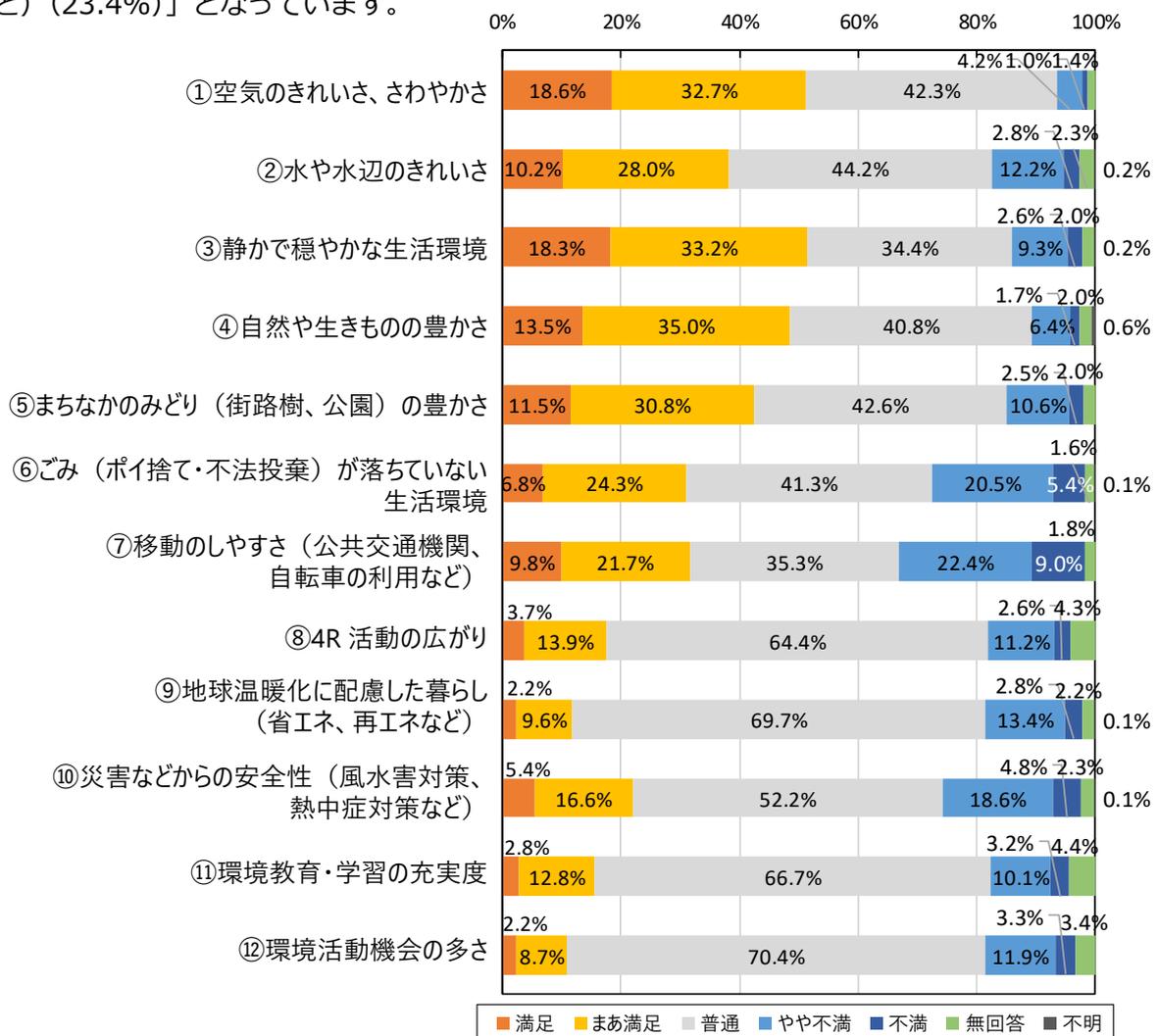
資料5-1 市民意識調査の結果（抜粋）

○ 坂戸市の環境に関する満足度

問7 坂戸市の環境について、日ごろどのように感じていますか。各項目の満足度について、あてはまる番号1～5の中から1つだけ○で囲んでください。

坂戸市の環境について、日ごろ感じていることの中で『満足（計）』（「満足」「まあ満足」の合計）の回答が多かったのは、「③静かで穏やかな生活環境（51.5%）」、「①空気のきれいさ、さわやかさ（51.3%）」であり、いずれも半数以上の方が満足と回答しています。「④自然や生きものの豊かさ（48.5%）」、「⑤まちなかのみどり（街路樹、公園）の豊かさ（42.3%）」、「②水や水辺のきれいさ（38.2%）」も比較的満足度が高い結果が得られています。

一方、『不満（計）』（「やや不満」「不満」の合計）については、「⑦移動のしやすさ（公共交通機関、自転車の利用など）（31.4%）」が最も多く、次いで「⑥ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境（25.9%）」、「⑩災害などからの安全性（風水害対策、熱中症対策など）（23.4%）」となっています。



参考資料

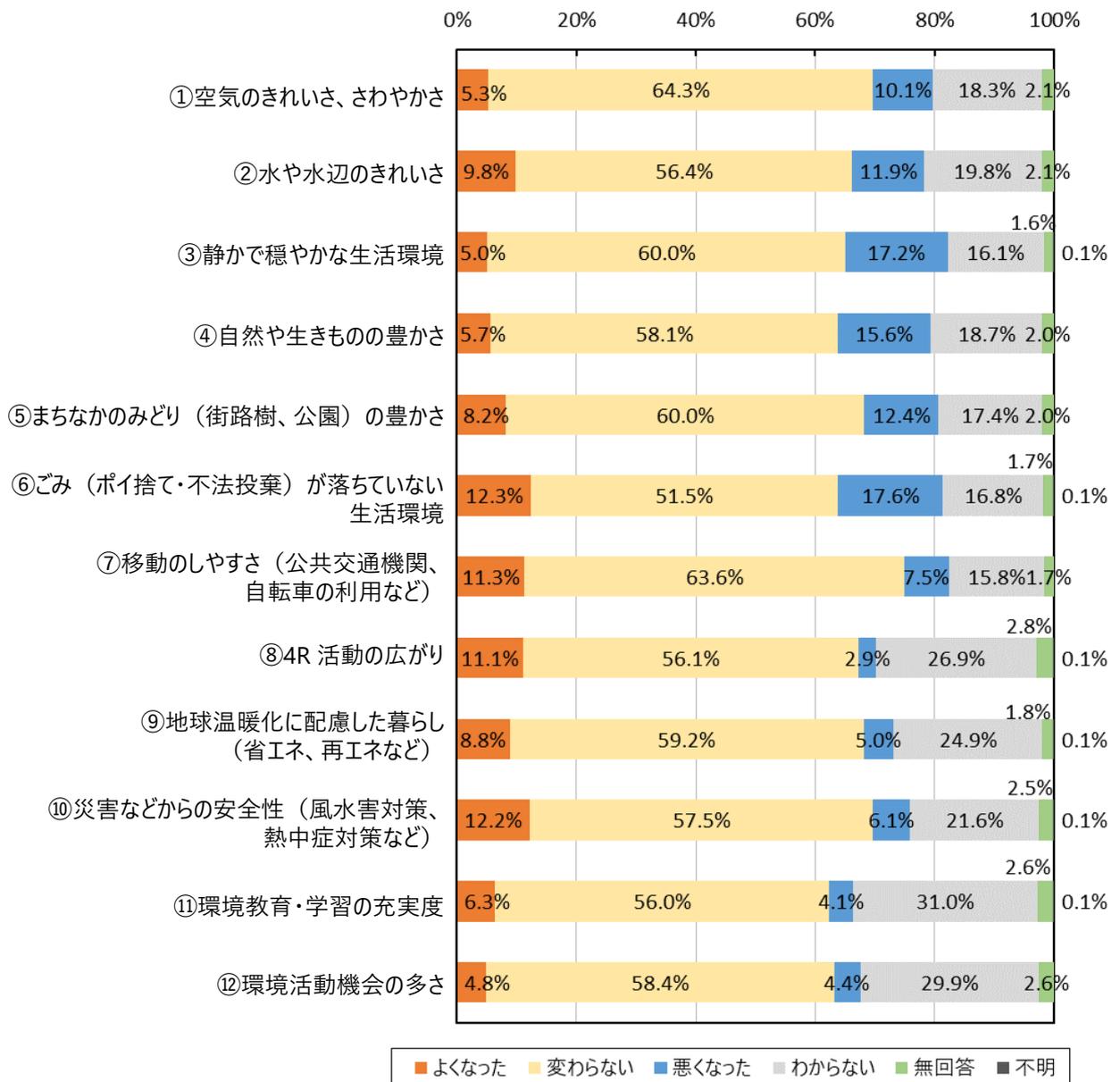
○ 坂戸市の環境に関する変化

問8 坂戸市の環境について、10年前と比較してどのように変わりましたか。
各項目の環境変化について、あてはまる番号1~4の中から1つだけ○で囲んでください。

坂戸市の環境について、10年前と比較し、『よくなった』という回答が多かったのは、「⑥ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境（12.3%）」、「⑩災害などからの安全性（風水害対策、熱中症対策など）（12.2%）」、「⑦移動のしやすさ（公共交通機関、自転車の利用など）（11.3%）」、「⑧4R活動の広がり（11.1%）」となっています。

一方、『悪くなった』という回答が多かったのは、「⑥ごみ（ポイ捨て・不法投棄）が落ちていない生活環境（17.6%）」、「③静かで穏やかな生活環境（17.2%）」、「④自然や生きものの豊かさ（15.6%）」となっています。

いずれの項目でも、半数以上の回答者は、『変わらない』と回答しています。

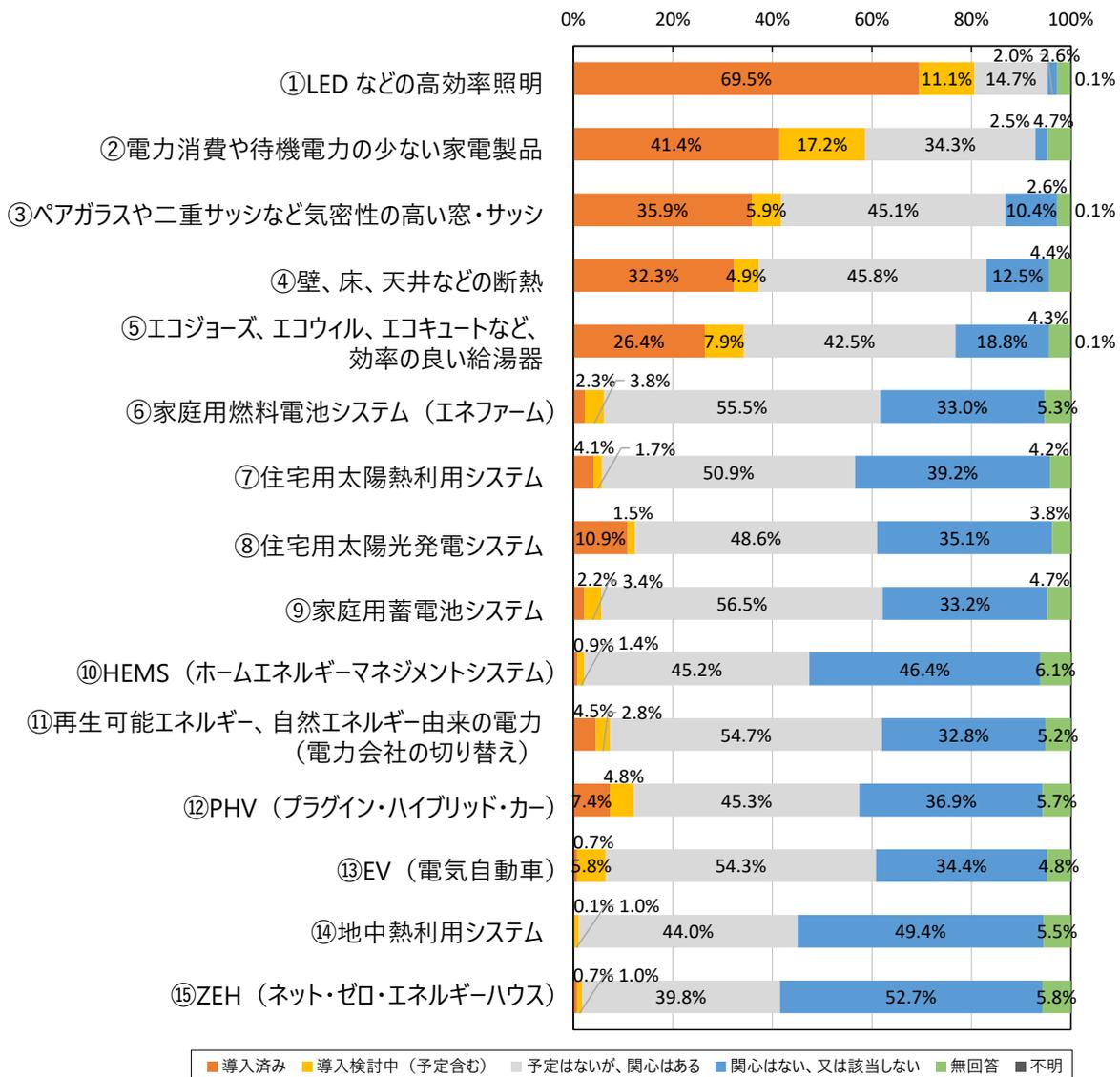


○ 地球温暖化対策設備機器の導入状況

問 11 地球温暖化対策につながる次の項目について、導入しているものはありますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~4 の中から 1 つだけ○で囲んでください。

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況については、『導入済み』は「①LED などの高効率照明（69.5%）」が最も高く、「②電力消費や待機電力の少ない家電製品（41.4%）」、「③ペアガラス^{▶①}や二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ（35.9%）」、「④壁、床、天井などの断熱（32.3%）」、「⑤エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど、効率の良い給湯器（26.4%）」と続いています。

また、『予定はないが、関心はある』の回答は、「⑨家庭用蓄電池システム（56.5%）」、「⑥家庭用燃料電池システム（エネファーム）（55.5%）」、「⑪再生可能エネルギー、自然エネルギー由来の電力（電力会社の切り替え）（54.7%）」、「⑬EV（電気自動車）（54.3%）」、「⑦住宅用太陽熱利用システム（50.9%）」で 5 割以上と関心が高くなっています。



▶① ペアガラスとは、ガラスが二重になっている窓のことをいい、2 枚のガラスの間に中空層を設け、そこに熱伝導率が低い乾燥した空気を封入すること等により、住宅の断熱性能や遮熱性能を高めることができる。

参考資料

○ 普段取り組んでいる環境活動

問 13 環境に関して、普段あなたが取り組んでいることを教えてください。
それぞれの項目について、あてはまる番号 1~3 の中から 1 つだけ○で囲んでください。

普段取り組んでいる環境活動については、「⑧空き缶やびん、ペットボトル、古紙などの資源を分別している（96.1%）」の実施率が最も高く、9 割を超える人が取り組んでいます。「⑨油や調理くずは下水や浄化槽に流さない（88.1%）」、「②冷暖房を使用するときは温度設定に気を付けている（87.3%）」、「①不要な照明やテレビはこまめに消す（86.7%）」は 8 割以上の実施率となっています。

今後取り組みたい活動としては、「⑬環境ラベル、省エネラベルなどを参考にして環境に優しい商品を購入している（51.6%）」、「⑤暑さ指数（WBGT）を確認して、熱中症対策をしている（43.9%）」が多い結果となっています。

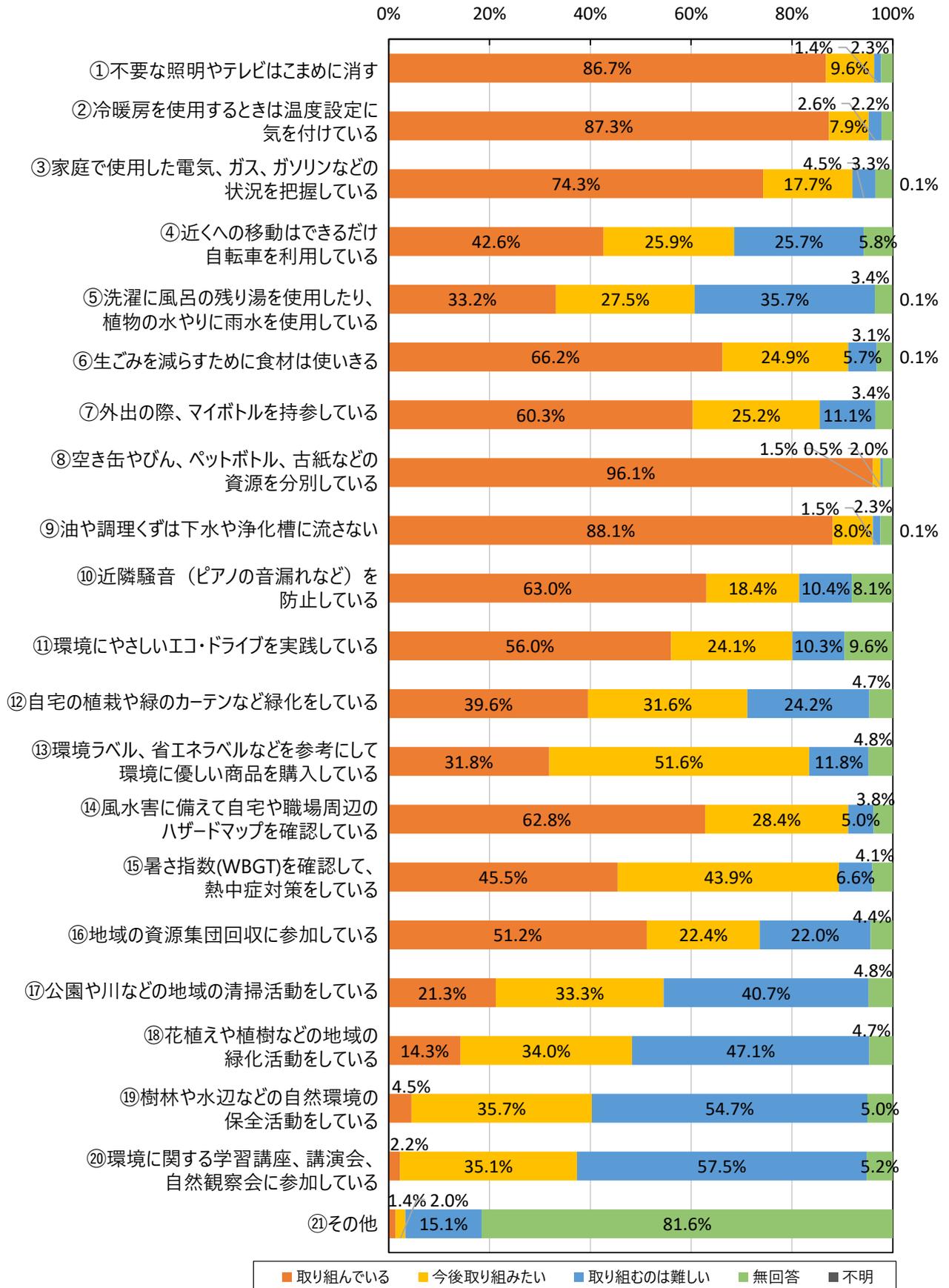
一方、実施率が低いのは「⑳環境に関する学習講座、講演会、自然観察会に参加している（2.2%）」と「⑲樹林や水辺などの自然環境の保全活動をしている（4.5%）」が 5%未満であり、「⑱花植えや植樹などの地域の緑化活動をしている（14.3%）」、「⑰公園や川などの地域の清掃活動をしている（21.3%）」も実施率が低く、これらの項目は、『取り組むのは難しい』と回答した人の割合も 4 割以上となっています。

その他の回答としては、「個人で自宅周辺の掃除」、「子どもと環境について話し合う」、「インターネットを利用した環境についての学習」などが挙げられています。

◆その他回答

- 衣類のリサイクルに協力している。
- 家庭にある物をリサイクルして別の物にして再利用する。
- 割り箸やレジ袋をもらわない。
- トイレトペーパーの芯、チラシ、などなるべく古紙回収に出すようにしている。
- 個人で自宅周辺の道路のゴミをこまめに掃除する。
- ハイブリッドカーを使用している。
- 子どもと環境問題についてよく話し、意識を高めている。
- 脱炭素についてのネット勉強会に参加する。

など



参考資料

○ 市民意識調査の結果まとめ

分野	結果概要
1 脱炭素、気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動の影響の認知度は高く、風水害の軽減や健康被害への対策について重要視していることがうかがえます。また、地区により満足度に差がみられ、地域特性に応じた対策の検討が必要です。 ●日常的な省エネルギー行動の実施率は高く、市民の生活の中に定着しているといえます。 ●温暖化対策設備機器は LED 照明や省エネルギー性能の高い家電製品の導入率（検討中含む）は5割を超えています。蓄電池や燃料電池、太陽熱利用システム、電気自動車（EV）といった災害時に自立電源として活用できる設備機器への関心が高く、今後導入拡大が期待されますが、そのためには、導入費用への支援や効果の明示などの課題への対応が求められます。 ●市の施策として、再生可能エネルギーへの期待度が高いことがうかがえます。
2 資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ●資源の分別の実施率は高く、市民生活の中に定着しています。マイボトルの持参や食材の使い切りなど、プラスチックごみや食品ロス対策に関連する取組も6割以上が実施しています。 ●4R活動の広がりに対して10年前と比較して改善しているという回答がみられますが、満足度はあまり高くはないため、取組の啓発や支援等の継続的な実施が必要です。
3 自然・みどり、生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ●自然や生きもの、まちなかのみどりに対する満足度は全体的に高いものの、地区によって差がみられます。 ●将来に残したい身近な自然環境が数多く挙げられ、市内各所の桜並木など、残されてきた豊かな環境への誇りが感じられます。 ●自然や生きものの豊かさに対して、10年前と比較して悪化しているという回答が比較的多くみられ、保全対策の推進が必要です。
4 安心・安全、快適な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ●静かな環境については10年前と比較して悪化しているという回答が多くみられるものの満足度は高く、空気や水のきれいさを含めて、生活環境への満足度は高いといえます。 ●ポイ捨てや不法投棄への不満度が高く、10年前と比較して改善しているという回答がある一方、悪化しているという回答も多くみられます。まちの美化推進を重要視する声も多く、対策が求められます。 ●公共交通機関や自転車利用などの移動のしやすさに対する満足度が低く、地区により差がみられることから、地域に応じた対策が求められます。
5 環境教育、協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ●資源集団回収を除く地域環境活動、環境学習に関する参加率は低いものの、いずれも3割以上が今後取り組みたい意向を持っています。環境教育・学習の充実度や環境活動の機会の多さに対する満足度が低く、行われていることを知らない、参加方法がわからないという意見もあるため、活動や学習の機会の提供とともに、活動に関する情報発信の方法の工夫や充実が必要です。 ●市の環境情報の入手方法の多くが、広報紙と回答していますが、周知に時間を要することなどから、その他の様々な情報発信の方法を周知及び工夫することが求められます。

資料 5-2 事業者意識調査の結果（抜粋）

○ 事業所で取り組んでいる環境活動

- 問 6-1 貴事業所では、どのような環境活動に取り組んでいますか。それぞれの項目について、あてはまる番号 1~4 の中から 1 つだけ○で囲んでください。
- 問 6-2 このほか、貴事業所が取り組まれている環境活動がありましたら、ご記入ください。

事業所で取り組んでいる環境活動については、「⑨電気やガス使用量の削減など省エネルギーの実践（78.4%）」が最も実施率が高く、次いで、「⑭廃棄物の減量化や有効利用、再利用（72.5%）」、「⑮使用済み製品や容器等の回収（64.7%）」となっています。

『取組を検討中』と回答した事業者が多かったのは、「⑩省エネルギー診断等の受診（21.6%）」、「⑦温室効果ガス排出量の把握・抑制（19.6%）」、「⑲社員に対する環境教育の実施（19.6%）」となっています。

一方、『取り組む予定はない』の回答率が高かったのは、「⑪水の有効利用（雨水利用等）（62.7%）」、「⑩省エネルギー診断等の受診（47.1%）」、「⑱ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入（45.1%）」、「⑳環境情報の開示（CSR レポート^{▶①}等）（37.3%）」となっています。

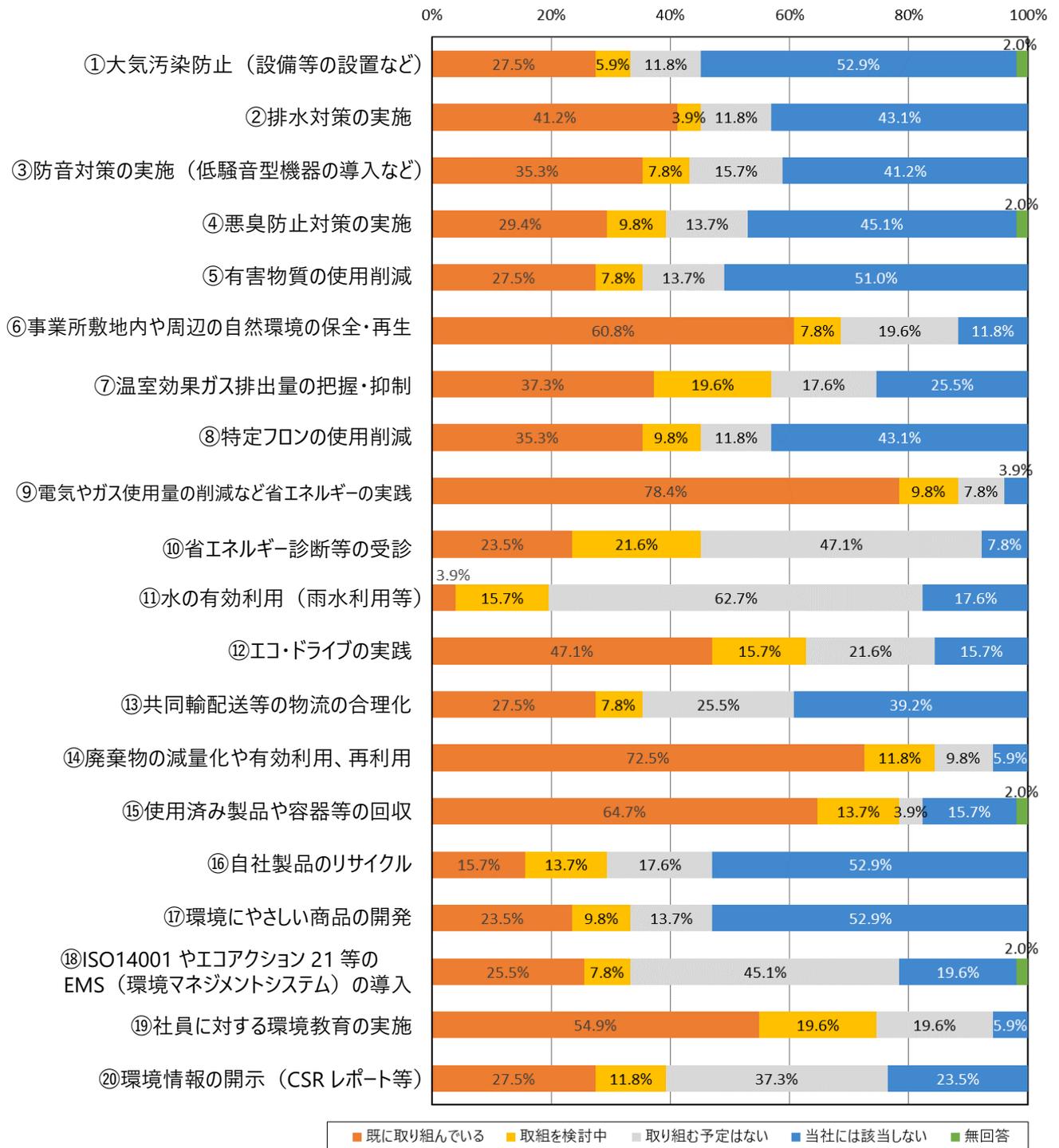
その他の回答としては、SDGs に関連する取組が多く挙げられています。

◆その他回答

- SDGs 宣言、6 つの重要課題を掲げ取り組んでいます。（みらい家電応援 ・ リサイクル応援 ・ こども応援 ・ みんなのまち応援 ・ みらい応援店舗 ・ 働くなかま応援）
- 職員の SDGs の理解、促進
- SDGs パートナーとして登録済
- 再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入
- 無洗米を製造しとぎ汁を流さないことによる水環境汚染の防止
- とぎ汁となって流出していた汚染物質を肥料として再生し、田んぼに戻すことにより、循環型農業の実現

など

- ▶① CSR レポートとは、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の考え方に基づいて行う社会的な取組をまとめた報告書をいう。



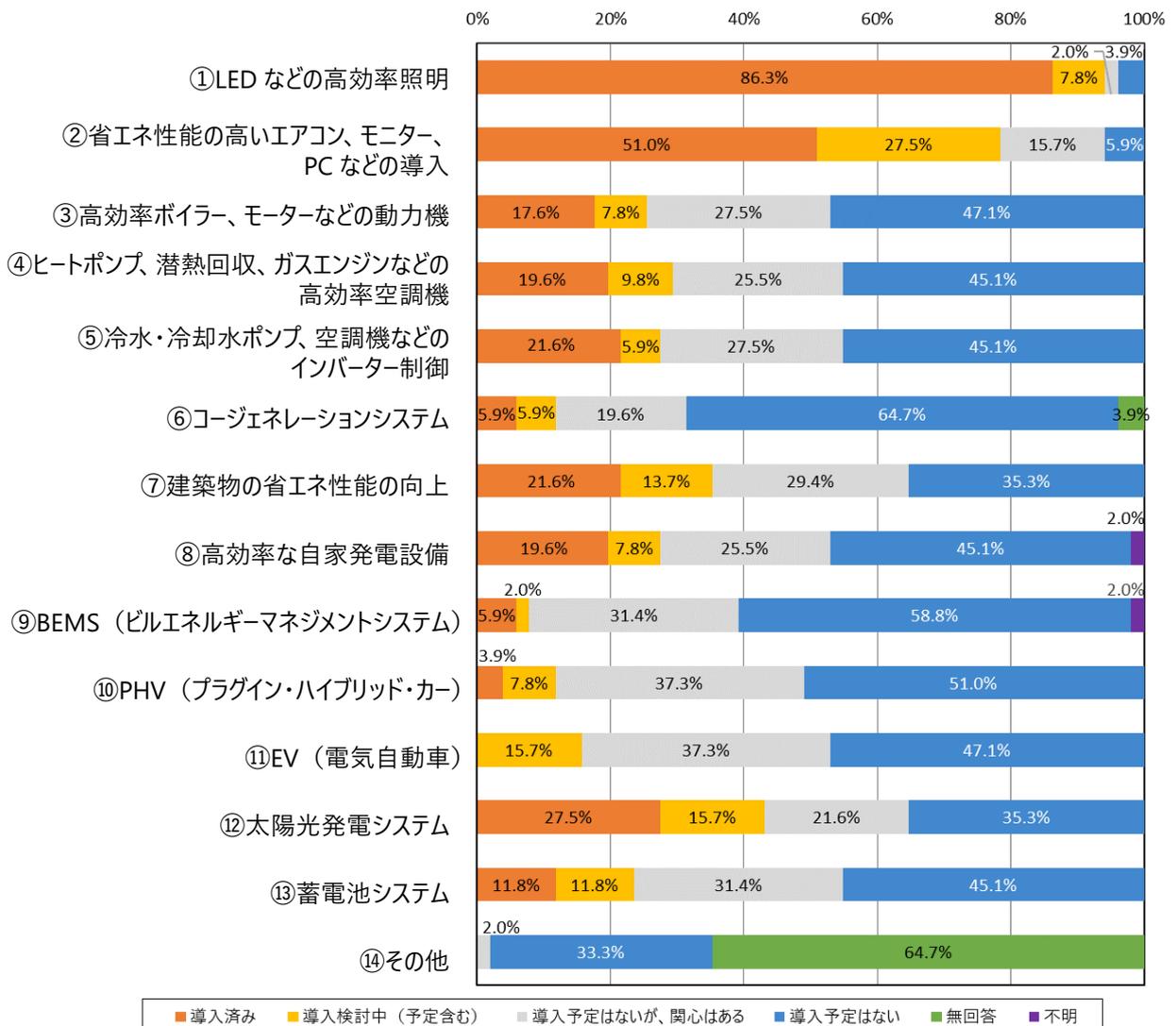
○ 地球温暖化対策設備機器の導入状況

問7 地球温暖化防止につながる機器や設備を導入していますか。それぞれの項目について、あてはまる番号1～4の中から1つだけ○で囲んでください。

地球温暖化対策設備機器の導入状況については、『導入済み』と回答した割合は、「①LED などの高効率照明（86.3%）」が最も高く、9 割近い事業所で既に導入されています。次いで、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、PC などの導入（51.0%）」、「⑫太陽光発電システム（27.5%）」となっています。

また、『導入検討中（予定含む）』については、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、PC などの導入（27.5%）」が最も多く、次いで「⑪EV（電気自動車）（15.7%）」、「⑫太陽光発電システム（15.7%）」が多くなっています。

『導入予定はないが、関心はある』については、「⑩PHV（プラグイン・ハイブリッド・カー）（37.3%）」、「⑪EV（電気自動車）（37.3%）」、「⑨BEMS（ビルエネルギー管理システム）▶①（31.4%）」、「⑬蓄電池システム（31.4%）」で回答率が高くなっています。



▶① BEMS (ビルエネルギー管理システム) とは、Building Energy Management System の略称で、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのことをいう。

○ 事業者意識調査の結果まとめ

分野	結果概要
1 脱炭素、気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素経営に対する認知度は比較的高く、再生可能エネルギー電力への切り替えや 脱炭素経営に関する計画や方針の作成については、1 割以上の事業者が既に取り組んでいます。これらの取組やカーボン・オフセットについての関心は高く、情報提供の充実などにより、今後の取組の拡大が期待できます。 ●事業活動における省エネルギー行動は定着し、LED 照明の導入率は約 9 割と多くの事業所で導入が完了しています。太陽光発電システムの導入率は検討中を含めると 4 割を超えています。プラグインハイブリッド自動車（PHV）や電気自動車（EV）、蓄電池、ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）への関心が高く、導入に向けた費用面での支援策や充電インフラの整備等が求められます。
2 資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の減量化や再利用、使用済み製品や容器等の回収の取組率は 6 割以上と取組が浸透しているといえます。 ●食品ロスやプラスチックごみ対策など、新たな法令に対応する取組意識は高いといえますが、未実施の事業者に向けた対策例などの情報発信や、消費者の理解促進に向けた啓発などが必要です。
3 自然・みどり、生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ●敷地内や周辺の自然環境の保全・再生などの取組率が高く、地域の緑化活動への参加・協力も行われています。
4 安心・安全、快適な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ●大気・排水・騒音・悪臭・有害物質の取組については、概ね実施されていますが、取り組む予定はない事業者への周知が必要です。 ●まちの美化への関心度は高く、清掃活動や地域の美化活動への参加・協力の実施率も高いといえます。事業者としても取り組みやすい活動であることから、引き続き、協働による美化活動の機会や情報の提供が必要です。
5 環境教育、協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ●社員に対する環境教育の実施率は検討中を含めると 7 割を超え、意欲的に取り組まれているといえます。一方、取り組む予定はない、該当しないと回答している事業者に対しては、取組の効果や必要性などの情報発信を行うことが必要です。また、従業員の環境に対する理解向上のために、社員教育に活用できるツールや講師派遣などの情報提供が求められます。 ●融資や助成、優遇措置などコスト的な支援に加え、情報提供やセミナー、ガイドラインの作成などが求められます。 ●市に協力・支援できる取組として、資金援助のほか人的支援、会場の提供などに対する回答もあり、協働での取組を進めていける環境といえます。

資料 6 二酸化炭素排出量の算定方法

市域からの二酸化炭素排出量は、埼玉県が提供する「県内市町村温室効果ガス排出量 算定結果 2020年度版」をもとに、各部門のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を整理しています。

また、一般廃棄物については、坂戸市西清掃センター焼却施設における一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分量から積み上げ計算を行っています。

埼玉縣市町村二酸化炭素排出量の算定方法

● エネルギー起源 CO₂

部門	算定方法	参考資料
産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業、鉱業、建設業、製造業の4業種について個別に算定を行う。 ● 業種別の電力・燃料需要を県内総量から按分推計し、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。按分に用いる活動量は名目生産額。 ● 排出係数は県の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉縣市町村民経済計算」
業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術・業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービスの12業種について個別に算定を行う。 ● 業種別の電力・燃料需要を県内総量から按分推計し、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。按分に用いる活動量は名目生産額。 ● 排出係数は県の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉縣市町村民経済計算」
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の電力・燃料需要については、電力・ガス小売完全自由化の影響によって市町村データの取得が困難になったため、統計モデルを用いて推計する。 ● まず、県内の家庭部門における電力・燃料需要を推計するための統計モデルを構築する。次に、市町村別の社会経済データをモデルに入力し、得られる推計値を各市町村の電力・燃料需要とみなす。市町村の合計と県内総量が一致するように各市町村の電力・燃料需要を補正したのち、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。 ● 排出係数は県の算定値を使用する 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉県推計人口」 ➢ 総務省統計局「社会・人口統計体系」 ➢ 総務省統計局「消費者物価指数（さいたま市、2015年基準）」 ➢ 気象庁「日平均気温（熊谷）」など
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車は乗用車、バス、二輪車、トラックの4車種について、鉄道は旅客と貨物の2区分について個別に算定を行う。 ● 自動車の利用に伴うCO₂排出量は、車種別の燃料需要を国内総量から按分推計したのち、排出係数を乗じて算定する。按分に用いる活動量は自動車保有台数。 ● 鉄道の利用に伴うCO₂排出量は、区分別の電力・燃料需要を国内総量から按分推計したのち、排出係数を乗じて算定する。按分に用いる活動量は人口。 ● 排出係数は全国の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉県統計年鑑」 ➢ 埼玉県統計課「埼玉県推計人口」

● 非エネルギー起源 CO₂

排出源	算定方法	参考資料
一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分に伴う CO₂ 排出量を算定の対象とする。 ● 焼却施設ごとの年間処理量における水分率、廃プラスチック率（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類の割合）を乗じて廃プラスチック焼却量を算定したのち、排出係数を乗じて CO₂ 排出量に換算する。 ● 排出係数は環境省マニュアルの掲載値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境省「一般廃棄物処理実態調査（施設設備状況、ごみ処理状況）」 ➤ 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」

資料 7 坂戸市環境基本条例

平成14年 3月27日条例第 3号

改正 平成26年12月19日条例第32号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 環境の保全等のための推進体制（第18条・第19条）

第4章 環境審議会（第20条—第29条）

附則

私たちのまち坂戸は、武蔵野の緑と高麗川の清流の織りなす恵み豊かな自然の中ではぐくまれ、歴史と文化を築き発展してきた。

しかしながら、都市化や生活様式の変化により私たちの社会経済活動は、生活の便利さや物の豊かさを求めて資源やエネルギーを大量に消費してきたため、身近な自然が次第に失われるとともに、水質の汚濁や大気汚染などの都市生活型公害や廃棄物問題などが顕在化してきている。

さらに、私たちを取り巻く環境では、地球の温暖化やオゾン層の破壊などが進行し、すべての生物の存続基盤である地球環境が脅かされつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を維持していくために必要となる安全でかつ快適な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共生できる環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継がなければならない責務を有している。

私たちは、市、事業者及び市民がそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、相互の協力によって住みよい環境の保全と創造を推進し、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事

態に係る環境の保全をいう。

- 3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう適切に推進されなければならない。

- 3 地球環境の保全は、地域の環境と密接にかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、健全な生態系の保護を図るとともに、多様な自然環境の保全と創造に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理を行うこと。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、坂戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(環境基本計画との整合)
- 第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。
(環境報告書の作成等)
- 第9条 市長は、環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等について、毎年度、報告書を作成し、公表するものとする。
(規制の措置)
- 第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)
- 第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。
(環境の調査)
- 第12条 市は、環境の状況を把握し、又は環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査の実施に努めるものとする。
(環境教育及び環境学習の振興等)
- 第13条 市は、事業者及び市民が環境の保全等について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全等に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的な環境保全活動の促進)
- 第14条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供)
- 第15条 市は、第13条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
(市民の意見の反映)
- 第16条 市は、環境の保全等に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。
(地球環境の保全)
- 第17条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 環境の保全等のための推進体制

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全等に関し、広域的な取組みを必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、坂戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全等に関し必要なこと。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関職員

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第24条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第25条 会長は、審議회를招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第26条 審議会は、特定事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第27条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境産業部環境政策課において処理する。

(委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(坂戸市環境審議会条例の廃止)

2 坂戸市環境審議会条例（昭和46年坂戸町条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の坂戸市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第22条第1項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月25日までとする。

附 則（平成26年条例第32号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料 8 用語解説

●あ行

暑さ指数 (WBGT)

熱中症を予防することを目的とし、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射等周辺の熱環境、気温の 3 つを取り入れた指標をいう。暑さ指数が 28 を超えると熱中症患者が著しく増加するとされる。

営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）

農地法の一時的転用許可により、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電システムを設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組をいう。作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できるが、農作物の安定した生産も求められている。

エコロジカル・ネットワーク

複数ある生きものの生息空間がそれぞれ孤立せず、生きものが自由に生息空間を行き来できるような状態をいう。

オープンガーデン

イギリスが発祥といわれており、個人の庭や花壇を一般に公開することをいう。

●か行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方をいう。

外来種

カミツキガメのようにもともとその地域にいなかった生物が、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことで、海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）及び、国内のもともといなかった地域に持ち込まれた生物（国内由来の外来種）をいう。

環境マネジメントシステム

企業、事業所等がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みをいう。

「緩和策」と「適応策」

温室効果ガス排出量の削減・吸収を促進する「緩和」に向けた取り組みを「緩和策」、温室効果ガス増加の影響で発生する気候変動の悪影響を軽減する「適応」に向けた取り組みを「適応策」といい、緩和と適応の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められている。

気候変動適応法

気候変動への適応策を法的に位置づけ、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化し、被害の回避・軽減を図るため、平成 30（2018）年に制定された。地域の実情に即し、地方公共団体の気候変動適応計画の策定を努力義務として規定している。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・住居環境の向上や防災・減災等多様な効果を得ようとするをいう。

グリーンカーテン

夏の強い日差しを和らげ、室内の温度上昇を抑えるため、アサガオやヘチマ等のつる性の植物により建物の窓や壁を覆うことをいう。

コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムの総称をいう。

●さ行

埼玉県エコアップ認証制度

事業者自ら環境に関する方針を定め、その達成に向けた取組を実施するとともに、CO₂削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度をいう。

埼玉県環境アドバイザー

豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う方として埼玉県が登録した人をいう。

埼玉県気候変動適応センター

埼玉県における気候変動の適応策の推進と気候変動の研究を行う機関で、県内の気象データや影響情報等気候変動適応策の情報の収集や情報提供を行っている。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として知事が委嘱した人をいう。

彩の国エコぐるめ事業

客の要望に沿った量での提供、食べ残しをしなかった場合の割引や特典の付与、食べきりの呼び掛け、食料品の量り売り・ばら売り等食品ロスや食品廃棄物を減らす取組を実施する事業者を埼玉県が登録する制度をいう。

坂戸市エコショップ認定制度

消費者、事業者や行政が一体となり環境保全、ごみ減量及びリサイクルの一層の推進を図るため、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む市内の主として物品、食料品の小売店を認定し、広く市民に周知する制度をいう。

サブスクリプション

「定期購読、継続購入」を意味し、商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うことをいう。

自然共生サイト

令和 5 年 4 月から開始された制度で、ナショナルトラスト、屋敷林、社寺林、緑道、河川敷等「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域をいう。

持続可能な開発目標 (SDGs)

全世界共通の国際目標として平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された目標のことをいい、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益 (マルチベネフィット) を目指すこと等が求められている。

市民花壇

花いっぱい運動の一環として、公有地を活用し、市民ボランティアが管理する花壇をいう。

市民緑地制度

都市緑地法第 60 条の規定に基づき、民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度をいう。

循環経済

従来の 3R の取組に加え、資源の利用と消費の量を抑えつつ、今ある資源を循環利用し続けながら、新たな付加価値を生み出し続けようとする経済活動のことをいう。

条件付特定外来生物

外来生物法に基づき、特定外来生物に指定された生物のうち、規制の一部 (飼育等の規制) を当分の間適用除外とする生きものをいい、現行、アメリカザリガニ、アカミミガメが対象とされている。

将来予測値

現在の人口・世帯の増減、事業活動等の社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合を想定して算出した推計値をいう。

スマートコミュニティ

家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいう。

生産緑地制度

生産緑地法第 3 条の規定に基づき、都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として、農地等の所有者の申し出に基づき、都市計画に生産緑地地区を定める制度をいう。

製品プラスチック

容器包装プラスチックやペットボトル等と異なり、プラスチック製のハンガー、定規、バケツ等製品そのものがプラスチック製のものをいう。従来、プラスチック製容器包装は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により、分別収集、リサイクルが進められていたが、プラスチック製廃棄物の更なるリサイ

クル等を進めるため、令和3年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、プラスチック製の製品についてもリサイクルを可能とした仕組みが設けられている。きる権利に対して料金を支払うことをいう。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。

ゼロカーボンシティ宣言

日常生活や経済活動等からの二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量と、森林等による温室効果ガス吸収量が、プラスマイナスゼロとなる状態をカーボンニュートラルといい、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現したまちを「ゼロカーボンシティ」という。昨今、こうした脱炭素社会に向けて、「2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロの実現」に取り組むことを地方公共団体が表明している。

●た行

第三者所有型（PPAモデル）

Power Purchase Agreementの略で、電力販売契約をいう。太陽光発電システム導入方法の一つであり、PPA事業者との契約により、太陽光発電システムを初期費用ゼロで導入でき、メンテナンスもPPA事業者が行う仕組みのことをいう。契約期間が終わった後は、契約により設備を譲り受けることができるが、契約終了までの間、利用者はPPA事業者を利用した分の電気代を支払う。

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、行動変容、ライフスタイル変革を促すための国民運動をいい、衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像や具体的なアクションの提案等により、新たな消費・行動を喚起し、国内外での脱炭素型の製品・サービスの需要創出することを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律

国全体が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で、令和3（2021）年には、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促

進を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現を明記した改正が行われた。

厨芥類

家庭や飲食店、青果市場等の事業所から出る野菜くず、食べ残し等の生ごみをいう。

てまえどり

商品棚の手前の方にある、賞味期限・消費期限の近いものから商品を選ぶことをいう。

電力排出係数

電力1kWhを発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安であり、電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出する。

特定外来生物

外来生物法に基づき、国外由来の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたものをいい、令和5年6月現在、157種が指定されている。また、原則として輸入、放出、飼養、譲渡が禁止されている。

●な行

ナショナルトラスト

市民が自分たちのお金で身近な自然や歴史的な環境を買い取って守るなどにより次の世代に残す運動をいう。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行為を促すための情報をいう。暑さ指数（WBGT）の値が33以上と予想された場合、気象庁の予報区単位（一部を除き都道府県単位）で発表される。

●は行

ヒートアイランド現象

郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象をいい、緑地の減少に加えて舗装、建物等による地表面被覆の人工化、密集した建築物による風通しの阻害等都市形態の高密度化、建物、工場、自動車等の人工排熱の増加が主な要因といわれている。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動をいう。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動をいう。

ペアガラス

ガラスが二重になっている窓のことをいい、2枚のガラスの間に中空層を設け、そこに熱伝導率が低い乾燥した空気を封入すること等により、住宅の断熱性能や遮熱性能を高めることができる。

ほ場整備

不成形な農地の区画を整形することにより、生産性の高い農地に作り変える事業をいう。

●ま行

まちのクールオアシス

埼玉県が熱中症予防対策の一環として実施する事業に賛同する公共施設や事業所等で、外出時の一時休息所の設置や熱中症情報発信拠点となる施設のことをいう。

●ら行

レジリエント

防災分野や環境分野においては、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する。

●英数

3R

リデュース (Reduce : ごみを減らす)、リユース (Reuse : 再利用する)、リサイクル (Recycle : 再資源化) の3つのR (アール) の総称をいう。

4R

3つのR (アール) である3Rに加え、リフューズ (Refuse : 不必要なものは買わない、断る) を加えた4つのR (アール) をいう。

BEMS**(ビルエネルギーマネジメントシステム)**

Building Energy Management System の略称で、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのことをいう。

CSRレポート

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) の考え方に基づいて行う社会的な取組をまとめた報告書をいう。

REPOS (リーボス)

環境省が提供する「再生可能エネルギー情報提供システム」を指し、地域ごとの再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として開設されたポータルサイトをいう。

V2B (ビークル・ツー・ビルディング)

Vehicle to Building の略称で、電気自動車に蓄えた電力を事業所において有効活用することをいう。

V2H (ビークル・ツー・ホーム)

Vehicle to Home の略称で、電気自動車に蓄えた電力を家庭用に有効活用することをいう。

**ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、
ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)**

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことをいい、住宅の場合は ZEH (ゼッチ)、ビルの場合は ZEB (ゼブ) という。

ZEV(ゼロエミッション・ビークル)

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV) をいう。

第3次坂戸市環境基本計画

令和6（2024）年3月発行

発行 坂戸市

編集 環境産業部環境政策課

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田 1-1-1

電話 049-283-1331

E-mail sakado41@city.sakado.lg.jp

ホームページ <https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/20/>

